

国際情勢

総目次

キャラハン政権期のイギリス外交と欧州政治協力	1
境界の越境者たち	
——イギリス社会におけるイスラーム宗教者の系譜と現在地	20
戦間期ソ連外交の一断面	
シャフトゥイ事件を巡って、1928年	34
グローバル化時代のイスラーム主義	
——解放党（ヒズブ・タフリース）の事例——	43
イスラエルの国境強化を担うユダヤ移民たち	
——インド出身のユダヤ共同体「ブナイ・メナシェ」の入植動向から——	57
2024年トルコ統一地方選挙における親クルド政党の二面性	
「第3の道」と「都市合意」	73

キャラハン政権期のイギリス外交と欧州政治協力

はじめに	2
1. 外交政策決定過程の混乱	4
2. CSCEとアラブ・イスラエル紛争をめぐる消極姿勢	7
3 南部アフリカをめぐる政策協調の主導	10
おわりに	14

はじめに

英国は、1973年1月から2020年1月までの約47年間にわたって、欧州共同体（European Community: EC）とその後継組織である欧州連合（European Union: EU）に加盟し続けた。だが、そもそも英国がいかなる思惑からECに加盟したのかを知る者は、今日では少ない。過去30年間の歴史研究が明らかにしてきたのは、英国がEC加盟を目指した動機として、共同市場への参加から経済的利益を得ることよりも、英国の国際的な影響力を向上させるという政治的な考慮の方が重要だったことである。そのなかでも、EC加盟国間で共同歩調をとることによって外交的影響力を強化することは、英国にとっての中心的な関心であった⁽¹⁾。1960年代末の英国政府内では、例えばベトナム戦争のような国際問題に関して発言力を高められることが、EC加盟の主たる利点として語られていたのである⁽²⁾。

では、実際にEC加盟を実現した後、英国の外交政策はどのように変容したのだろうか。この問題を考えるうえでの一助とするために、本稿は、ジェイムズ・キャラハン（James Callaghan）政権期、すなわち1976年4月から1979年5月にかけての英国が、EC加盟国間の外交政策協力にどのようにかかわったのかに着目する。当時EC加盟国間の外交政策協力は、1970年に創設された欧州政治協力（European Political Cooperation: EPC）という枠組みでおこなわれていた。欧州政治協力は、外相会議、政治委員会、政策領域ごとに設置される作業部会という三層構造の会議体からなっていた。それぞれの会議体では、毎月一回ほどの頻度で情報交換がおこなわれており、必要が生じた際にEC加盟各国が共通の政策をとれるように準備がなされていた⁽³⁾。英国は1973年のEC加盟と同時に、この欧州政治協力の正式な成員となっていた。キャラハン政権発足の時点で、英国は欧州政治協力を約3年間かかわっており、その仕組みに慣れ始めていた。

キャラハンは首相就任前から、欧州政治協力の重要性についてたびたび語ってきた政治家であった。キャラハンは首相就任の直前まで、第二次ハロルド・ウィルソン（Harold Wilson）政権の外相を務めていた。外相として約2年間にわたって欧州政治協力にかかわったキャラハンは、EC加盟国間の外交政策協力の意義を深く理解するようになった⁽⁴⁾。もともと英国のEC加盟に懐疑的であったキャラハンが、EC加盟支持に転じた理由の一つが、欧州政治協力の有益さを認識したことであった⁽⁵⁾。さらに、キャラハン政権期に外相を務めた二人の政治家たち、すなわちアンソニー・クロスランド（Anthony Crosland）とデイヴィッド・オーウェン（David Owen）も、欧州政治協力の重要性について外相在任中にたびたび語っていた。

にもかかわらず、キャラハン政権期の3年間の実績を振り返ると、英国が欧州政治協力

において主導的な役割を果たしたようには見えない。この時期に英国が他のEC加盟国と協働して対外的影響力を行使しようとした事例は少ない。これは、英国のEC加盟を成功に導き欧州政治協力にも建設的に関与したとされるエドワード・ヒース（Edward Heath）政権や、欧州政治協力を通じての政策協調をたびたび主導したマーガレット・サッチャー（Margaret Thatcher）政権とは、対照的である⁽⁶⁾。むしろキャラハン政権の実績は、他のEC加盟国との協調に消極的だったとされる第二次ウィルソン政権のそれとさほど変わらないように思える。キャラハン政権の欧州政治協力への姿勢をめぐっては、レトリックと実態の乖離が生じていたのである。

では、なぜキャラハン政権期の英国は欧州政治協力において主導的な役割を果たせなかったのだろうか。この問題を本格的に検討した研究は見当たらない。そもそもキャラハン政権期の英国がどのように欧州政治協力に関与したのかに焦点を当てた研究すらも、管見の限り皆無である。その理由の一つは、上述のように同政権がEC加盟国間の政策協調において目立った役割を果たさなかったからだろう。それに加えて、研究を遂行するのが困難だという事情もある。英国外務省内で欧州政治協力を所管していた欧州統合（域外）局の文書は保存状況が極めて悪く、史料的な制約が生じている⁽⁷⁾。さらに、1970年代半ば以降に欧州政治協力で協議の対象となるアジェンダが増加していたことも、一人の研究者が英国の欧州政治協力への姿勢の全体像を把握するのを困難にしている。

その一方で近年、キャラハン政権の対外政策のさまざまな側面に焦点を当てたあらたな研究が公刊されている。そしていくつかの研究の中には、断片的ではあるものの、欧州政治協力への言及が見られる。本稿では、こうした既存の研究を整理しながら、部分的には一次史料の分析に基づいた独自の知見も織り交ぜつつ、キャラハン政権の欧州政治協力への関与のおおまかな全体像を描くことを試みる。あらかじめ断っておくと、本稿の内容の大部分は二次文献に依拠している。ただし、キャラハン政権期の英国が欧州政治協力において主導的役割を果たした南部アフリカ政策に限っては、先行研究の不足を補うために、一次史料の分析に基づいたあらたな知見を提示する。

本稿では、キャラハン政権期の英国が欧州政治協力において主導的な役割を果たそうとしなかった背景に、以下の二つの原因があったことを示す。一つ目は、欧州政治協力における主要なアジェンダにおいて、英国と他のEC加盟国、とりわけフランスとの外交路線の相違が拡大したことである。このことは、1970年代前半から欧州政治協力の二大アジェンダであった欧州安全保障協力会議（Conference on Security and Cooperation in Europe: CSCE）とアラブ・イスラエル紛争についてとりわけ顕著であり、これらの政策領域で英国が主導権を発揮するのを困難にした。二つ目は、英国外務省内の政策決定プロセスの混乱である。とりわけ1977年2月にオーウェンが外相に就任してからの約2年間は、英国

外務省内においてトップダウンで意思決定がなされるようになり、外務省内で日常的に欧州政治協力にかかわっていた各政策領域の専門家たちの有するアイデアが十分に汲み取られなくなった。それゆえに、英国は国際環境の変化に応じて欧州政治協力をあらたな政策領域で活用することができなかつたのである。

本稿の構成は以下の通りである。まず第一章では、キャラハン期における英国の外交政策決定過程に焦点を当て、英国外務省内でボトムアップでの政策アイデアの集約が機能不全に陥っていたことを示す。続く第二章では、CSCEとアラブ・イスラエル紛争という二つの政策領域を取り上げ、他のEC加盟国との外交路線の相違ゆえに英国が主導権を発揮する余地が縮小していたことを示す。そして第三章では、キャラハン政権期においてEC加盟国間の協力が最も進展した南部アフリカ政策に焦点を当て、なぜ例外的に英国がEC加盟国間の協力を主導できたのかを検討する。最後に、三つの章の知見を総合しながら、キャラハン政権期の英国が欧州政治協力で積極的な役割を果たせなかつた原因を整理する。

1. 外交政策決定過程の混乱

ジェイムズ・キャラハンが英国の首相に就任したのは、1976年4月5日のことである。首相就任の直前までキャラハンは第二次ハロルド・ウィルソン政権の外相を務めていた。だが3月16日にウィルソンが突如辞意を表明したことを受けて、労働党の党首選挙が実施された。この選挙に立候補したキャラハンは、他の5人の候補者との競争を勝ち抜き、労働党党首に選出されたのである。

キャラハンは首相就任前から、EC加盟国間の外交政策協力の重要性をたびたび語ってきた政治家であった。キャラハンは、第一次ウィルソン政権がEEC加盟を模索していた1960年代末の時点で、加盟の経済的利点については懐疑的であったものの、その政治的利点については認めていた⁽⁸⁾。その後キャラハンは1974年3月からの約2年間、第二次ウィルソン政権の外相として欧州政治協力にかかわり、その経験を通じて欧州政治協力が英国にとって有益だとの認識を強めた⁽⁹⁾。1975年6月の国民投票で英国のEC残留が決まった1週間ほど後に、キャラハンはウィルソン首相に覚書を送付している。そのなかでキャラハンは、英国が欧州共同体において積極的な役割を果たせる分野として対外関係を挙げ、この分野にヨーロッパ政策の重点を置くべきだと進言している⁽¹⁰⁾。また首相就任の2ヶ月半ほど前に西ドイツのハンブルクで講演した際にも、EC加盟国が対外的に結束を通じて政治的影響力を高めることを欧州共同体の目指すべきビジョンとして示している⁽¹¹⁾。

しかし、首相在任中のキャラハンがEC加盟国間の政策協調をみずから指揮することは稀だった。当時の英国は深刻な経済危機に直面しており、外交政策の優先度は低くなりがちだった。そのうえ労働党は、党内に巨大な欧州懐疑派を抱えており、キャラハン自身がヨーロッパ政策を指揮すれば党の分裂を招くリスクもあった。またキャラハンの対外政策上の関心は、米国と独仏の橋渡しによって大西洋同盟を強化することに向けられていた。こうしたなかで、欧州政治協りに具体的にどのようなかかわるかはかなりの程度、外相に任されることとなった。

キャラハン政権では二人の政治家が外相を務めた。アンソニー・クロスランドとデイヴィッド・オーウェンである。彼らはともに、英国の対外的影響力を向上させる観点から、EC加盟を支持してきた政治家であった。ケヴィン・ジェフリーズ (Kevin Jeffreys) が著したクロスランドの評価によれば、彼がEC加盟を支持した理由は経済とは無関係であった。むしろクロスランドにとって、EC加盟の利点はそれが英国にとって帝国を代替する権力基盤になりうることにあった⁽¹²⁾。オーウェンも同様に、政治的な観点からEC加盟を支持したことを公言していた⁽¹³⁾。

にもかかわらず、二人の外相たちはいずれも、外相在任中に欧州政治協力を通じた他のEC加盟国との協調をみずから積極的に指揮しようとはしなかつた。クロスランドの場合、国際問題への理解が不足しており、当初は外相の職務の大部分を時間の無駄だと見なしていた⁽¹⁴⁾。彼が外相に任命された理由は、適材適所だったからではなく、権力政治上の考慮からだった⁽¹⁵⁾。そのため、クロスランドは外交政策の策定においてほとんど主体性を発揮しようとしなかつた。もっともクロスランドは、欧州政治協力に関しては好意的に見ていた。外相理事会でのEC案件についての協議と比べて、欧州政治協力の外相会議ではフランクで開かれた意見交換がなされていたためである⁽¹⁶⁾。だがそれでも、クロスランドが他のEC加盟国との政策協調をみずから提案することは稀だった。クロスランドはしだいに外相の職務に慣れていったものの、1977年2月13日に脳出血で倒れ、6日後に死を迎えることになる。

オーウェンの場合、前任者とは対照的に、みずからの手で外交政策を形づくろうとした。38歳の若さで外相に就任したオーウェンは、外務省の旧態依然とした組織文化を嫌った。そのためオーウェンは、外部から招き入れた政策アドバイザーたちを中心に、トップダウンで政策を決定しようとした⁽¹⁷⁾。それによって、外務省内には巨大な軋轢が生まれた。オーウェンは外務官僚たちの助言をことごとく無視した。外務官僚が時間をかけて作成した書類に、暴言を殴り書きして送り返すことも珍しくなかつた。その結果、官僚たちはしだいに政策を思いついても提案しなくなっていく⁽¹⁸⁾。

問題をさらに悪化させたのは、外相在任中のオーウェンが、外務官僚たちが過度に親欧

州的な姿勢をとっているのではないかと強い疑念を抱いていたことである⁽¹⁹⁾。このことは、当時オーウェンが親欧州的な政治家として知られていたことに照らすと、意外だと思われるかもしれない。たしかにオーウェンは、それまで英国のEC加盟を一貫して支持していた。だが彼は、同時にナショナリストでもあり、欧州連邦主義には懐疑的であった⁽²⁰⁾。そして欧州政治協力に関しても、欧州連邦への第一歩となるのではないかと疑念の目を向けていた⁽²¹⁾。またオーウェンは、外務官僚たちが英国の国益にそぐわない場合にも無理に他のEC加盟国に同調しているのではないかと疑っていた。そのような疑念ゆえに、外務官僚が作成した他のEC加盟国との協力についての案を却下することもあった⁽²²⁾。

このように二人の外相たちが他のEC加盟国との協力をみずから主導しないなかで、外務官僚のレベルでは何が起きていたのだろうか。当時の欧州政治協力は、外相会議、政治委員会、作業部会の三層構造から成っていた。このうち作業部会は政策領域ごとに設置されており、EC加盟各国の外務省内における各政策分野の担当者たちが、毎月対面で協議をおこない、情報を共有していた。1970年代後半の欧州政治協力において、最も顕著な進展が見られたのは、この作業部会を通じての外務官僚同士のネットワーク化である。当時作業部会に参加していたある英国の外交官は、他のEC加盟国外務省のカウンターパートと親交を深めることは極めて有意義だったと回顧している⁽²³⁾。こうして外務省の各部局では、他のEC加盟国の情勢認識が把握され、欧州政治協力を活用する方法についてもアイデアが生まれるようになっていった。

しかし、英国外務省の各部局で欧州政治協力を活用するアイデアが生まれたとしても、それが実行に移されるまでにはいくつかの障壁があった。その一つは、上述したオーウェンのトップダウンの政策決定スタイルにある。ただし、問題はそれだけではなかった。外務官僚のレベルでも、政策アイデアの集約を阻害する要素があったのである。それは、キャラハン政権期の大半において英国外務省の政務局長（Political Director）を務めていたレジナルド・ヒバート（Reginald Hibbert）の個性である。

政務局長は、欧州政治協力の中枢である政治委員会に出席する役職であった。政治委員会は毎月開催され、各作業部会で検討された事項のうち重要なものを協議し、外相会議に提案をおこなった。この政治委員会は欧州政治協力全体の方向性を定める機能を有していたため、政務局長にはEC加盟各国の外務省内でかなり高い地位にある外交官たちが就任することとなっていた。英国の場合は、欧州担当の副次官（Deputy Under-Secretary of State）がこの職を兼任していた。政務局長を兼任する欧州担当の副次官は、副次官たちの中でも同輩中の首席という位置づけであり、英国外務省本省において事務次官に次ぐ実質的なナンバーツーであった。

ヒバートの性格と能力は、英国の欧州政治協力への貢献にとっての妨げとなった。彼が

政務局長の要職に抜擢された理由はおそらく、他の外務官僚たちと比べれば、彼がさほど親欧州的ではなかったためである。だがヒバートは、部下へのパワー・ハラズメントによって英国外務省内に悪名をとどろかせた人物であった。それが深刻な問題となるのは1979年の春に駐仏大使に就任してからだが、その兆候はすでにこのころには表れていた。当時のヒバートは、みずからの判断の正しさを過信し、作業部会に参加している彼よりも職位が下の外務官僚たちと政策をめぐる日常的に言い争いをしていた⁽²⁴⁾。そしてヒバートは、論理的思考力に優れていたものの、現実の世界で起こる問題の複雑性を見落とす傾向があった⁽²⁵⁾。

こうしてキャラハン政権期の英国外務省内では、各政策領域の専門家が着想した政策アイデアが実行に移されにくい状態が生じることとなった。この時期、個別の政策領域にかかわる外務官僚のレベルでは、他のEC加盟国のカウンターパートとの連携が深められていった。これによって、欧州政治協力を活用する方法についてもアイデアが蓄積されていたことだろう。だがそのうちの多くは、外相と政務局長の反対ゆえに、実行に移されなかった。おそらく各政策領域の専門家が着想したものの、提案されることすらなく埋もれていったアイデアも多かったのではないだろうか。

2. CSCEとアラブ・イスラエル紛争をめぐる消極姿勢

キャラハン政権期の英国は、欧州政治協力で扱われていた具体的なアジェンダについて、どのような姿勢をとったのだろうか。本章では、1970年代初頭からキャラハン政権発足時までの欧州政治協力において最も緊密な政策協調がおこなわれてきた二つの政策領域、すなわち欧州安全保障協力会議（CSCE）とアラブ・イスラエル紛争を取り上げて、キャラハン政権の姿勢を検討する。以下では、これら二つの政策領域においてキャラハン政権が欧州政治協力を活用して外交的イニシアティブをとろうとしなかった背景に、英国の外交路線と他のEC加盟国、とりわけフランスの外交路線の相違があったことを示していく。

まずCSCEに関しては、キャラハン政権期の英国は他のEC加盟国とともに重要な国際会議に参加している。1977年10月4日から1978年3月8日にかけてユーゴスラビアの首都ベオグラードで開催された、CSCEの第一回目の再検討会議である。英国は1970年代初頭以来、ヒース・ウィルソン両政権の下で、CSCEに関して他のEC加盟国と緊密な政策協調をおこない、1975年に合意されたヘルシンキ最終議定書の作成にも貢献していた⁽²⁶⁾。ベオグラード再検討会議での中心的な議題は、ヘルシンキ最終議定書の内容の履行状況を確認することであった。

このベオグラード再検討会議は、目立った成果をあげることなく閉幕することになる。その最大の原因は、米ソ間の対立であった。1970年代初頭の米ソ関係を特徴づけたデタントは、このころには陰りを見せ始めていた。1977年1月に米国で人権外交を掲げるカーター政権が誕生すると、前政権の無関心から一転して、CSCEへの強い関心を示し始める。その背景には、ソ連・東欧諸国がヘルシンキ最終議定書の人権に関する規定を遵守せず、国内の反体制派を弾圧していたことがあった。カーター政権にとってベオグラード再検討会議は、反共プロパガンダのための好機であった。対するソ連・東欧諸国の側は、人権問題に関して西側諸国の要求に応じるつもりなど毛頭なかった⁽²⁷⁾。

ベオグラード再検討会議における英国の姿勢を考えるうえで重要なのは、CSCEをめぐる米国と西欧諸国（とりわけ独仏）の立場が乖離していたことである。この会議に際して、フランスや西ドイツは、デタントの気運を継続させることと、東西間で具体的な協力を進展させることを望んだ。そのため、カーター政権がベオグラード再検討会議を反共プロパガンダのための機会と見ていることを懸念していた。米国政府代表団を率いたアーサー・ゴールドバーグ（Arthur Goldberg）は再検討会議が始まるやいなやソ連・東欧諸国における人権状況を厳しく批判したが、西欧諸国の記者たちは彼のことを「制御されていないミサイル（unguided missile）」と揶揄していた⁽²⁸⁾。

では、こうしたなかで英国はどのような姿勢をとったのだろうか。英国政府、とりわけオーウェン外相の考え方は、人権規範を重視する点でカーター政権に近かった。オーウェンは、国際社会における人権規範の促進を英国外交全体の目標に据えた初めての外相だとされる⁽²⁹⁾。1970年代は国際社会において人権規範が重んじられるようになった時期である。オーウェンもこうした国際的な潮流から大きな影響を受けており、外相在任中の1978年に『人権』と題した著書を刊行したほどであった⁽³⁰⁾。他のEC加盟国も、英国の立場は米国のそれに近いと見なしていた⁽³¹⁾。

それでも英国はベオグラード再検討会議を通じて、他のEC加盟国との政策協調を維持した。それは英国の外務官僚たちが、EC加盟国間の協調を望んだためであった。英国外務省内で、EC加盟国間の協調を維持することは、デタントの将来よりも重要な課題だと考えられていた⁽³²⁾。ベオグラード再検討会議の開催期間中には、英国外務省本省からベオグラードの英国政府代表団に宛てて、米国に同調して東側の人権状況を非難するように求める電信が送られたこともあった。だが、おそらくオーウェンの発案によるこの指令は、外務官僚たちから反対の声があがったため、結局実行に移されることはなかった⁽³³⁾。

ベオグラード再検討会議は、ほとんど成果を得られないまま閉幕した。その一方、この会議を通じてEC加盟9カ国は、ときよりフランスの単独行動が見られたものの、大部分で結束を維持した⁽³⁴⁾。キャラハン政権期の英国は、人権をめぐる他のEC加盟国と立場

の相違を広げたものの、ヒース・キャラハン両政権がとってきたEC加盟9カ国の協調という路線を維持したといえるだろう。

では次に、アラブ・イスラエル紛争に関して、キャラハン政権期の英国は欧州政治協力の場でどのような政策をとったのだろうか。キャラハン政権の3年間は、アラブ・イスラエル紛争の構図が大きく変化していた時期だった。中東情勢が欧州政治協力の本格的な議題となったのは、1973年10月に第四次中東戦争が発生したときである。そのころと比べると1970年代後半にはアラブ・ナショナリズムが後退しており、アラブ世界の大国であるエジプトは単独でイスラエルとの和平合意を締結しようと模索していた。同時にパレスチナ解放機構（Palestine Liberation Organization: PLO）が影響力を拡大しており、1974年10月に開催されたラバト会議では、アラブ諸国から全パレスチナ人を正統に代表する唯一の組織だと認められていた。

このようにアラブ・イスラエル紛争の構図が大きく変化するなかで、キャラハン政権はこの紛争をめぐるEC加盟国間の政策協調において積極的な役割を果たそうとはしなかった。その背景には、パレスチナ問題をめぐる英仏の立場の差が1970年代前半と比べて開いていたことがある。そのような外交路線の相違をもたらしたのは、1974年3月に英国で起こった親イスラエルの労働党への政権交代である。キャラハン政権も親イスラエルの外交路線をとり、中東和平に関しては米国の立場を支持する姿勢を示していた。ヨルダンのフサイン（Hussein bin Talal）国王から他のEC加盟国と協調して中東への関与を深めるように求められたときに、キャラハンはイスラエルに影響力を及ぼせるのは米国だけだと冷淡な反応を示している⁽³⁵⁾。

その一方で、英国外務省内で中東政策を所管していた近東・北アフリカ局は、他のEC加盟国との協調に前向きであった。欧州政治協力の中東作業部会での協議を通じて、近東・北アフリカ局は他のEC加盟国のカウンターパートと情報共有を進めていた。中東諸国の首都においても、9カ国の大使館員が日常的に情報交換をおこなっていた。1974年以降に9カ国とアラブ諸国の間で始まったユーロ・アラブ対話についても、アラブ諸国との良好な関係を維持するうえで有益だと英国外務省内では見なされていた⁽³⁶⁾。また、もし英国が中東和平をめぐる立場をアラブ諸国よりも修正するならば、他のEC加盟国と共同歩調をとることが前提だと考えられるようになっていた⁽³⁷⁾。

キャラハン政権期の英国は、アラブ・イスラエル紛争をめぐる他のEC加盟国との最低限度の協調を維持した。英国のEC議長国期間には、重要な共同声明が一つ合意されている。1977年6月のロンドン欧州理事会で合意されたパレスチナ問題に関する9カ国首脳共同声明である⁽³⁸⁾。この共同声明は、9カ国が初めてパレスチナ人のための「故郷（homeland）」の必要性を認めた点で画期であった。共同声明の草案は、欧州政治協力で

の協議を通じて9カ国の外務官僚たちがボトムアップで作成したものであった。ただし、「故郷」という表現はすでにカーター政権が用いていたものであり、9カ国が独自の立場をとったわけではなかった。それゆえにキャラハンは共同声明の発表を容認したのである⁽³⁹⁾。

しかしロンドン欧州理事会が閉幕してからの2年間、EC加盟9カ国は中東和平に関して実質のある役割を果たさなかった。米国の仲介によってエジプトとイスラエルが1978年9月に締結したキャンプ・デーヴィッド合意に関しても、9カ国はその作成に何ら関与していない。西欧諸国が中東和平問題に口出しすることをイスラエルが嫌うなかで、英国の役割は事実上、9カ国がイスラエルの利害に沿わない政策に合意するのを阻止することとなった⁽⁴⁰⁾。その一方でフランスは、アラブ世界での経済的利益への考慮から、米国の主導する和平プロセスから距離をとろうとした。こうした英仏の立場の相違が、EC加盟9カ国が中東和平に関して実質のある役割を果たすことを不可能にしたのである。

以上見てきたように、キャラハン政権期の3年間、CSCEとアラブ・イスラエル紛争という二つのアジェンダに関して、英国は欧州政治協力を活用してイニシアティブをとろうとはしなかった。その最大の原因は、英国の外交路線がフランスのそれと乖離していたことにある。むしろ二つの政策境域において、英国の立場は米国のそれに接近していた。ただし、英国の外務官僚たちが欧州政治協力への関与を重視する英国の外務官僚たちの努力によって、他のEC加盟国との最低限度の協調はかろうじて維持されたのである。

3. 南部アフリカをめぐる政策協調の主導

キャラハン政権期の英国が欧州政治協力において主導権を発揮したといえるおそらく唯一の政策領域は、南部アフリカであった。1970年代半ば以降の欧州政治協力では扱われるアジェンダの幅が広がっていったが、そのなかで英国が最も重視していたのが南部アフリカであった。キャラハン政権期の英国は、西ドイツとともに、南部アフリカをめぐるEC加盟9カ国の政策協調において主導的な役割を果たした。以下では、まず1976年以降に南部アフリカをめぐるEC加盟国間の協調が活発化していく経緯をまとめ、そのなかで英国がどのような姿勢をとったのかを示す。続いて、キャラハン政権期の英国が欧州政治協力においてとったイニシアティブのうち最大のもの、すなわち南アフリカで活動する企業に対するEC加盟9カ国共同の行動規範（Code of Conduct）の策定に焦点を当てる。

欧州政治協力にアフリカ情勢についての協議をおこなう場としてアフリカ作業部会が設置されたのは、1974年4月のことである⁽⁴¹⁾。ただし、EC加盟国間でアフリカ政策の協調を

図ろうとする動きが本格化するのには、キャラハン政権発足直前の1976年2月からである。このころアフリカ大陸は、超大国間の駆け引きの舞台となりつつあった。1975年3月に勃発したアンゴラ内戦は、アフリカが第三世界における東西対立の最前線となりつつあることを象徴していた。こうしたなか、1976年2月23日に、西ドイツのゲンシャー（Hans-Dietrich Genscher）外相の提言に基づいて、EC加盟9カ国の外相たちが南部アフリカに関する共同声明に合意したのである⁽⁴²⁾。

南部アフリカをめぐる共同歩調をとろうという気運がEC加盟国間で高まっていることを、英国は好意的に受けとめていた。キャラハン政権発足から約2ヶ月後の1976年6月11日に、ヨーロッパ政策を討議するための閣議が開催された⁽⁴³⁾。この閣議に向けて内閣府が作成した文書の中では、欧州政治協力を通じたEC加盟国間の協力のなかでも、特に英国の国益にかなう分野として、南部アフリカが挙げられている⁽⁴⁴⁾。この当時、英国は経済的苦境に直面しており、かつて植民地を有していたアフリカとの経済関係の重要性が高まっていた。そのため、同地域において冷戦戦略上の考慮と英国独自の国益をどのようにバランスさせるかが、大きな課題となりつつあった。

こうしたなかで、英国のマーティン・リード（Martin Reid）中部・南部アフリカ局長は、1976年4月8日に開催された欧州政治協力のアフリカ作業部会の席で、ナミビア問題に関してEC加盟9カ国が共同で使節団を派遣することを提案した。当時ナミビアでは、南西アフリカ人民機構（South-West Africa People's Organisation : SWAPO）を中心とするアフリカ民族主義勢力が南アフリカからの独立を目指して戦っていた。英国の提案は、9カ国から少数の外交官を選んで、ナミビア、ケープタウン、ルサカに派遣し、南アフリカの政治家、ナミビアの政治家、SWAPOの代表者とそれぞれ協議をおこなうことだった。この案はリード局長が着想し、キャラハン外相の許可を得る前に、他のEC加盟国に提案したものであった⁽⁴⁵⁾。

英国の狙いは、建設的な提案をすることによって、他のEC加盟国、とりわけ西ドイツを満足させることであった。英国にとって重要だったのは、ローデシア問題をめぐる同国の政策に、他の加盟国から支持を得ることであった⁽⁴⁶⁾。1965年に英領南ローデシアの首相であったイアン・スミス（Ian Smith）は英国からの独立を一方的に宣言し、それ以来ローデシアにおいては少数派の白人による支配が継続していた。英国はこの状況を解消するために、ローデシアに経済制裁を実施するとともに、米国とも協調しながらさまざまな解決策を模索していた。そしてこうした政策にEC加盟国からの支持を得るためには、アフリカをめぐる他の問題に関して他のEC加盟国との協調を主導することが有益だと考えられたのである。

しかし、この英国の提案は、フランスの反対によって頓挫することになる。アフリカ大

陸と帝国の経験に由来する独自の関係を有していたフランスは、アフリカをめぐるEC加盟国間で情報交換や政策協調をおこなうことを嫌っていた。英国の提案に関しても、ナミビアに使節団を派遣することが、他のアフリカ諸国の脱植民地化プロセスにおける先例となることを恐れていた。フランスは、とりわけ海外領土アファル・イッサ（のちのジブチ）の独立に関して、他のEC加盟国から干渉される可能性を懸念していた⁽⁴⁷⁾。フランスの姿勢は、かつて帝国を構成していた諸地域の問題について他のEC加盟国と進んで協議したがる英国の姿勢とは、対照的であった⁽⁴⁸⁾。

こうして1976年の春から本格的に模索され始めたアフリカをめぐるEC加盟国間の政策協調は、一度は暗礁に乗り上げた。しかし1977年に入ると、EC加盟9カ国の政策協調は前進を見せ始め、共通政策が形成されることになる。それが、1977年10月に9カ国の外相たちが合意した南アフリカに関する行動規範である。当時の南アフリカではアパルトヘイト政策がとられており、少数派の白人が政治的権力を独占し、人口の大多数を占める黒人の政治的権利は制限されていた。前年の1976年6月にはヨハネスブルグのソウェト地区で大規模な黒人の暴動が発生し、多数の死者が発生していた。こうしたなかで、9カ国の行動規範は、南アフリカで活動する加盟国の企業に対して、人種間の賃金格差の縮小、職場における人種隔離の撤廃、黒人の労働組合への加入の奨励などを求めるものであった⁽⁴⁹⁾。そして、この提案は、英国のアイデアに基づいて策定されたものであった。

では、この行動規範はどのような経緯で策定に至ったのだろうか。行動規範が策定される1年ほど前から、英国は南アフリカをめぐるEC加盟9カ国の政策協調を模索し始めていた。英国が南アフリカをめぐる政策協調の可能性について検討を進めることを初めて提案したのは、1976年11月29日と30日にハーグで開催された欧州理事会である。29日の晩におこなわれた夕食会の席でキャラハン首相が、南アフリカについて9カ国が共通の立場をとるために協議すべきだと提案したのであった⁽⁵⁰⁾。キャラハンがこのような提案をした背景にはおそらく、米国における政権交代があった。1976年11月2日に大統領選挙で勝利したカーターは、人権外交を掲げており、アパルトヘイト政策を実施する南アフリカにも厳しい視線を向けていた。

英国にとって最悪のシナリオは、南アフリカへの経済制裁を義務づける国連安保理決議案が提出され、それに米国が賛成票を投じる可能性であった⁽⁵¹⁾。そうなれば、英国としては単独で拒否権を行使せざるを得なかった。当時の英国の経済状況は極めて厳しく、1976年12月には外貨準備不足を解消するために国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）に緊急支援を要請したほどであった。こうしたなか、英国にとって第9位の輸出相手国である南アフリカとの経済関係を遮断することは困難であった⁽⁵²⁾。だがもし仮に米国が賛成票を投じるなかで英国が単独で拒否権を行使することになれば、英国に国際社会の

非難の矛先が向けられることは必然であった。

もちろんキャラハン政権にとっては、米国に対して南アフリカ問題で英国の利害に反する決定をとらないように働きかけることもできた。実際に1977年3月の英米首脳会談では、就任間もないオーウェン外相がヴァンス（Cyrus Vance）国務長官に対して、もし英国の立場を考慮せずに南アフリカ政策を決定するならば、英国が米国のイスラエル政策を支持することを保証できないと伝えている⁽⁵³⁾。だが英国の要望が米国の政策決定過程で考慮される確証はどこにもなかった。こうしたなかで、EC加盟9カ国が共同の立場を形成することが英国の視野に入ってきたのである。

キャラハンによる欧州理事会での提案を受けて、英国外務省のリード中部・南部アフリカ局長は、1976年12月13日に開催された欧州政治協力のアフリカ作業部会において、南アフリカに関する共通政策の可能性を検討することを提案した⁽⁵⁴⁾。年が明けて1977年の初春から、EC加盟各国外務省のアフリカ政策の担当者たちを中心に、半年ほどかけて協議がおこなわれた。協議のなかでは経済制裁の可能性も含めてさまざまな措置が検討された⁽⁵⁵⁾。その間も、南アフリカに対する国際社会の批判は強まり続けており、同年8月には国連主催の下でナイジェリアの首都ラゴスでアパルトヘイトに関する世界会議が開催されることとなっていた。

英国が他の加盟国に行動規範の作成を提案したのは、1977年7月12日にブリュッセルで開催された欧州政治協力の外相会議であった。この会議の席でオーウェン外相がEC加盟国共同での「行動規範」の策定を提案したのである⁽⁵⁶⁾。英国国立公文書館に保存されている外務省中部・南部アフリカ局の文書を読む限り、同局が事前にこの提案を検討した形跡はない。ここからは、この案が英国外務省内においてオーウェンのトップダウンで決定されたことがうかがえる。この提案についてオーウェンから知らされたキャラハンは、EC加盟国間で行動規範の策定を進めることに同意した⁽⁵⁷⁾。

英国の提案の背景にはどのような狙いがあったのだろうか。1977年7月18日に、内閣府で開催された南部アフリカに関する閣僚委員会の席では、欧州共同体の枠組みを活用することには次の利点があるということで、キャラハン首相を含む出席者たちが一致している。すなわち、英国単独での措置が政治的に困難である一方で、他のEC加盟国と共同歩調をとれば、報復のリスクを減らしながら措置の効果を高められ、かつ英国の国内世論にも受け入れられやすくなるのだった⁽⁵⁸⁾。ただし、より重要なのは、英国企業の利益を増進させることだったのかもしれない。すでに1974年に、英国政府は南アフリカで活動する英国企業に対する行動規範を策定していた。しかし、それは実効性のあるものとはなっていなかった。その理由は、英国企業だけが行動規範を遵守することが、他国の企業との競争において不利に働くためであった⁽⁵⁹⁾。英国にとって、他のEC加盟国の企業と同一の行動規範

を導入することには、自国企業だけが不利益を受けなくなるという利点もあった。

その後、EC加盟9カ国は官僚レベルで協議を重ね、1977年9月20日に行動規範が9カ国の外相たちによって承認された。この行動規範がアパルトヘイトの撤廃に直接的に寄与することはなかったものの、英国が責任逃れするのに役立ったという見方がある⁽⁶⁰⁾。そして、英国政府内に設置されていた南アフリカとの経済関係に関する省庁間委員会において指摘されたように、「EC加盟9カ国がこれほど短期間のうちに行動規範の形式と内容について合意に達したことは、相当な成果であった」⁽⁶¹⁾。9カ国が初めて欧州政治協力を通じてアフリカに関する共通政策を形成したという意味でも、この行動規範は画期であった。

英国の欧州政治協力とのかかわりを考えた際にも、この行動規範は画期となる経験であった。英国はそれまでも欧州政治協力に建設的に関与しようとしてきた。ただし、その内実は他の加盟国、とりわけフランスと歩調を合わせることによって、CSCEやアラブ・イスラエル紛争をめぐるEC加盟国間の結束を維持することであった。それに対して、本章で取り上げた事例には、英国が豊富な知識と経験を有する地域の問題について独自の政策アイデアを他のEC加盟国に提起し、9カ国共通の立場を形づくろうという発想を見取ることができる。そしてこの事例では、英国の提案によって国際社会においてEC加盟国が果たす役割が拡大したのである。

こうした英国独自の政策アイデアの提起は、もし英国外務省内の政策決定過程が機能していれば、キャラハン政権の下でより頻繁に見られていたことだろう。おそらく外務省の地域専門家の間には、他のEC加盟国と協調しながら外交的イニシアティブをとるアイデアが他にも数多く存在していたことだろう。後述するように、外相と政務局長が1979年春に交代したことをきっかけに、英国は欧州政治協力の場で多様な政策アイデアを提起するようになる。このように見るとキャラハン政権期は、英国が他の加盟国に同調することでEC加盟国間の連帯を維持する時代から、英国が独創的なアイデアを提案してEC加盟9カ国の国際社会における役割を拡大させる時代への過渡期にあったといえる。

おわりに

キャラハン政権期の英国がEC加盟国間の外交政策協力において果たした役割は、同政権の用いたレトリックと比べると、かなり小さなものとなった。この時期の英国が欧州政治協力において主導権を発揮した場面は、南アフリカで活動する企業に向けての行動規範の策定などに限られる。もちろん、1970年代前半から協力が積み重ねられてきたCSCEや中東といった政策領域においても、他のEC加盟国との最低限度の協調は維持された。し

かし国際環境の変化に応じて、英国が主体的に欧州政治協力の活動領域を広げる場面はほとんど見られなかった。

本稿は、こうしたキャラハン政権の言行不一致の背景には主に二つの原因があることを示してきた。その一つ目は、CSCEや中東和平といった1970年代初頭からEC加盟国間の協力が積み重ねられてきたアジェンダに関して、英仏の外交路線の相違が拡大したことである。1974年の労働党への政権交代を経て、英国は親イスラエル的になっていた。また1977年2月にデイヴィッド・オーウェンが外相に就任すると、英国外交の全体で人権規範が重視されるようになった。こうした点で、英国の立場はフランスの立場から遠ざかり、むしろ米国の立場に近づいた。それでも他のEC加盟国との最低限の協調が維持されたのは、英国の外務官僚たちが欧州政治協力への関与を重視していたためである。

二つ目は、キャラハン政権の外交政策決定過程の混乱である。1970年代の半ば以降、欧州政治協力で協議される政策領域は拡大し、外務省の各部局は常日頃から他の加盟国の立場を把握するようになっていた。だがキャラハン政権期の英国外務省では、ボトムアップでの政策アイデアの集約が機能していなかった。とりわけオーウェンが外相に就任して以降は、外務官僚たちの進言はことごとく却下されるようになった。そのため、外務官僚たちがEC加盟国の政策協調が可能かつ有益だと判断しても、それが実際の政策に反映されることは稀だった。

こうした英国の消極的な姿勢は、欧州政治協力が停滞する一因となった。この時期に欧州政治協力が停滞した原因を、米ソ対立の再燃によってEC加盟9カ国が独自の役割を果たせる余地が縮小したことに求める研究もある⁽⁶²⁾。だがこうした見解が妥当かどうかは疑問である。むしろ実際には、あたらしい環境に適應するためのアイデアが不足していたのではないだろうか。欧州域外世界との多様な関係を有する英国は、本来であればEC加盟国間の政策協調を推進するうえで大きな貢献をできるはずであった。しかし、実際には英国がおこなった独自の提案は少なかった。このことは、フランスの欧州政治協力への全般的な消極性と並んで、1970年代末の欧州政治協力が停滞した最大の原因だといえるだろう。

キャラハン政権の末期になると、英国の外務官僚たちも、欧州政治協力が全体として停滞していると感じるようになっていた。1979年2月には政務局長のレジナルド・ヒバートが、マイケル・パリサー（Michael Palliser）事務次官に宛てた覚書のなかで、米国が欧州政治協力の関心を失っていることを指摘し、その原因は過去2年間にわたって欧州政治協力が停滞していたためではないかとの見解を示している。そのうえでヒバートは、欧州政治協力のメカニズムが限界に達しているとの見方を示し、現行の機構を見直す必要があるとも述べている⁽⁶³⁾。

この覚書のコピーは外務省の関係者間で回覧され、オーウェン外相の目に留まった。そ

の際オーウェンは、次のようにコメントしている。「その通り。それ（政治協力）は天井に達している。そして私には、屋根を高くすべきいかなる理由も、あるいは英国の国益という観点でのいかなる利点も、まったく見いだせない」と⁽⁶⁴⁾。このコメントからは、オーウェンもまた欧州政治協力への関心を失っていたことがうかがえる。

だが1980年代になると、英国の欧州政治協力にふたたび積極的に関与するようになる。英国外務省では、1979年の春に、ジュリアン・ブラード（Julian Bullard）が政務局長に就任する。彼は、類まれなる知性を発揮し、事務次官を凌ぐほどの影響力を発揮するようになる⁽⁶⁵⁾。その数ヵ月後に、保守党への政権交代を経て外相に就任したキャリントン（Peter Carrington）卿は、EC加盟国間の協調を重視する姿勢を示し⁽⁶⁶⁾、外務官僚たちの進言を進んで受け入れるようになる。彼らの就任によって英国外務省内ではボトムアップでの政策アイデアの集約が機能し始める。また同時に保守党への政権交代によって、中東政策をめぐる英仏の外交路線も接近し始める。英国は、在イラン米国大使館員人質事件とソ連のアフガニスタン侵攻を画期として形成されたあらたな国際環境において、欧州政治協力の場でさまざまな政策アイデアを提起し、国際社会におけるEC加盟9カ国の活動の幅を拡大していくことになる。その結果、米国、ソ連、日本といった諸大国は、1980年代に入るとふたたび9カ国の動向に注意を向けるようになるのである。

注

- (1) 英国の第二次EEC加盟申請については、Helen Parr, *Britain's Policy Towards the European Community: Harold Wilson and Britain's World Role, 1964-1967* (Routledge, 2006); Melissa Pine, *Harold Wilson and Europe: Pursuing Britain's Membership of the European Community* (I.B. Tauris, 2007); Daniel Furby, 'The Revival and Success of Britain's Second Application for Membership of the European Community, 1968-71', unpublished Ph.D. Thesis (Queen Mary, University of London, 2009), などが政治的な動機の重要性を強調している。
- (2) Pine, *Harold Wilson and Europe*, p. 56.
- (3) 欧州政治協力の機構については、辰巳浅嗣『EUの外交・安全保障政策——欧州政治統合の歩み』成文堂、2001年、101-105頁、に簡潔な記述がある。
- (4) 外相時代のキャラハンと欧州政治協力のかかわりについては、Mathias Haeussler, 'A "Converted European"? James Callaghan and the "Europeanization" of British Foreign Policy in the 1970s', in Gabriele Clemens (ed.), *The Quest for Europeanization: Interdisciplinary Perspective on a Multiple Process* (Franz Steiner Verlag, 2017), pp. 153-165, に詳しい。
- (5) James Callaghan, *Time and Chance* (Collins, 1987), pp. 316-317.
- (6) ヒース政権については、Daniel Möckli, *European Foreign Policy During the Cold War: Heath, Brandt, Pompidou and the Short Dream of Political Unity* (I.B. Tauris, 2008), サッチャー政権については、粕谷真司「サッチャー政権期のイギリス外交と欧州政治協力、1979-1990年」慶應義塾大学法学研究科博士學位論文、2023年、に詳しい。
- (7) 英国国立公文書館に保存されている欧州統合（域外）局が作成した欧州政治協力関連の文書の総数は、1977年が0冊、1978年が14冊である。これは、前後の時期と比較しても顕著に少ない。おそらく移管される過程で文書が紛失したのだと思われる。
- (8) Kenneth O. Morgan, *Callaghan: A Life* (Oxford University Press, 1997), p. 393.
- (9) Callaghan, *Time and Chance*, pp. 316-317.
- (10) Callaghan to Wilson, 13 June 1975, PREM 16/863, The National Archives of the United Kingdom, Kew [以下TNAと略記].
- (11) 'Text of Adress by the Foreign and Commonwealth Secretary, The Rt Hon James Callaghan MP, to the Ubersee Club Hamburg on Thursday 22 January 1976' in Price to Librarian of the House of Commons, 23 January 1976, FCO 33/2912, TNA.
- (12) Kevin Jeffreys, *Anthony Crosland: A New Biography* (Richard Cohen Books, 1999), p. 153.
- (13) *Hansard*, House of Commons, 26 October 1971, vol. 823, cc. 1630-1638.
- (14) Suzan Crosland, *Tony Crosland* (Jonathan Cape, 1982), p. 323
- (15) キャラハンがクロスランドを外相にしたのは、ロイ・ジェンキンズ（Roy Jenkins）とデニス・ヒーリー（Dennis Healey）を外相にしないための策であった。ジェンキンズは労働党内で最も親欧州的な政治家であり、彼を外相に任命すれば、党内の分断が深まると考えられた。逆にヒーリーは、国際問題に精通していたため、キャラハンの考えが外交政策に反映されなくなることが懸念された。David Lipsey, *In the Corridors of Power: An Autobiography* (Biteback, 2012), pp. 86-87.
- (16) Fergusson to Fretwell, 13 September 1976, FCO 93/963, TNA.
- (17) David Owen, *Time to Declare* (Michale Joseph, 1991), p. 263.
- (18) Interview with Michael Palliser, 28 April 1999, British Diplomatic Oral History Program [BDOHP], The Churchill Archives Centre, Cambridge [以下CACと略記].
- (19) Owen, *Time to Declare*, pp. 246-247.
- (20) Interview with Stephen Wall, 14 December 2010, BDOHP, CAC.
- (21) Owen, *Time to Declare*, p. 370.
- (22) David Grealy, *David Owen, Human Rights and the Remaking of British Foreign Policy* (Bloomsbury, 2022), pp. 110-111.
- (23) Interview with Roger Bone, 2 February 2018, BDOHP, CAC.
- (24) Interview with Colin Budd, 7 November 2016, BDOHP, CAC.
- (25) Interview with Brian Crowe, 15 October 2003, BDOHP, CAC.
- (26) 代表的な研究として、Kai Hebel, *Britain, Detente, and the Helsinki CSCE: 'Fathers of the Final Act'*

- (Routledge, 2025); 齋藤嘉臣『冷戦変容とイギリス外交——デタントをめぐる欧州国際政治、1964～1975年』ミネルヴァ書房、2006年。
- (27) ベオグラード再検討会議の概要については、Nils Andrén and Karl E. Birnbaum, *Belgrade and Beyond: the CSCE Process in Perspective* (Martinus Nijhoff, 1980), に詳しい。
- (28) Michael Clarke, 'Britain and European Political Cooperation in the CSCE', in Kenneth Dyson (ed.), *European détente: Case Studies of the politics of East-West Relations* (Frances Pinter, 1986), p. 244.
- (29) Grealy, *David Owen*, pp. 12, 185.
- (30) David Owen, *Human Rights* (Jonathan Cape, 1978).
- (31) Grealy, *David Owen*, p. 110.
- (32) Clarke, 'Britain and European Political Cooperation in the CSCE', p. 250.
- (33) Umberto Tulli, 'The Limits of the EPC? The EC Members at the Belgrade CSCE Review Conference', in Clemens (ed.), *The Quest for Europeanization*, p. 83.
- (34) Angela Romano, 'The European Community and the Belgrade CSCE', in Vladimir Bilandžić, Dittmar Dahlmann and Milan Kosanović (eds.), *From Helsinki to Belgrade: The First CSCE Follow-up Meeting and the Crisis of Détente* (V&R unipress, 2012), pp. 222-223.
- (35) Cartledge to Lever, 20 December 1978, PREM 16/2169, TNA.
- (36) Muhamad Hasrul Zakariah, 'The Euro-Arab Dialogue 1973–1978: Britain Reinsurance Policy In The Middle East Conflict', *European Review of History* 20:1 (2018), pp. 95-115.
- (37) Tomkys to Parsons, 28 February 1979, FCO 93/2193, TNA; Parsons, 'The Middle East Problem', 21 February 1979, FCO 93/2193, TNA.
- (38) この共同声明は、Christopher Hill and Karen E. Smith (ed.), *European Foreign Policy: Key Documents* (Routledge, 2000), p. 301, に収録されている。また、この共同声明の作成過程についての詳細な研究として、大林憲司マテイ「フランス外務省と中東和平外交、1976～1977年——欧州理事会ロンドン声明の起草過程」慶應義塾大学法学研究科修士学位論文、2024年、がある。
- (39) Wright to Fergusson, 21 June 1977, PREM 16/1371, TNA.
- (40) Nigel J. Ashton, 'A Local Terrorist Made Good': the Callaghan government and the Arab-Israeli peace process, 1977–79', *Contemporary British History* 31: 1 (2017), pp. 121-122.
- (41) Maria Găinar, *Aux origines de la diplomatie européenne: Les Neuf et la Coopération politique européenne de 1973 à 1980* (Peter Lang, 2012), p. 377.
- (42) FCO to Luxembourg, Telno 45, 25 February 1976, FCO 98/180, TNA; FCO to Luxembourg, Telno 45, 25 February 1976, FCO 98/180, TNA.
- (43) この閣議の概要については、Stephen Wall, *The Official History of Britain and the European Community, Volume III: The Tiger Unleashed, 1975-1985* (Routledge, 2019), pp. 51-52.
- (44) 'European Community: United Kingdom Tactical Plan May-July 1976', in Denman to Wright, 10 May 1976, PREM 16/863, TNA.
- (45) EEC Africa Experts Group: Luxembourg 8 April', 12 April 1976, FCO 45/1874, TNA.
- (46) Gabriele Clemens, Alexander Reinfeldt und Telse Rüter, 'Europäisierung der Außenpolitik? Die EPZ und der Namibia-Konflikt', in Gabriele Clemens (ed.), *The Quest for Europeanization: Interdisciplinary Perspectives on a Multiple Process* (Franz Steiner Verlag, 2017), S. 33, 49.
- (47) Ibid., S. 43.
- (48) Lorenzo Ferrari, *Sometimes Speaking with a Single Voice: The European Community as an International Actor, 1969–1979* (Peter Lang, 2016), p. 57.
- (49) この行動規範については、Martin Holland, *The European Community and South Africa: European Political Co-operation Under Strain* (Pinter, 1988), pp. 74-94.
- (50) CM (76) 36th Meeting, CAB 128/60/14, TNA.
- (51) Nancy Mitchell, *Jimmy Carter in Africa: Race and the Cold War* (Stanford University Press, 2016), p. 155.
- (52) 英国外務省政策企画室の試算では、南アフリカとの貿易を全面的に遮断した場合、英国の国内総生産（GDP）は約1%低下すると予想されていた。Ferrari, *Sometimes Speaking with a Single Voice*, p. 185.
- (53) Mitchell, *Jimmy Carter in Africa*, pp. 155-156.
- (54) Reid to Hibbert, 14 December 1976, FCO 45/1919, TNA; 'Note for the record' in Reid to Mansfield, 16 December 1976, FCO 45/1875, TNA.
- (55) Găinar, *Aux origines de la diplomatie européenne*, pp. 398-399.
- (56) FCO to Pretoria, Telno 205, 12 July 1977, FCO 45/2135, TNA.
- (57) Cartledge to Prendergast, 25 July 1977, PREM 16/1462, TNA.
- (58) GEN 12 (77) 4th Meeting, 18 July 1977, CAB 130/860, TNA.
- (59) Johnston to Hurst, 18 July 1977, FCO 45/2135, TNA.
- (60) Holland, *The European Community and South Africa*, p.93.
- (61) GEN 97 (77) 2nd Meeting, 13 September 1977, CAB 130/985, TNA.
- (62) Găinar, *Aux origines de la diplomatie européenne*, pp. 579-580.
- (63) Hibbert to PS/PUS, 26 January 1979, FCO 98/618, TNA.
- (64) Lever to Hibbert, 1 February 1979, FCO 98/618, TNA.
- (65) John Dickie, *Inside the Foreign Office* (Chapmans, 1992), p. 52.
- (66) キャリントン卿の欧州政治協力についての考えの概略を知るには、Lord Carrington, 'European Political Co-operation: America Should Welcome It', *International Affairs* 58: 1 (Winter 1981/82), pp. 1–6, が有益である。

境界の越境者たち
——イギリス社会におけるイスラーム改宗者の系譜と現在地

はじめに	21
1. 帝国と信仰の相克——「裏切り」か「忠実な敵」か	22
2. 対抗文化としてのイスラームへの改宗	26
3. 2020年代の現状と課題	28
おわりに	31

はじめに

近年、イギリス社会の宗教的構成は大きく変容を遂げている。イギリス国家統計局 (Office for National Statistics, ONS) による2021年国勢調査の結果は、イングランドおよびウェールズにおいて、自身の宗教を「キリスト教」と回答した住民の割合が46.2% (約2750万人) まで低下し、史上初めて人口の過半数を割り込んだ事実を浮き彫りにした⁽¹⁾。2011年の59.3%から大幅な減少であり、イギリスが「ポスト・クリスチャン」社会へと移行したことが示されている。

「無宗教 (No religion)」層が25.2% (2011年) から37.2% (2021年) へと拡大し、制度的宗教からの離脱が加速する中、この世俗化の潮流と対照をなして伸長しているのがイスラームである。ムスリム⁽²⁾人口は2011年の4.9% (271万人) から、2021年には6.5% (387万人) へと拡大し、絶対数にして約116万人の増加を記録した。英国ムスリム評議会 (Muslim Council of Britain, MCB) の分析によれば、この増加数はイギリス全体の人口増加分の約33%を占める規模に達している。特筆すべきは、ムスリムの過半数が既にイギリス生まれであるという点であり、これは現在のムスリム人口の拡大が、単なる移民の流入による一時的現象ではなく、イギリス社会内部における構造的な定着であることを示唆している⁽³⁾。

2025年3月の推計においては、イギリス内のムスリム人口は400万人の大台を突破し、総人口の6%超を占めるに至った。ここで着目すべきは、その年齢構成における圧倒的な「若さ」である。2021年時点でムスリムの46%が24歳以下であり、全人口における同年齢層の比率 (29%) を大きく凌駕している⁽⁴⁾。この人口統計学的な偏りは、イギリスの労働市場および市民社会におけるムスリムのプレゼンスが、将来的に不可逆的に拡大していくことを強く示唆するものである。

この拡大するムスリム人口の中で、「改宗者 (Converts/Reverts)」は数的には少数派でありながら、質的に極めて重要な意味を持っている。IIFL (Institute for the Impact of Faith in Life) が2025年12月に発表した『The Changing Landscape of Faith in Britain』(以下、IIFL報告書)によれば、イスラームは他宗教からの転換によって「純増 (net gain)」を記録している信仰の一つである。キリスト教への改宗者の大半 (73%) が既存の教派間における水平移動にとどまるのに対し、イスラームへの改宗者の59%は、他宗教あるいは無宗教からの完全な移行である点が際立っている。加えて、キリスト教からの離脱率が44%に達する一方で、イスラームからの離脱は極めて限定的であることが実証されている⁽⁵⁾。

これらのデータは、イギリス社会においてイスラームが、世俗化する主流社会と伝統的信仰の境界領域において、新たな精神的・社会的磁場として機能していることを示唆する。改宗者とは、この「境界」を乗り越える越境者であり、イギリス社会が抱える多様性と緊張関係を一身に体現する結節点に他ならない。本稿は、イギリス社会における「イスラーム改宗者」の歴史的系譜と現状について検討を行う。

1. 帝国と信仰の相克—— 「裏切り」か「忠実な敵」か

イギリスの歴史を紐解くと、イギリス人 (Britons) によるイスラームへの改宗という事象は、「裏切り」として長らく社会において周縁化されてきた。

ナビル・マタールが16～17世紀におけるイギリス人改宗者の存在と、それが当時の社会に与えた衝撃を明らかにしたように、イギリス社会におけるイスラームへの改宗は決して現代特有の現象ではない。ルネサンス期のイギリスにおいて、キリスト教からイスラームへの改宗は「トルコ化 (Turning Turk)」と称され、魂の永遠なる破滅のみならず、国家への反逆を意味するものとして畏怖と嫌悪の対象となった。改宗者は「背教者 (Renegade)」として激しく指弾され、当時の演劇作品においても、秩序を脅かす類型的な悪役 (ストックキャラクター) として頻繁に表象された。その後、オスマン帝国の軍事的脅威が退潮し、イギリスが帝国としての自信を深めていく過程で、演劇や文学におけるムスリムおよび改宗者の描写は変化を見せる。かつての恐怖の対象は、貿易相手や戦略的同盟者としての側面を含む、より多義的でニュアンスに富んだ人物像へと変容を遂げていったのである⁽⁶⁾。

18世紀のイギリス東インド会社治下のインドには、後のヴィクトリア朝期に見られるような厳格な人種的・文化的境界線とは無縁の世界を生きる人々もいた。ウィリアム・ダurlインプルがその著書『White Mughals』において詳細に論じたように、この時期にインドへ駐在したイギリス人男性の約3分の1はインド人女性と通婚あるいは同棲関係にあり、現地の慣習、装束、言語を積極的に受容していた。彼らはムガル帝国の宮廷文化へと深く没入し、その過程でイスラームへの改宗を選択する者も現れた。ただし、この時代の改宗は、純粋な神学的確信に基づくというよりは、ムガル貴族との婚姻、政治的同盟の形成、あるいは現地エリート社会への参入資格としての「文化的パスポート」という側面が色濃かった。しかし、18世紀末～19世紀初頭にかけてのチャールズ・コーンウォリス (Charles Cornwallis) による排他的な行政改革、福音派キリスト教の台頭、本国からの女性の渡来

などの要因が複合し、状況は一変する。かつての融和的な空間は消失し、白人とインド人の間には、越えがたい人種的境界線が画定されていくこととなった⁽⁷⁾。

19世紀末から20世紀初頭にかけて、イギリス本国社会において、イスラームへの改宗現象が顕在化し始めた。この時期の改宗を突き動かした主たる要因は、既存のキリスト教会の制度疲労に対する幻滅と、イスラーム神学への知的共鳴であった。改宗を選択した者たちにとって、「三位一体」や「贖罪」、「原罪」といったキリスト教の中核教義は、不可解かつ不合理なものとして映った。対照的に、イスラームが掲げる絶対的な唯一神信仰（タウヒード）は、極めて簡明かつ論理的な体系として受容されたのである。また、特権的な聖職者階級を持たず、神の下での「信徒の平等」や「兄弟愛」を説くイスラームの教えは、徹底した平等主義（Egalitarianism）を体現するモデルとして評価された。さらに、イスラームが提示する厳格な規律は、当時のイギリス社会を蝕んでいたアルコール依存、売春、賭博といった社会病理を克服するための、実践的な道徳律としても機能した。ジェイミー・ギルハムが指摘するように、この時期の改宗者は特定の層に限られたものではなく、上流、中産、労働者の各階級を横断して存在していたことが確認されている⁽⁸⁾。

ヘンリー・スタンリー（Henry Stanley, 3rd Baron Stanley of Alderley, 1827~1903）はイギリス貴族（Peer of the Realm）として初めてムスリムとなった人物とされており、「ハフィズ（Hafiz）」のムスリム名を用いた。彼は外交官としてコンスタンティノープル⁽⁹⁾やアテネなどで勤務していた。彼がいつ改宗したのかは判然としない。公的領域において信仰を秘匿する「隠れムスリム（Crypto-Muslim）」として振る舞っていたスタンリーは、1859年のアジア周遊中、ムスリムの装束を纏って現地社会に溶け込む姿が報じられ、一種のスクランダルとなった。帰国後、彼は改宗報道を否定したものの、弟への書簡には「私が以前から心の中ではムスリム（Mussulman at heart）だったことは知っているだろう」と、その内面を吐露している⁽¹⁰⁾。

1869年の襲爵により貴族院議員となった彼は、帝国内のムスリムの権利擁護や、オスマン帝国の保全を訴える政治活動に精力を傾けた。しかし、その宗教的实践はほぼ個人の内面に留められ、公然たる布教活動とは一線を画していた。むしろ、「宗教と国家は相互補完的であるべき」という政治的信念に基づき、彼はイギリス国教会の擁護者として振る舞い、領内の教会支援も惜しまなかった。そのため、その逝去に際しては「真のキリスト者」という誤解に基づく追悼報道がされたほどであった⁽¹¹⁾。

信仰を内面に秘めたスタンリーとは対照的に、イギリス貴族としての社会的地位をイスラームの認知拡大へと戦略的に活用した人物こそが、第5代ヘッドリー男爵（5th Baron Headley、ムスリム名はSaifur-Rahman Sheikh Rahmatullah Farooq, 1855~1935）である。彼は1913年、58歳の時にイスラームへの改宗を公的に発表した。現職の貴族による入信宣

言はメディアの耳目を集め、ヘッドリー卿自身もその注視を逆手にとる形で、精力的な宣教活動を展開していった。彼はインド出身の宣教師フワジャ・カマル・ウッディーン（Khwaja Kamal-ud-Din）と連携し、ウォーキング（Woking）のモスクを拠点に組織化を推進、改宗翌年の1914年には英国ムスリム協会（British Muslim Society）の会長に就任した。彼は就任演説においてイスラームの「適応性（adaptability）」を強調し、イスラームを西洋文化やイギリスの慣習と調和させることに腐心した⁽¹²⁾。初期段階の改宗者に対し、形式的な厳格さを求めるよりも、教義の美的側面と簡潔な論理性を提示することに重きを置くその姿勢は、イスラームの「西洋化」とも呼べる実践的アプローチであった⁽¹³⁾。

1923年夏、ヘッドリー卿はカマル・ウッディーンを伴い、ジッダへの訪問を果たした。一行はヒジャーズ王フサイン（Sharif Hussein）の国賓として迎えられ、メッカ巡礼（ハッジ）を実現させた。しかし、この巡礼は当時の緊迫した国際政治の文脈において、物議を醸すこととなった。当時、スイスでは第一次世界大戦の最終的な講和を画するローザンヌ会議が最終局面を迎えており、7月24日には連合国とアンカラ政府（トルコ大国民議会）の間で条約が調印された。これは破綻したセーヴル条約に代わる新たな講和枠組みであったが、フサインは同条約が承認するトルコの主権回復や、それによって固定されるアラブ地域の分割案に対して反対姿勢を示していた。そのため、ヘッドリー卿らの巡礼は政治的なものではないかとの憶測を呼んだ。イギリスの在ジッダ領事館はヘッドリー卿らがヒジャーズ王国に政治利用される可能性を懸念し、その一挙手一投足をロンドンに報告する事態となった⁽¹⁴⁾。

政治的憶測が飛び交う中、ヘッドリー卿自身はこの巡礼についてのタイムズ紙のインタビューに対し、あくまで純粋な宗教的動機に基づくものであると主張し続けた。彼は忠実なイギリス帝国臣民であることと、良きムスリムであることは両立すると訴えていた。実際の巡礼についても、現地の酷暑と砂塵に閉口したものの、イスラームの驚くべき同胞愛に助けられたと述べている⁽¹⁵⁾。イスラームの服装や文化を模倣せず、西洋人のアイデンティティを保持したままでもムスリムとしての義務を果たすことは可能であり、イスラーム側もまたそれを許容する。この巡礼は、彼にとって年来の主張を実証するための振る舞いだったのである。

イギリス中産階級の改宗者を代表する最も重要な人物がウィリアム・ヘンリー・アブドゥッラー・クイリアム（William Henry Abdullah Quilliam, 1856~1932）である。リヴァプールの法曹であった彼は1887年に改宗を公表し、リヴァプール・ムスリム・インスティテュート（LMI）を設立した。LMIは単なる礼拝所にとどまらず、図書館、博物館、科学実験室、講義ホールを擁する複合施設として機能した。クイリアムはここを拠点に、貧困救済や孤児支援、禁酒運動といった「社会正義」の追求を、イスラーム宣教と不可分なも

のとして展開した。さらに自前の印刷所から週刊紙『The Crescent』や月刊誌『The Islamic World』を刊行し、世界各地のイスラーム情報を発信すると同時に、反イスラーム言説への対抗言論を主導したのである⁽¹⁶⁾。

クイリアムの活動は社会福祉の領域を超え、国際政治の舞台にも及んだ。1891年、コンスタンティノーブルを訪問したクイリアムはオスマン帝国のアブデュルハミト2世 (Abdülhamid II, 位1876~1909) より「ブリテン諸島のシェイヒュルイスラーム (Sheikh-ul-Islam of the British Isles)」という、帝国の宗教的権威を帯びた称号を授与された⁽¹⁷⁾。この権威を背景に、彼は1896年のスーダン・マフディー運動に対する英国の軍事介入を批判するファトワ (法的見解) を発出するなど、国策に異を唱える行動に出た⁽¹⁸⁾。こうした越境的な政治活動は社会の強い反発を招き、LMIは度重なる投石や嫌がらせの標的となった。

1907年、オスマン帝国がイギリス外務省に対し、クイリアムをリヴァプールのオスマン帝国総領事とする「認可 (exequatur)」を求めてきた一件は、イギリス政府に衝撃を与えた。調査の結果、当局の承認を得ぬままクイリアムがベルシャ副領事を、その息子がオスマン帝国総領事を自称した活動の実態が露見したためである⁽¹⁹⁾。当然ながら認可は下りず、当局の不信感は決定的なものとなった。翌1908年、離婚訴訟に絡む証拠捏造の疑いで逮捕の危機に瀕したクイリアムは、オスマン帝国への亡命を余儀なくされ、指導者を失ったLMIは急速な瓦解を迎えた。後に彼はアンリ・マルセル・レオン (Henri Marcel Léon) と名乗り帰国し、東洋学者として活動を再開するが、1932年に没するまで、かつてのクイリアムとしての正体を公にすることはなかった。

クイリアムが主宰したLMIは、リヴァプールの労働者階級にとって、単なる祈りの場を超えた精神的避難所として機能した。彼らをイスラームへと強く惹きつけた要因の一つは、ヴィクトリア朝の労働者層を蝕んでいたアルコール中毒という社会病理である。イスラームが課す厳格な禁酒律は、アルコールによる道徳的退廃から脱却し、自己規律による更生を希求する人々に対し、実践的な救済の道筋を提示するものであった。また、既存の教会制度との対比も決定的な要因となった。当時のイギリス国教会は厳格な階級意識に支配されており、教会内の座席すら貧富の差によって区分されることが珍しくなかった。これに対し、LMIをはじめとするイスラーム共同体は、人種や社会的地位による差別を否定した「同胞愛 (fraternity)」を強調した。この徹底した平等主義の実践こそが、既存の社会階層に疎外感を抱く労働者階級の共鳴を呼んだのである。

この時期の労働者階級における改宗現象で特筆すべきは、リヴァプールやウェールズのカーディフといった主要港湾都市に出現した女性たちの存在である。帝国海運の要衝であるこれらの都市には、インドやアラブ諸地域からの船員 (ラスカーなど) が多数滞在して

おり、彼らの一部は現地のイギリス人女性と通婚し、定住を選択した。こうした異文化間の婚姻に際し、女性側がイスラームへ入信する「婚姻改宗」の事例が数多く見られたのである。改宗した女性たちは、単に信仰を受け入れたのみならず、異邦人である夫と地域社会を媒介する、極めて重要な「文化的仲介者」としての役割を果たすこととなった⁽²⁰⁾。

第一次世界大戦の勃発は、イギリスのイスラーム改宗者たちに深刻な忠誠の葛藤をもたらした。オスマン帝国が祖国の敵国となったためである。当時のイギリス人改宗者たちにとって、オスマン帝国とは単なる「かつての友好国」以上の意味を持っていた。その君主は、スンナ派世界の最高権威である「カリフ」を兼ねる存在であり、オスマン帝国は全ムスリムの共同体であるウンマを象徴する最後の砦であった。とりわけ、キリスト教社会の中で孤立しがちな改宗者にとって、カリフを擁する独立したイスラーム帝国の存在は、自らの信仰アイデンティティを保証する精神的な寄り代として機能していたのである。

この困難な時代にあって、公然とオスマン帝国擁護の論陣を張ったのが、後にイギリス人ムスリムとして初のクルアーン英訳を世に送り出すことになる、マーマデューク・ピックトール (Marmaduke Pickthall, 1875~1936) であった。彼は「伝統的な同盟国であるトルコを見捨て、帝政ロシアと協調することこそが、英国の長期的国益と名誉を毀損する」という、逆説的な愛国心に基づき政府の方針を批判した。軍務に就く際も、信仰上の同胞であるオスマン兵との直接戦闘を避ける形での配置を求めたとされる。こうしたピクトールの複雑な立ち位置を、政治家オーブリー・ハーバート (Aubrey Herbert, 1880~1923) は「英国の最も忠実な敵 (England's most loyal enemy)」と形容した。この逆説的なフレーズは、後にアン・フレマントルによる伝記の表題として採用され、さらにギルハムによって、当時のイギリス人改宗者が直面した「国家的忠誠」と「宗教的忠誠」の間のジレンマを象徴する概念として再定義された⁽²¹⁾。イスラームへの改宗とは、単なる私的な信仰告白の領域を超え、時に国家への反逆と見なされかねない、極めて政治的なリスクを孕んだ行為だったのである。

2. 対抗文化としてのイスラームへの改宗

20世紀前半を覆った二度の世界大戦という凄惨な経験は、多くのイギリス人のキリスト教や西洋文明に対する信頼を揺るがし、イスラーム改宗に向かわせる要因となった。第二次世界大戦後になると、西洋的な物質主義に対する幻滅を受けた精神的なオルタナティブを求めるカウンターカルチャー運動と、イスラームへの改宗が深く結びついていく。

1960年代から70年代にかけ、若者たちの関心はイスラームの神秘主義的側面、すなわち

スーフイズムへと急激に傾斜した。ドラッグカルチャーやヒッピー運動の奔放さに倦んだ魂が、より強靱な規律と精神的階梯を求めてイスラームへと漂着したのである。その象徴的中心人物が、スコットランド出身の劇作家・俳優イアン・ダラス (Ian Dallas、ムスリム名: Shaykh Abdal-Qadir as-Sufi, 1930~2021) である。1967年にモロッコで入信した彼は、ロンドンやノリッジに一種のコミュニオンを形成し、「ムラービトゥーン運動 (Murabitun World Movement)」を組織した⁽²²⁾。

彼らのアプローチは、単なる内面的な宗教的実践の枠を超え、西洋近代文明への根本的な批判を含んでいた。具体的には、反資本主義の立場から、利子 (リバー) に基づく銀行システムを全面的に拒絶し、その代替としてイスラーム固有の貨幣である「ゴールド・ディナール」の復権を提唱した。さらに、近代的な労働市場に対抗する形で、伝統的な職能組合 (ギルド) の再興を掲げるなど、極めて急進的な政治経済思想を展開したのである⁽²³⁾。

イアン・ダラスの著書『The Book of Strangers』(1972) は、真理を求める者の精神的遍歴を描いた寓意小説として、同時代のカウンターカルチャー世代に多大な影響を与えた⁽²⁴⁾。この潮流は、当時のイギリスにおける芸術的・文化的アヴァンギャルドとも密接に共鳴していた。キャット・スティーブンス (後のユスフ・イスラム) やリチャード・トンブソンといった著名なミュージシャンの改宗に象徴されるように、イスラームは当時の対抗文化エリートたちが到達した、精神的な「出口」あるいは「解答」として見出されていたのである。

この時期のイギリス人の改宗者たちと、同時期に急増していた南アジア系移民コミュニティの間には、社会的な交流の欠如のみならず、明確な思想的断絶が横たわっていた。改宗者たちは、移民たちが持ち込んだ「エスニックな慣習と習合したイスラーム」を「墮落したイスラーム」と捉え、古典的なアラビア語文献の直接的な伝承に重きを置く「純粋なイスラーム」を志向する傾向があった。彼らの活動の根底には、墮落した現状からのイスラームの復興は西洋人改宗者の内から起こるという信念が存在したのである⁽²⁵⁾。

1990年代に入ると、「純粋なイスラーム」を希求する潮流はさらなる加速を見せた。親世代が保持していたエスニックな慣習的イスラームと訣別し、教義的な正統性を模索する移民二世の若者たちと、西洋人改宗者たちが、サラフィー主義 (Salafism) という一点において共鳴し、合流を果たしたのである。その象徴的事例が、カリブ系黒人の改宗者によって運営されていたブリクストン・モスク (Brixton Mosque) である。同モスクは1993年、サラフィー主義に基づく指導体制へと移行し、自らを「リバート (revert)」のためのモスクと位置づけるようになった⁽²⁶⁾。

しかし、90年代後半になると、サラフィー主義運動内部の争いや過激化への懸念から、多くの改宗者が運動を離脱する「サラフィー・バーンアウト (Salafi Burnout)」と呼ばれ

る現象が顕在化した。とりわけ2001年のアメリカ同時多発テロ事件は決定的な転換点となった。「テロとの戦い」が叫ばれる中、改宗者たちの多くは政治的イスラームやジハード主義と明確に距離を置くようになり、その代替として、スーフイズムや古典法学の伝統的解釈を重視するネオ・トラディショナリズム (Neo-traditionalism) が、改宗者の新たな受け皿として台頭した。

この潮流の変化に戦略的価値を見出したのがイギリス政府である。対テロリズム政策「Prevent (予防)」戦略の一環として、政府はネオ・トラディショナリズムを掲げる諸団体を「穏健なイスラーム」のパートナーとして認定し、公的な支援を与えた⁽²⁷⁾。

安全保障上の脅威としてイスラームが監視対象となる「安全保障化 (securitization)」が進行する状況下で、改宗者たちは、西洋社会との親和性や、時には政府権力との接近をあえて可視化することで、自らの「無害性」と「穏健性」を証明するという、政治的パフォーマンスを強いられることとなったのである。

3. 2020年代の現状と課題

先述のとおり、現代イギリスにおいてイスラームは改宗による人口の純増を実現している。特筆すべきは、現存する改宗者の59%が過去10年以内の入信者によって占められているという事実である。このデータは、改宗という動向が過去のものではなく、現在進行形で加速しつつある現象であることを強く示唆している。では、なぜ「今」、彼らはイスラームを選択するのか。2025年12月のIIFL報告書の結果に基づき、検討していく⁽²⁸⁾。

改宗の動機として最多 (41%) を占めたのは、「意味、目的、あるいは道徳的明晰さの感覚 (A sense of meaning, purpose, or moral clarity)」への渴望であった。ここで注目すべき逆説は、現代の改宗者が抽象的な霊性よりも、具体的な「宗教的儀礼・実践」を重視する傾向にある点である。つまり、一日五回の礼拝、断食、食事規定といった身体的・実践的な規律は入信の障壁とはならず、むしろ日々の生活に秩序と意味を与える構造的枠組みとして、肯定的に受容されている。伝統的な規範やコミュニティの紐帯が溶解し、相対主義的な価値観が支配的な社会において、イスラームが提示する強固な道徳体系は、実存的な確実性を求める人々に対し、揺るぎない精神的基盤を提供しているのである。

もう一つ特筆すべき傾向として、国際情勢に対する意識と改宗現象の間に、有意な相関関係が見られる点が挙げられる。他宗教の信徒と比較して、イスラームへの改宗者は国際紛争や構造的な社会的不正義に対して極めて高い感応度を示している。信仰の旅路において影響を与えたライフイベントとして「戦争などのグローバルな出来事 (Global events

such as war)」を挙げたイスラーム改宗者の割合は20%であった。これはキリスト教(9%)の2倍以上である。「世界がますます不公平になっていると感じる」と回答した割合は51%、「戦争や不正義に個人的に影響を受けている」と感じる割合は43%であり、いずれも他宗教より高い。

IIFL報告書は、この傾向が近年のパレスチナ・ガザ紛争などの中東情勢と深く連動している可能性を示唆する。すなわち、現代におけるイスラームへの改宗は、単なる内面的な宗教的探求にとどまらず、抑圧された人々への連帯表明や、西側諸国の外交政策に対する異議申し立てとしての「政治的改宗」の側面を帯びているのである。

また、TikTok等のソーシャルメディアを通じて拡散される、極限の苦難の中でのイスラームの忍耐強さや信仰態度は、デジタル・ネイティブ世代の倫理的共感を喚起し、新たな若年層の改宗の波を形成する触媒として機能している。

一方で、改宗後の精神的・感情的な結果に関するデータは、イスラームへの改宗が持つコストとベネフィットの複雑な関係を浮き彫りにしている。イスラームへの改宗者において「精神的・感情的な健康」が改善したと回答した割合は29%にとどまり、全カテゴリー中で比較的低い水準にある。さらに、イスラームを離脱した人々の方が、参入した人々よりも高い感情的健康の改善(43%)を報告しているという、一見して逆説的なデータも存在する。

なぜ、イスラームへの改宗は、感情的な幸福感の向上に直結しにくいのか。IIFL報告書は、これが改宗に伴う「社会的コスト」に起因する可能性を示唆している。イスラームへの改宗者の14%が、改宗に際して家族や友人からの反対に直面したと回答している。世俗的またはキリスト教的環境においてイスラームを選択することへの社会的摩擦の大きさが、個人の精神的負担となっている実態が浮き彫りとなっている。

しかし、ここで看過してはならないのは、「より強い目的意識(A stronger sense of purpose)」を感じると回答した割合が、43%に達している事実である。すなわち、改宗者たちは、短期的な感情的安らぎや社会的平穏を犠牲にしても、より強固な規律と実存的な「意義」を選択していると言えるのである。

個人の精神的葛藤に加え、MCBの分析からは、イギリスのイスラーム・コミュニティを取り巻く厳しい社会的・経済的状況も浮かび上がってくる。2021年時点で、イングランドのイスラーム人口の40%は剥奪度(deprivation)の高い、すなわち貧困度の高い上位20%の自治体に居住している。この比率は2011年の39.38%から依然として高水準で推移しており、当該地域に居住するイスラームの絶対数が約48万2000人増加していることに鑑みれば、貧困の構造的な固定化は深刻である⁽²⁹⁾。とりわけ改宗者は、入信に伴い家族からの経済的支援ネットワークやセーフティネットを喪失するケースが多く、若年層や母子世帯は貧

困地域での生活や社会的賃貸住宅への依存を余儀なくされやすい脆弱な立場にある。さらに労働市場においては、イスラーム属性が雇用機会の喪失に直結する「イスラーム・ペナルティ」の存在や、上級管理職への登用を阻む「ガラスの天井」も確認されており、改宗者は複合的かつ重層的な社会的障壁に直面しているのが実情である。

最後に、イギリスのイスラーム、特に改宗者にとって深刻な法的落とし穴となっている、結婚の法的地位の問題について検討する。イギリスの現行法において、認可された登録建物で民事手続きを経ずに、宗教的儀式(ニカー)のみを執り行った場合、その婚姻関係は法的に承認されない。推計によれば、イギリス内のイスラームの60%以上が、この法的に有効な結婚登録を欠いた状態にあるとされる。この問題が致命的となるのは、イギリスの控訴院が2020年に下した判決において、要件を満たさないニカーを、法的救済の余地がある「無効婚(void marriage)」ではなく、そもそも法的に結婚の事実が存在しなかったとする「非婚(non-marriage)」と認定した点にある。これにより、離婚時の財産分与や扶養料請求権、あるいは死別時の相続権や遺族年金受給権といった法的保護の対象から排除される事態が生じている。特に改宗者は、シャリーアの厳格な遵守を志向するあまり、イマームによるニカーのみで「神の前の結婚」は完結したと認識し、民事手続きを軽視する傾向がある。あるいは、配偶者から「民事婚は不要」と説得、もしくは強要された結果として、事実上の多妻婚や夫による一方的な離婚(タラーク)に際して、何ら法的救済を得られず、極度の経済的困窮に陥るリスクに晒されているのである⁽³⁰⁾。

この法的空白に対処すべく、イギリス法務省は2025年10月、法務委員会(Law Commission)の勧告に基づき、19世紀以来となる抜本的な結婚法改革の方針を打ち出した。新制度案の核心は、結婚の規制対象を従来の「登録された建物(場所中心型/buildings-based)」から、「認可された司式者(司式者中心型/officiant-based)」へと移行させる点にある。これにより、政府認可を受けたイマームや司式者が執り行うのであれば、自宅や屋外、未登録のモスクといった場所を問わず、宗教的儀式と同時に民事上の法的効力を持つ結婚を成立させることが可能となる。この改革が実現すれば、イスラーム式のニカーと民事手続きの乖離が解消され、「未登録結婚」の問題は抜本的に是正されることが期待される。政府は2026年中にパブリックコメントを実施する予定であるが、国家による司式者登録制度を保守的な宗教指導者がどこまで受容するか、またコミュニティ内での周知徹底が図られるかなど、実効性の確保には依然として課題が残されている⁽³¹⁾。

おわりに

本稿では、イギリス社会におけるイスラーム改宗者の系譜と現在地について、歴史的変遷と最新の統計・法制度の動向を基軸に検討を加えてきた。16～17世紀における「トルコ化」への根源的恐怖から、19世紀末のクイリアムやヘッドリー卿らによる帝国臣民としてのアイデンティティ模索、戦後のカウンターカルチャー運動との共鳴、そして現代のネオ・トラディショナリズムへの回帰に至るまで、改宗者という存在は単なる「個人的な信仰の変遷者」という枠にとどまらない。改宗者は常に、イギリス社会が自明視してきた「西洋」と「イスラーム」、「世俗」と「宗教」という境界線を可視化し、揺さぶり、再定義を迫る触媒としての役割を果たし続けてきたのである。

かつてヴィクトリア朝の改宗者たちが、「忠実な帝国臣民でありながら敬虔なムスリムである」という在り方を提示し、当時の支配的な文明観に異を唱えたように、現代の改宗者たちもまた、世俗化が進む社会において「信仰による規律」を選択することで、主流社会の価値観に対する静かな、しかし確固たる異議申し立てを行っている。

IIFL報告書が示すように、改宗者の多くは流動化する社会の中で人生の意味や道徳的現実性を求めてイスラームへと引き寄せられている。他方で、その決断は家族・社会との軋轢や改宗後の心理的負担を伴い、個人の内面に大きな試練を課している。さらに、現代の改宗現象はグローバルな不正義への連帯という政治性を帯びており、単なる信仰上の選択を超え、イギリス社会、ひいては国際社会における「正義」の在り方そのものに対し、問いを投げかけている。

こうした「越境者」たちの実像に対し、制度側もまた変容を迫られている。2025年に発表された結婚法改革案における「場所」から「人（司式者）」への規制原理の転換は、イギリス法体系がムスリムの宗教的実践を「非婚」として排除するのではなく、市民的秩序の中に包摂しようとする歴史的な転換点と評しうる。これは、イスラームがもはや外来の異物ではなく、イギリス社会の法的・制度的枠組みの中で扱われるべき構成要素となった現実を、国家が追認したことに他ならない。この動きは、長らく改宗者たちが直面してきた構造的な脆弱性を是正する可能性を秘めている。

結論として、イギリスにおけるイスラーム改宗者は、社会の周縁に漂うマイノリティではなく、イギリス社会が抱える「世俗と宗教」「伝統と多文化」「統合と分断」という根源的な難問を映し出す鏡であると言える。その存在は、イスラームを外来の異質なものとしてではなく、イギリスという土壌に根付き、その文化を変容させうる内的な構成要素として再考することを、我々に促しているのである。

注

- (1) Office for National Statistics, "Religion, England and Wales: Census 2021," Office for National Statistics, November 29, 2022, <https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/culturalidentity/religion/bulletins/religionenglandandwales/census2021>.
- (2) 本稿において「ムスリム」という表記は、特に性別による区別を要する文脈を除き、ムスリマ（女性教徒）を含むイスラーム教徒全体の総称として用いる。
- (3) Muslim Council of Britain, "British Muslims in Numbers: 2021 First Look Findings," accessed December 6, 2025, <https://mcb.org.uk/resources/2021-census-first-look/>.
- (4) Muslim Council of Britain, "British Muslims in Numbers: Census Report Summary 2025," March 2025, <https://mcb.org.uk/wp-content/uploads/2025/03/Census-Report-Summary-2025-.pdf>.
- (5) Institute for the Impact of Faith in Life, "The Changing Landscape of Faith in Britain: Rebirth, Renewal and Reimagining," December 2025, <https://iifl.org.uk/wp-content/uploads/2025/12/Report-The-Changing-Landscape-of-Faith-in-Britain.pdf>.
- (6) Nabil Matar, *Islam in Britain, 1558-1685* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998); and *Turks, Moors, and Englishmen in the Age of Discovery* (New York: Columbia University Press, 1999).
- (7) William Dalrymple, *White Mughals: Love and Betrayal in Eighteenth-Century India* (London: HarperCollins, 2002).
- (8) Jamie Gilham, *Loyal Enemies: British Converts to Islam, 1850-1950* (New York: Oxford University Press, 2014), p. 1.
- (9) この名称はオスマン帝国でもイスタンブールと並び、公式名称として用いられた。そして、イギリス政府の一次史料などでも一貫して「コンスタンティノーブル」が用いられている。
- (10) 手紙を受け取った弟のジョニーは兄の改宗には気が付いていなかったと母親に伝え、とても恐ろしく、悲しいことだと述べている。Nancy Mitford, ed., *The Stanleys of Alderley: Their Letters between the Years 1851-1865, new ed.* (London: Hamish Hamilton, 1968), pp. 219-220.
- (11) Gilham, *Loyal Enemies*, pp.39-49.
- (12) Lord Headley, "Presidential Address," *Islamic Review and Muslim India*, Vol. 3, No. 1 (January 1915), pp. 9-16.
- (13) Lord Headley, *A Western Awakening to Islam* (London: J.S. Phillips, 1914), <http://www.workingmuslim.org/work/headley/books.htm>
- (14) Bullard to Curzon, July 25, 1923, FO 686/134, The National Archives, London (hereafter TNA).
- (15) "British Pilgrim to Mecca: Lord Headley's Experiences," *The Times*, August 30, 1923.
- (16) Ron Geaves, *Islam in Victorian Britain: The Life and Times of Abdullah Quilliam* (Leicestershire: Kube Publishing, 2010). クイリアムの活動を諸側面から分析したものとして、Jamie Gilham and Ron Geaves, eds., *Victorian Muslim: Abdullah Quilliam and Islam in the West* (London: Hurst, 2017).
- (17) Jamie Gilham, "Abdullah Quilliam, First and Last 'Sheikh-ul-Islam of the British Isles'," in *Victorian Muslim*, pp. 97-112.
- (18) *The Crescent*, vol. 7, no. 167 (1896), p. 617.
- (19) Foreign Office Minutes, March 5, 1907, FO 372/84, 875, TNA.
- (20) Gilham, *Loyal Enemies*, pp.170-176.
- (21) Anne Fremantle, *Loyal Enemy* (London: Hutchinson, 1938); Gilham, *Loyal Enemies*, pp. 1-16, 231-235, 248.
- (22) Walaah Quisay, *Neo-traditionalism in Islam in the West: Orthodoxy, Spirituality and Politics* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2023), pp. 29-32.
- (23) Nils Bubandt, "Gold for a Golden Age: Sacred Money and Islamic Freedom in a Global Sufi Order," *Social Analysis*, Vol. 53, No. 1 (Spring 2009), pp. 103-122.
- (24) Ian Dallas, *The Book of Strangers* (New York: Pantheon Books, 1972).
- (25) Bubandt, "Gold for a Golden Age," p. 104, 107.
- (26) 転向を意味する「コンバート (convert)」に対し、本来の状態への回帰を意味する「リバート (revert)」という用語が選択された点に、彼らの強い神学的自意識の転換が見て取れる。
- (27) Quisay, *Neo-traditionalism in Islam in the West*, pp. 21-44.

- (28) 特に断りのない限り、本節のデータはすべてIIFL報告書（2025年）による。
- (29) Muslim Council of Britain, "British Muslims in Numbers".
- (30) Brandon Reece Taylorian, "Islamic Law in the United Kingdom," *Talk About: Law and Religion* (blog), International Center for Law and Religion Studies, September 2, 2025, <https://talkabout.iclrs.org/2025/09/02/islamic-law-in-the-uk/>.
- (31) Ministry of Justice, "Major Boost to Economy through Wedding Law Reform," GOV.UK, October 2, 2025, <https://www.gov.uk/government/news/major-boost-to-economy-through-wedding-law-reform>.

戦間期ソ連外交の一断面 シャフトゥイ事件を巡って、1928年

1. はじめに	35
2. 事件に至るまでのソ連の情勢	35
3. シャフトゥイ事件の概要と外交の展開	37
4. おわりに	39

1. はじめに

シャフトゥイはロシア南部ロストフ州に位置し、ウクライナ・ドネツク州の東に隣接する炭鉱都市である。1928年3月、このシャフトゥイの炭鉱でサボタージュを行ったとして、炭鉱夫や技師が逮捕される事件が発生した。これが「シャフトゥイ事件」と呼ばれるものである。実際のところ、事実関係が大きく誇張、あるいは捏造されていた可能性が高く、1930年代の大粛清に代表されるスターリン体制下の“見せしめ裁判”(Show trial)の最初期のものであるとされる。しかし、この事件は1920年代後半のソ連の国内情勢を反映したものであり、結果として外交にも影響を及ぼすこととなった。技術者や専門家を「反革命分子」と位置付け、国家経済の混乱を資本主義諸国による反ソ陰謀と結び付ける論理が用いられたこの事件は、単なる司法事件の域を超えて、国内政治の方向性と対外政策に転換をもたらしたと言える。本稿では、シャフトゥイ事件の政治的背景に焦点を当てるとともに、ソ連外交との連関を検討する。

この事件に関する先行研究としては、フィッツパトリックによる、本事件を文化革命の始点と見なす研究⁽¹⁾や、コトキンの計画経済への移行の象徴とする視点を提示する研究⁽²⁾などがある。本研究の目的は、シャフトゥイ事件を単なる国内における反体制派の摘発の文脈で捉えるのではなく、「外交方針を垣間見ることのできる一事例」と位置付けることにある。この事件における外交の展開を分析すると、スターリンらは資本主義諸国との対決を心の底から企図していたとは言えず、むしろ対外的な配慮を見せることで、国際的な緊張関係を生み出さないことを志向していた痕跡を見つけることができる。

2. 事件に至るまでのソ連の情勢

シャフトゥイ事件発生前のソ連情勢は、国内外において混乱を伴ったものであったと言える。国内情勢で特筆すべきなのは、スターリン(Iosif Stalin)による権力掌握が完成間近である中、経済政策の転換を迫られていたことである。また、外交においてはイギリスによる対ソ断交が行われていたことが注目に値する。

1922年に共産党書記長に任命されたスターリンは、1924年のレーニンの死後、世界革命論を唱えるトロツキー(Leon Trotsky)と対立したが、ボリシェヴィキの中でも古参であったジノヴィエフ(Grigory Zinoviev)とブハーリン(Nikolai Bukharin)の両者と協力し、これを失脚させた。そして書記長の権限をもって党内をスターリン派で固めるこ

とに邁進し、その権力伸張に危惧を覚えたジノヴィエフはトロツキー派と組むことで対抗しようとしたが、1926年にはコミンテルン議長職を解任され、党からの除名処分を受けた。さらに、スターリンは1919年からソ連の最高指導機関であるソ連共産党政治局において議決権を持つ政治局員を務めていた。そのため、スターリン体制の正式な確立がいつであったのかについては議論が分かれるものの、シャフトゥイ事件が発生した1928年の時点では、敵対者の大部分を排除した上で、政策決定にも関与できる地位にあったことは確実に言えるだろう。

また、当該期のソ連の経済政策は転換を迫られていた。ソ連においてはネップ(New Economic Policy)が1921年から実施されていた。ネップは穀物を国家に収めた後、手元に残った分を販売することと、小企業の私的営業の自由を認めるものであり、内戦期の強制穀物徴収や、企業の国有化によって発生した各地の反乱や経済の崩壊を鎮めるために制定された政策であった⁽³⁾。状況の改善に役立ったこともあって、当初は広く歓迎されたネップであったが、正式な経済政策というよりも差し当たっての問題を解決するための一時策という面が強かった。従って、穀物売買によって大きな利益を上げるネップマンの出現は社会主義体制下における大問題となっていった。また、後述の対外関係の緊張は「ウォー・スケアー」を生み出すことにつながり、それが農村の穀物供出量の減少と都市部の食糧事情の逼迫による穀物調達危機をもたらすことになった⁽⁴⁾。このために、ソ連指導部は新たな経済政策の策定に迫られたのである⁽⁵⁾。

穀物調達危機には、ネップを推進する勢力に対して、強硬な工業化手段が必要であることを認識させるためのスターリンの計略があったとの分析⁽⁶⁾もあるが、何にせよスターリンら指導部は、ネップによる農業を重視する姿勢ではなく、重工業を振興させる必要性を痛感したため、第一次5カ年計画の立案・実行に動き出すこととなった。指導部はゴスプラン(国家計画委員会、Госплан)に命じて経済計画を作成させ、ゴスプランは「基礎案」と「最適案」の2案を提出したのであるが、最終的には後者が採択された⁽⁷⁾。ここで注目すべきなのは、ゴスプランが付言した、「最適案」の実施時に考慮すべき4条件である。4条件の内2点には、「国際経済関係が順調であること」並びに「国防費の負担が過度に大きくならないこと」という文言が含まれていた⁽⁸⁾。この点から、内政を整えるためには外交に気を遣う必要があると、少なくとも政策立案のレベルでは認識されていたと言えるだろう。

また、同時期にはイギリスによる対ソ断交が行われた。ロシア革命直後は、干渉戦争に端を発する両国の緊張関係によって、国交が開かれぬ状態が続いていたが、1924年1月の総選挙において英国憲政史上初の左派政権であるマクドナルド(Ramsay MacDonald)労働党政権が成立して、ようやく国交樹立と相成った⁽⁹⁾。しかし、同年10月にジノヴィ

エフ書簡事件が発生した。これは10月9日の下院解散後の選挙の最中に、コミンテルン議長ジノヴィエフからイギリス共産党に宛てた9月14日付の書簡をイギリス外務省が公表したものであり、そこにはイギリス内部へ共産主義を浸透させる旨が記載されていた⁽¹⁰⁾ため、英世論の激烈な反発を招いたのであった。火種が燻り続ける中、1927年5月12日に在ロンドンのロシア通商会社である「アルコス」(All Russian Co-operative Society)が突如イギリス官憲の手入れを受けるといふ事件が発生した。ソ連側の抗議⁽¹¹⁾は聞き入れられず、イギリスは5月24日にアルコスで押収された資料をもとに対ソ断交を宣言し、その3日後の27日には正式に国交が破棄された⁽¹²⁾。

このように、シャフトゥイ事件発生に至るまでに、ソ連は国内外での混乱を経験していた。その中で、スターリンらは国内の経済停滞の原因を外国勢力による陰謀に帰せしめるようになったのである。

3. シャフトゥイ事件の概要と外交の展開

1928年3月7日、OGPU(合同国家政治保安部)はシャフトゥイの炭鉱に勤める技師や炭鉱夫53名を逮捕し、彼らが資本家や外国勢力の手先となって反革命的陰謀に基づくサボタージュを行ったとして告発した。スターリンがこの事件ほどの程度関与していたのかは明確ではないものの、後に述べるように、事件発生前後には各種報告を受けていたことや、他の政治局員に対して事態をいかに対処すべきかについて報告を行っている点⁽¹³⁾などから、何らかの関与を行っていたことは確かである。

国内外の苦境の原因が反ソ陰謀にあるとの認識の下、すでに3月7日以前から政治局では現状の報告や対応の方向性が議論されていた。3月2日にはOGPUの長官であったゲンリフ・ヤゴダ(Genrikh Yagoda)がスターリンに報告を行い、専門家や外国人技師によって炭鉱の操業が支障をきたしており、意図的に怠業が行われている旨を説明した⁽¹⁴⁾。また、5日付の政治局会議の決定事項には、スターリンを含む特別委員会を設置して、その委員会にOGPUと裁判機関を監督させることも含まれていた⁽¹⁵⁾。

そして、この事件はドイツとの間の外交問題に発展することとなった。逮捕者の中には、ドイツ企業であるA.E.G社やクナップ社所属のドイツ人技師が5人含まれていたためである⁽¹⁶⁾。先の3月5日付の政治局会議の決定事項には、関与したドイツ人を逮捕するものの、その際にはA.E.G社に対して、本件は同社そのものではなく、あくまでも所属する技師個人の問題であると説明し、本件を外務人民委員部⁽¹⁷⁾と合意の上で処理することが含まれていた⁽¹⁸⁾。それに従って、当時外務人民委員⁽¹⁹⁾であったチチュエリン(Georgii

Chicherin)はソ連駐在ドイツ大使のブルックドルフ・ランツァウ(Ulrich Graf von Brockdorff-Rantzau)と6日に会談を行い、政治局会議の決定通りに、ドイツ人技師が逮捕される旨を説明し、ランツァウも一定の理解を示すに至った⁽²⁰⁾。ランツァウは1922年から駐ソ大使を務め、相互中立を定めるベルリン条約の締結に尽力するなど、ソ連を良く知る人物であった。そのために、彼はチチュエリンの説明にある程度理解を示したのである。その後には両者共同でこの事件に対応し、どうにか2人の技師の解放には成功した。5月18日には残りの3人の裁判が行われ、ドイツ人技師たちは法廷に立つことになった。しかし、その罪状には証拠が乏しく、主に贈収賄や技術不良に関する告発が中心であり、裁判終盤においてソ連側は、ドイツとの外交関係を重視し、2人を無罪、1人に執行猶予付き判決を下した⁽²¹⁾。

事態は穏便に終わったように見えたものの、ドイツ側の反応はソ連への疑念に満ちており、特に当時のドイツ外相であったシュトレゼマン(Gustav Stresemann)はソ連との交渉の中で、今後の独ソ間の通商関係について「ドイツの経済界にソ連との貿易を継続するよう説得するのはかなり難しいだろう⁽²²⁾」と強調するなど、最終的にこの事件は両国の関係に傷を残すこととなった。また、シャフトゥイ事件の同年9月8日に、過労のためランツァウが急死するという事態が生じ⁽²³⁾、一方で独ソ関係の安定に腐心していた外務人民委員チチュエリンは、病のために海外での療養を余儀なくされ、外交の第一線から退きつつあった。こうした点から見ると、シャフトゥイ事件を境に、ラパロ条約以降築かれていた安定的な独ソ関係の変化が生じるようになったとも言えるだろう。

ソ連国内から見ると、この事件は前述の党内における権力闘争を反映したものであり、ネップ政策の推進者たちによる「ブルジョア専門家」との協調に対する警告の意味が込められている⁽²⁴⁾。つまり、あくまでもスターリンら指導層が反対派に対する攻撃キャンペーンの一環として行おうとしていたものであって、外交問題につなげる意図はなかったと言える。3月7日の逮捕に至るまで、政治局内でも議論が交わされたことは既に述べたが、先の5日付の政治局の決定事項におけるA.E.G社への対応については、外務人民委員部との合意によって事態を進めていくことが含まれており、さらには既に逮捕されていたヴィッカーズ社⁽²⁵⁾のイギリス人技師を釈放することも付言されていた⁽²⁶⁾。ここからは、スターリンら政治局メンバーが国際問題への発展を回避する意図を有していたと判断でき、この事件に対応するにあたって、奥向きの党内の権力闘争については政治局の領分であるが、外交交渉やその実務に関しては、外務人民委員部にも裁量を認めていたと言える。

加えて、ベルリンに派遣されていた外務人民委員代理⁽²⁷⁾リトヴィノフ(Maxim Litvinov)は、3月12日にスターリンとチチュエリンに対して極秘電報を送信した。その内容は、ソ連においてドイツ人技師が逮捕されたことが報じられたために、ドイツでは騒

動が起こっており、特に産業界では非常に強い憤りが見られると情勢を報告した上で、アメリカの産業界との関係にも極めて深刻な影響が生じる可能性があるかと警告するものであった。また、逮捕された5人のドイツ人が有罪であるか無罪であるかを速やかに審議し、彼らに対して不利な証言を行ったと見なされるロシア人も尋問できる委員会を設置することと、尋問に際しては、外務人民委員部の代表者が立ち会える保証を付けることを提案した⁽²⁸⁾。

これらの内容からは、少なくとも外務人民委員部内では、この事件が外交関係に及ぼす影響を最小限に留めようという意図が存在していたこと、そしてそれをスターリンら指導部に提言することができる体制があったことを示している。そのスターリンにとっても、第一次5カ年計画を実行するにあたり、ゴスプランの示した条件などをある程度踏まえる必要性を認識していたことも十分に想定しうる。こうしたことから、当時のソ連外交では、対外的な緊張関係を踏まえた上で、対決よりも妥協が選択されていたことが理解できるだろう。

4. おわりに

戦間期のソ連外交は、英仏といった資本主義諸国との敵対によって規定されていたと論じる向きもある。しかし、シャフトゥイ事件での対応からも分かる通り、当時の外交は対決のみを志向していたわけではなかった。

スターリンは1928年7月に、ソ連共産党中央委員会7月総会の結果をレニングラード組織活動家会議において報告したが、その中でスターリンは、資本主義諸国による国際連盟や軍備縮小の試みが「帝国主義的平和主義」であり、「戦争準備（中略）を平和についての偽善的な文句でおおいかくす道具⁽²⁹⁾」であると、厳しい口調で非難している。しかし、こうした過激なレトリックは、必ずしも実利を求める外交方針と合致するものではなかった。また、本事件にはスターリンが権力基盤を固めるために、反対勢力を弾圧する意図が介在していたことは確かであろうが、そこに外交的な配慮が存在していたことは、彼の現実主義的な思考を示しているとも言えよう。そのように考えれば、この事件は、パラノイア的に行われたようにも見える、1930年代の大粛清とは別の力学が働いた結果生じたものであったと評価することもできるだろう。

いずれにしても、このシャフトゥイ事件は、国内情勢の変動と外交の連関を見て取ることができる一例として見ることができるだろう。もっとも、当該期の党・国家体制の複雑さは、スターリンや政治局の詳しい動向や、外交交渉の流れをより詳しく分析することを

求める。従って、詳細はまた稿を改めて論じることにしたい。

参考文献

○一次史料

〈外国語史料〉

Документы внешней политики СССР, т. VII.

Документы внешней политики СССР, т. XI.

Политбюро и «вредители». Кампания по борьбе с вредительством на объектах промышленности. Кн. 1.

〈日本語史料〉

『スターリン全集』第11巻（大月書店、1953年）。

○二次資料

〈外国語資料〉

Fitzpatrick, Sheila. "Cultural Revolution in Russia 1928-32," *Journal of Contemporary History*, Vol. 9, No.1(1974): 33-52.

Kotkin, Stephen, *Stalin: Paradoxes of Power, 1878-1928*, (Penguin Press, 2014).

Tucker, Robert C, *Stalin in power: the revolution from above, 1928-1941*. (New York: Norton, 1990).

〈日本語資料〉

E.H.カー（塩川伸明訳）『ロシア革命 レーニンからスターリンへ、一九一七—一九二九年』（岩波書店、2000年）。

田中陽児、倉持俊一、和田春樹編『世界歴史大系 ロシア史3』（山川出版社、1997年）。

林田博史「ソ連邦の工業化と外国技術」『経済論叢』第129巻、第4・5号、1982年、311-332頁。

横手慎二「20年代ソ連外交の一断面：1927年のウォー・スケアーを中心にして」『スラヴ研究』第29巻、1982年、41-69頁。

(11) ДВПС, т. X, док.126.

(12) 石井「ネップの時代」前掲書、144頁。

(13) Политбюро и «вредители». Кампания по борьбе с вредительством на объектах промышленности. Кн. 1. (以下 Политбюро и «вредители»), No.1.9.

(14) Политбюро и «вредители», No.1.2.

(15) Там же., No.1.5.

(16) 塩川「上からの革命」、147頁。

(17) ソ連における外務省のこと。

(18) Политбюро и «вредители», No.1.5.

(19) ソ連における外務大臣のこと。

(20) Политбюро и «вредители», No.1.6.

(21) Kurt. Rosenbaum. "The German Involvement in the Shakhty Trial." *The Russian Review*, 2007, Vol.21(3), pp.256.

なお、ロシア人炭鉱夫・技師のうち11人には死刑判決が下されることになった。

(22) *Ibid.*, pp.245.

(23) ДВПС, т. XI, док.302,303.

(24) 塩川「上からの革命」、147頁。

(25) なお、Политбюро и «вредители», No.1.5.の中では“Гиккерс”となっているが、“Виккерс”の誤写だと思われる。

(26) Политбюро и «вредители», No.1.5.

(27) ソ連における外務次官のこと。

(28) Там же., No.1.9.

(29) 『スターリン全集、第11巻』（大月書店、1952年）224-225頁。

(1) Sheila Fitzpatrick, "Cultural Revolution in Russia 1928-32," *Journal of Contemporary History*, 1974, Vol. 9 (1), pp.33-52.

(2) Stephen Kotkin, *Stalin: Paradoxes of Power, 1878-1928*, Penguin Press, 2014.

(3) E.H.カー（塩川伸明訳）『ロシア革命 レーニンからスターリンへ、一九一七—一九二九年』（岩波書店、2000年）45-46頁。

(4) ウォー・スケアーについては次の論文も参照のこと。横手慎二・「20年代ソ連外交の一断面：1927年のウォー・スケアーを中心にして」（『スラヴ研究』第29巻、1982年）。

(5) 林田博史「ソ連邦の工業化と外国技術」（『経済論叢』第129巻、第4・5号、1982年）311-312頁。

(6) Robert C Tucker, *Stalin in power: the revolution from above, 1928-1941*. New York: Norton, 1990, p.80.

(7) 塩川伸明「上からの革命」田中陽児、倉持俊一、和田春樹編『世界歴史大系 ロシア史 3』（山川出版社、1997年）、157-158頁。

(8) 同上。

(9) Документы внешней политики СССР(以下 ДВПС), т. VII, док.30.

(10) 石井規衛「ネップの時代」田中、前掲書、144頁。

グローバル化時代のイスラーム主義 ——解放党(ヒズブ・タフリース)の事例——

1. はじめに	44
2. メディア——国境を越える情報	45
3. 思想——国境を越える国家	49
4. おわりに	53

1. はじめに

本稿は、グローバル化が多面的に進行する現代において、イスラーム主義はいかに位置づけられるか、という問いに答えるものである。具体的には、イスラーム主義組織「解放党 (Hizb al-Tahrir / Hizb ut-Tahrir)」を事例に、彼らとグローバル化やグローバリズムの関係性を多角的に検討する。

先行研究は解放党をグローバル化やグローバリズムの観点から論じてきたが [De Cordier 2013; Iqbal and Zulkifli 2016; 山岡 2025]、それらには共通する課題がある。すなわち、グローバル化やグローバリズム（そもそも両者は異なる概念である）は多様な形で発現するにもかかわらず、先行研究は個別の概念や事象との間の具体的な関係性を多角的に考察してこなかった。例えばIqbal and Zulkifli [2016] は、解放党の地理的な広がりや、インターネットなどのメディアの利用、実現を目指すグローバルなカリフ制といった論点を提示しているが、全体の結論は、解放党は反グローバル化を志向する運動ではなく、むしろグローバル化の一部である、という単純化されたものである。しかしながら、解放党とこれらの事象の関係性を個別に検討すると、ある観点からは反グローバリズムの主張であると評価し得るが、異なる観点からはグローバリズムを提唱しているといえたり、あるいは、ある部分ではグローバル化の恩恵を受けながらも、別の部分ではグローバル化に抵抗していると理解し得たりと、複雑な関係性を築いていることが明らかになる。それゆえ、個々の概念や事象について、個別の分析を多角的に積み上げていく必要があるだろう。

以上を踏まえて本稿は、解放党とグローバル化やグローバリズムの関係性を、彼らのメディアの利用と国家に関する思想に注目して検討する。なお、紙幅の都合上本稿では詳述しないが、解放党とグローバル化・グローバリズムの関係性を論じる上では、彼らの活動領域の広がりや、グローバリズムに対する解放党の批判的な視座も重要な点である。前者に関していえば、1950年頃にエルサレムで設立された解放党は今日、アラブ諸国のみならず、東南アジアや中央アジア、南アジア、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカなどに広がっており、グローバル化を体現してきた組織であるといえる⁽¹⁾。他方で後者については、解放党の言説の中に反グローバリズムの主張が頻繁に見られる。これらは多くの場合、アメリカを中心とする西側諸国や、国連、世界銀行、国際通貨基金 (IMF) 等の国際機関に対する非難に帰結している⁽²⁾。

本稿では、グローバル化やグローバリズムを定義するに際して、マンフレッド・ステイガー (Manfred B. Steger) の「グローバリティ」という概念を手がかりとする。この語は、「既存の多くの国境や境界線の意義を失わせるほど緊密かつグローバルな相互連関

とフローが、経済・政治・文化・環境の面で存在することを特徴とするような社会的状態」を指す [ステイガー 2010: 10]。これを踏まえて、本稿はプロセス (過程) としてのグローバル化を、「社会的状態をグローバリティの状態へと変容させる [...] 一連の社会的過程」と定義する⁽³⁾ [ステイガー 2010: 11]。また、イズム (主義) であるグローバリズムについては、状態としてのグローバリティを理想と考える思想的立場と定義したい。

2. メディア——国境を越える情報

今日の解放党は、ウェブサイト等のサイバー空間において活発にメディア活動を展開している⁽⁴⁾。いうまでもなく多くの組織において、いかにして自らのメッセージを人々に伝達するかは関心事であるが、解放党にとっては以下の理由のために、サイバー空間での活動は特に重要であると考えられる。

第1に、言論活動が彼らの活動の主軸であるからである。自らを「政党」と定義する解放党は、新たなイスラーム国家 (カリフ制国家) の建国を目指しているが、それは暴力ではなく言論によって実現すべきとされている⁽⁵⁾ [Manhaj Hizb al-Tahrir fi al-Taghyir 2009: 46]。それゆえ解放党の活動において、メディアを活用した言論による「宣教 (da'wa)」は重要な意義を有する。第2に、サイバー空間における規制は物理空間と比較して弱いからである。解放党はイスラーム的な観点から既存の国家の正統性を否定しており、その言説はとりわけイスラーム世界の政府にとって脅威となり得るものである。それゆえ、解放党はこれまで、権威主義国家を中心に弾圧や規制を受ける傾向にあった。しかし、サイバー空間における規制は物理空間と比較して相対的に弱いために、解放党が活動を継続する上で不可欠なツールとなっている⁽⁶⁾。第3に、サイバー空間は国境を越えるからである。後述のようにナショナリズムを否定し、それに代わるものとしてウンマの紐帯を強調する解放党にとって、国境を越えるメディアが果たす役割は大きい。

例えば、解放党中央広報事務所 (Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmī al-Markazī / Hizb ut Tahrir Central Media Office) のウェブサイトアクセスしたとする [Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lāmī al-Markazī n.d.a.]。このサイトは、英語、アラビア語、ウルドゥー語、スワヒリ語など、9つの言語に対応している。トップページにはパレスチナ、バングラデシュ、ヨルダン、シリア、アメリカ、デンマーク、スーダンといった各地の出来事に関する最新記事のヘッドラインが並んでおり、利用者は国境を越えて世界中のムスリム同胞が置かれた状況を目にする。それらの記事の多くは、イスラーム諸国の政府や、アメリカを

筆頭とする国際社会の「陰謀」を糾弾するものである。各記事の署名は解放党の本部に加えて支部であることも多く、各地のニュースをまとめて閲覧できる構成になっている。

このウェブサイトには、日々配信される記事のほかに、解放党に関する基本的な情報や資料も掲載されている。その中には、解放党の思想や方法、目標、歴代の最高指導者の経

図1：解放党中央広報事務所のウェブサイト



(出典) Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lami al-Markazi [n.d.a.] のスクリーンショット。

歴を要約したページなどが含まれるが、特に有益なコンテンツの一つとして、解放党の書籍を公開している「図書館」が挙げられる [Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lami al-Markazi n.d.e.]。これらの文献には、解放党にとって最も重要である創設者のタキーディー・ナブハーニー (Taqi al-Din al-Nabhani) の著書も複数含まれている⁽⁷⁾。前述のように、このウェブサイトは複数の言語で運営されているが、これらの書籍についても、(公開されている冊数の違いはあるものの) 各国語の翻訳が存在する。

そのほかに注目されるものとして、「質問への回答」というページがある。このページには読者の質問に対する回答が掲載されており、①政治的な内容 [Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lami al-Markazi n.d.d.]、②思想的な内容 [Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lami al-Markazi n.d.b.]、③法学的な内容 [Hizb al-Tahrir al-Maktab al-I'lami al-Markazi n.d.c.] に大別される。特に、③法学的な内容は実質的にオンライン・ファトワーとして機能しており、多くのケースでは、読者の質問に対して最高指導者であるアター・アブー・ラシュタ (Ata' Abū al-Rashta) が回答している⁽⁸⁾。具体的な質問は、胚凍結と性別選択の是非、婚約中の夫が亡くなった場合の妻の待婚期間、バイアの際にカリフの任期を規定することの是非、といったものである。

このウェブサイトはまた、ハブサイトとしての性格を有しており、解放党の各種メディアのリンクが掲載されている。具体的には、解放党のメディアチャンネルである「ワーキヤTV」 [al-Wāqiya n.d.] や「解放党メディア」 [I'lamiyat Hizb al-Tahrir n.d.]、週刊の新聞である『ラーヤ』 [al-Rāya n.d.]、オンラインフォーラムの「ナーキド・フォーラム」 [al-Nāqid al-I'lami n.d.] や「ウカーブ・フォーラム」 [Muntadā al-Uqāb n.d.]、雑誌『ワアイ』 [Majalla al-Wa'y n.d.; al-Wa'ie n.d.]、ラジオ [Idhā'a n.d.]、カリフ制専門のウェブサイト [al-Khilāfa al-Rāshida n.d.] など、多数のコンテンツが用意されている。また、各支部のウェブサイトへのリンクも張られている。

もっとも、本稿の目的に鑑みれば、これらの支部の名称が「解放党エジプト」、「解放党ウズベキスタン」、「解放党デンマーク」という具合に、既存の国民国家の枠組みと一致している点も注目される。解放党はこれらの支部を、より大きなカリフ制国家の一部としての「州 (wilāya)」と位置づけてはいるものの [Taji-Farouki 1996: 117]、彼らも実質的には、国民国家の枠組みから完全に逃れることはできていない。後述のように、理念的には国民国家を否定しているものの、解放党の現実の活動はその影響や制約を免れていないのである。

以上で概観した解放党によるメディアの利用は、グローバル化の観点からいかに理解し得るであろうか。何よりも、それは国境を越えた情報の伝達やコミュニケーションを促進している点で、グローバル化の一部であるといえる。解放党はこれらのメディアを通して、

中の断絶を経ながらも1924年に終わる歴史的なシステムであるが、この文脈ではむしろ、非歴史的で理想的なイスラーム国家のモデルとして機能している。今日のウラマーやサラフィー主義者、イスラーム主義者らはしばしば、預言者ムハンマドと正統カリフの時代を模範とする「イスラーム的な政治の想像 (Islamic political imagination)」を提示するが [Roy 1994: 12-13]、カリフ制に関する主張もそうしたバリエーションの一つに位置づけられる。また、その裏返しとして、現代においてこの概念を用いることは、既存の国民国家に対する強いアンチテーゼでもある。実際に、「カリフ制」を謳った「イスラーム国」はイラク・シリア間の国境にまたがって「建国」されたが、これは既存の国境線を破壊しようとする明確な意図に基づくものであり⁽¹²⁾、国境線に依拠した国民国家というシステム自体を代替しようとするものであった [末近 2017: 178-185]。

こうした性格は、「イスラーム国」に限定されるものではない。設立以来一貫してカリフ制の再興を目指してきた解放党もまた、国民国家体制やそれを支えるナショナリズムを容認せず、むしろ強く批判している。その際、しばしば西洋諸国による植民地主義が引き合いに出される。例えば彼らは、ムスリムを弱体化させるためにナショナリズムが広まったとみなし、それを西洋の陰謀であると主張する [Osman 2012: 95; De Cordier 2013: 380]。その顕著な例が、解放党の創設者であるナブハーニーの著書『イスラーム国家 (*al-Dawla al-Islāmiya*)』における記述である。同書においてナブハーニーは、西洋諸国がイスラーム世界を「侵略」した過程を詳細に論じているが [al-Nabhānī 2002: 180-227]、それによれば、西洋諸国は「科学や慈善の名の下に、宣教活動を装った植民地主義的な侵略」を行った [al-Nabhānī 2002: 180]。具体的にはイギリスとフランスを中心とする西洋諸国が、アラブ人をオスマン帝国から分離してイスラーム国家を解体することと、ムスリムをイスラームの紐帯から遠ざけることを目的に、ナショナリズム (*qawmiya*) を煽った⁽¹³⁾。その後、実際にオスマン帝国はトルコ、エジプト、イラク、シリア、レバノン、パレスチナ、トランスヨルダン、ヒジャーズ、ナジュド、イエメンに分裂し [al-Nabhānī 2002: 222]、カリフ制自体も崩壊したことで、前者の目的は達成されたという [al-Nabhānī 2002: 207-227]。他方で彼らの認識によれば、今日に至るまで後者の目的は達成されておらず、「トルコ人やアラブ人、ペルシャ人などのナショナリズムを煽ることは、ムスリムの結束を分断 [...] する楔であり続けている」 [al-Nabhānī 2002: 180]。

同様に、解放党は国民国家の概念についても、それを植民地主義と結びつけ、ウンマを分断し人々を搾取していると非難する。例えば、中央広報事務所のウェブサイトに掲載された記事は、「植民地主義の不信者の遺産」とされる国民国家と「預言者の遺産」とされるカリフ制国家を対比して論じている [Ḥizb al-Taḥrīr Wilāya al-Sūdān 2017]。曰く、「敵である不信者の西洋」はカリフ制を破壊し、サイクス・ピコ協定などを利用してカリフ制

の瓦礫の上に「痩せこけた小さな国民国家」を建設した。その上で、「不信者の西洋」はこれらの国家を植民地化し、自らの「代理人」を生み出す環境を整えたとされる。その上で、国民国家は以下のように描写される。

〔ムスリムは〕植民地主義の不信者が引いた国境線を守ることで、イスラーム諸国の分裂を保持 [してきた]。我々はイスラームの同胞の絆を断ち切り、異なる国民であるという敵の嘘を信じている。[...] 互いに助け合うのではなく、植民地主義者が引いた国境線に基づいて、互いの首を刎ねあっている。つまり、我々はウンマの分裂の見張り役になったのである!! [Ḥizb al-Taḥrīr Wilāya al-Sūdān 2017]

国民国家を歴史的に論じた論説も、次のように述べている。

オスマン帝国のカリフ制の崩壊後、愛国主義的 (*patriotic*) でナショナルなスローガンは、ムスリムの間で国民国家という概念がもたらす破壊的な影響をさらに悪化させた。植民地主義者である非ムスリムがカリフ制の瓦礫の上に建国することを認めた取るに足らない小国はすべて、ナショナリズムと愛国主義の概念が国家理性^{レーゾン・デタ}の基礎 [...] であると宣言したからである。それゆえ、非ムスリムの植民地主義者がこれらの国家における支配的な多数派を利用して国政に介入することは、容易であった。 [...]

国民国家はそれ自体が原始的な概念であり、人々を人種や部族に基づいて差別し、その土地の人々に災難や惨事をもたらす。また、ナショナルな自尊心を助長し、同胞に対してナショナルな愛国的感情を植え付け、権力者を強力な資本主義的 [な動機に基づいた] 植民地主義者の利益のための戦争へと駆り立てる。その結果、民族浄化 (*racial cleansing*) や強制的な文化的同化といった問題が引き起こされるのである。国民国家という概念は搾取、支配、占領の概念である。 [...]

原始的な国民国家とは対照的に、イスラームの規則は、国家の観点からすべての人間を平等なものとし、いかなる民族も他の民族より優れているということはなく、いかなるネイションも他のネイションより優れているということはない。 [...] 国家が統治や司法、福祉において人々を差別することは認められず、むしろナショナルアイ、宗教、人種、肌の色を問わず、人々を平等に扱う義務がある。 [al-Muhajir 2020]

ここで注目すべきは、国民国家の対極にある存在として、常にカリフ制国家が想定されていることである。つまり、彼らが国民国家を否定する裏には、ネイションや国民国家の枠組みを越えた、「あるべき秩序」としてのカリフ制が強く意識されている。

それでは、国民国家の否定とそのオルタナティブとしてのカリフ制国家の構想は、グローバル化やグローバリズムとの関係でいかに理解できるであろうか。第1に、理念的には世界にただ一人しか存在せず、ウンマ全体を統べるカリフ制は、グローバリズムを体現する概念である。換言すれば、解放党が目指すのは、イスラームに基づくグローバリティである。実際に、カリフ制国家の再興を掲げる解放党は、ムスリムのアイデンティティをネーションから引き剥がし、それを新たにグローバルな「想像の共同体」としてのウンマに向けようとしているが、これは既存の国境線を越えた緊密でグローバルな相互連関を理想とする点で、グローバリズムそのものであるといえる。

第2にそれにもかかわらず、カリフ制の要求は、とりわけ国家システムの観点からはグローバル化への反動であるとも理解できる。というのも、彼らが非難する国民国家システムは、以下の複数の点でグローバル化と密接に関わってきたからである。第1に、近代ヨーロッパにその起源が求められる国民国家は、その後、ヨーロッパの膨張を通してイスラーム世界に広がった [ヘルド 2006: 56-80]。この変容は、「西洋的なシステムがより普遍的でより国際的なものに脱皮した過程」と表現し得るものであり [小杉 1998: 74]、国民国家体制は、イスラーム世界と西洋の間のグローバルな相互連関が拡大した結果、もたらされたものである。それゆえ、この体制の成立は、政治面でのグローバル化によるものであったと評価できる。第2に、同時にこれは、人々のアイデンティティの変容という文化的なグローバル化を伴うものであった。すなわち、国民国家が支配的になるにつれ、人々の主なアイデンティティはネーションに基づくようになったが、これもまた地球規模で生じた変化であり、イスラーム世界と西洋の間の相互連関の深化によるものである⁽¹⁴⁾。第3に、国家の法制度においてもグローバル化が進展した。それは、西洋的な近代法の輸入（とイスラーム法の適用範囲の縮小）による「世俗化」である。この過程では、例えばイスラーム法が「家族法」へと翻訳されたように、宗教は私事化されつつ、国家の統治に組み込まれることになった⁽¹⁵⁾ [アサド 2006: 294-298]。その中で国民国家を否定する動きは、以上のようなグローバル化——この文脈では、「西洋化」とほとんど同義である——に反対し、それを覆そうとする試みであると位置づけられる。

以上は、次のように整理できるだろう。まず、解放党が目指すカリフ制は、それ自体がグローバリズムを体現する概念である。この点で解放党は、(あくまでも)イスラーム的なグローバリズムを支持していると理解できる。他方で、現代におけるカリフ制の主張は、国民国家体制やナショナリズムに対する強いアンチテーゼにもなっている。これらが、西洋起源のシステムのイスラーム世界への流入を通じた地球規模での一元化によってもたらされたことを踏まえると、解放党は西洋的なグローバル化とそれに基づく秩序を拒絶する存在であるといえる。

4. おわりに

本稿では、解放党とグローバル化・グローバリズムの関係を、メディアの利用と国家に関する思想に着目して論じてきた。解放党によるメディアの利用は、国境を越えてムスリムに情報を伝達しつつ、信仰に基づくグローバルな「想像の共同体」としてのウンマを認識させる点で、グローバル化そのものである。他方で後者については、再興を目指すカリフ制自体がグローバリズムを体現している一方で、現代においてそれを目指すことは、国民国家体制に対するアンチテーゼという含意がある。そのシステムは西洋に起源を有し、その後イスラーム世界に普及した。以上の過程を踏まえると、解放党はイスラームに基づくグローバリズムを支持しつつも、西洋的なグローバル化には強い敵意を見せていると結論づけられる。

※本研究は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP2123の支援を受けたものです。

参考文献・資料

- アサド, タラル 2006. 『世俗の形成——キリスト教、イスラム、近代』(中村圭志訳) みすず書房.
- アトワーン, アブドルバーリ 2015. 『イスラーム国』(春日雄宇訳、中田考監訳) 集英社.
- 小杉泰 1994. 『現代中東とイスラーム政治』 昭和堂.
- . 1998. 『イスラーム世界』 筑摩書房.
- 末近浩太 2013. 『イスラーム主義と中東政治』 名古屋大学出版会.
- . 2017. 「「現象」としての「イスラーム国 (IS)」——反国家・脱国家・超国家」村上勇介・帯谷知可編『秩序の砂塵化を超えて——環太平洋パラダイムの可能性』 京都大学学術出版会 173–191.
- 鈴木董 2007. 『ナショナリズムとイスラム的共存』 千倉書房.
- ステイーガー, マンフレッド B. 2010. 『新版 グローバリゼーション』(櫻井公人・櫻井純理・高嶋正晴訳) 岩波書店.
- 錦田愛子 2010. 『ディアスポラのパレスチナ人——「故郷」とナショナル・アイデンティティ』 有信堂 高文社.
- ヘルド, デイヴィッドほか 2006. 『グローバル・トランスフォーメーションズ』(古城利明ほか訳) 中央大学出版部.
- 保坂修司 2017. 『ジハード主義——アルカイダからイスラーム国へ』 岩波書店.
- 山岡陽輝 2023. 「解放党の「カリフ制国家」構想——基本原則及び総論・カリフ規定を中心に」『法学政治学論究』(137): 293–338.
- . 2025. 「グローバルなイスラーム主義組織へと至る道程——活動領域に見る解放党の発展」『日本中東学会年報』(40–2): 117–148.
- Bunt, Gary R. 2003. *Islam in the Digital Age: E-Jihad, Online Fatwas and Cyber Islamic Environments*. London: Pluto Press.
- Commins, David. 1991. “Taḳī al-Dīn al-Nabhānī and the Islamic Liberation Party.” *The Muslim World* 81 (3–4): 194–211.
- De Cordier, Bruno. 2013. “‘Pan-Islamism’ as a Form of ‘Alter-Globalism’?: Hizb Ut-Tahrir and the Islamic Khilafah State.” In *Handbook of Research on Development and Religion*. ed. Matthew Clarke, 376–401. Cheltenham: Edward Elgar Publishing.
- Ḥizb al-Taḥrīr al-Maktab al-Iʿlāmī al-Markazī. n.d.a. <https://hizb-ut-tahrir.info/ar/> .
- . n.d.b. <https://www.hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/ameer/ideological-questions.html> .
- . n.d.c. <https://www.hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/ameer/jurisprudence-questions.html> .
- . n.d.d. <https://www.hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/ameer/political-questions.html> .
- . n.d.e. “Maktaba al-Thaḳāfa al-Ḥizbiya.” <https://www.hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/latest-articles/54019.html> .
- Ḥizb al-Taḥrīr Wilāya al-Sūdān. 2017. “Al-Dawla al-Waṭaniya; Mirāth al-Kāfir al-Mustaʿmir, Ḥarb ʿalā al-Islām wa Tamziq li-l-Umma: Wa Dawla al-Khilāfa; Mirāth al-Nubūwa, Hiya al-Jāmiʿa li-l-Muslimīn.” Ḥizb al-Taḥrīr al-Maktab al-Iʿlāmī al-Markazī. <https://www.hizb-ut-tahrir.info/ar/index.php/leaflets/sudan/48716.html> (掲載日：2017年12月31日、最終閲覧日：2025年12月19日) .
- Hizb ut-Tahrir Britain. n.d. <http://www.hizb.org.uk> (最終閲覧日：2023年12月5日) .
- Idhāʿa. n.d. <https://www.hizb-uttahrir.info/ar/index.php/radio?tmpl=component> .
- Iʿlāmiyāt Ḥizb al-Taḥrīr. n.d. <https://www.htmedia.info/> .
- Iqbal, Asep Muhamad and Zulkifli. 2016. “Islamic Fundamentalism, Nation-State and Global Citizenship: The Case of Hizb ut-Tahrir.” *Indonesian Journal of Islam and Muslim Societies* 6 (1): 35–61.
- al-Khilāfa al-Rāshida. n.d. <https://www.khilafah.net/> .
- Majalla al-Waʿy. n.d. <https://www.al-waie.org/> .
- Manhaj Ḥizb al-Taḥrīr fī al-Taghyīr*. 2009. 2nd edition. Beirut: Dār al-Umma <https://www.hizb-ut-tahrir.org/PDF/AR/ar_books_pdf/Manhaj29092013.pdf> (最終閲覧日：2023年5月22日) .
- al-Muhajir, Bilal. 2020. “The Nation-State, a Primitive Idea, Has Destructive Effects on Humanity.” Hizb ut Tahrir Central Media Office. <https://hizb-ut-tahrir.info/en/index.php/articles/18946.html> (掲載日：2020年1月29日、最終閲覧日：2025年12月20日) .
- Muntadā al-Uqāb. n.d. <https://www.alokab.com/> .

- Murray, Miranda. 2025. “Germany Bans Activist Influencer Group Muslim Interaktiv, Raids Properties.” Reuters. <https://www.reuters.com/world/germany-bans-muslim-interaktiv-association-searches-properties-2025-11-05/> (最終閲覧日：2026年1月10日) .
- al-Nabhānī, Taḳī al-Dīn. 2002. *Al-Dawla al-Islāmīya*. 7th edition. Beirut: Dār al-Umma <http://www.hizb-ut-tahrir.org/PDF/AR/ar_books_pdf/AdDawlah07022019.pdf> (最終閲覧日：2022年6月5日) .
- al-Nāqid al-Iʿlāmī. n.d. <https://forum.naqed.info/> .
- Osman, Mohamed Nawab Bin Mohamed. 2012. “Hizb ut-Tahrir.” In *Routledge Handbook of Political Islam*. ed. Shahram Akbarzadeh, 89–104. Abingdon: Routledge.
- Rasyid, Muhammad Makmun. 2025. “Platforming the Caliphate: Hizb ut-Tahrir’s Digital Strategy and Radicalisation Risks.” Global Network on Extremism & Technology. <https://gnet-research.org/2025/05/09/platforming-the-caliphate-hizb-ut-tahrirs-digital-strategy-and-radicalisation-risks/> (掲載日：2025年5月9日、最終閲覧日：2025年12月20日) .
- al-Rāya. n.d. <https://www.alraiah.net/index.php> .
- . 2025. <https://www.alraiah.net/media/k2/attachments/2025_12_17_Rayah_578_FINAL_Web.pdf> (掲載日：2025年12月17日) .
- al-Rifāʿī, Muʿīn Muḥammad. 2017. *Ishkālīya al-Dawla al-Islāmīya: Taṣawwur al-Ḥarakāt al-Islāmīya al-Muʿāshira*. Beirut: Bisān.
- Roy, Olivier. 1994. *The Failure of Political Islam*. transl. Carol Volk, Cambridge: Harvard University Press.
- Taji-Farouki, Suha. 1996. *A Fundamental Quest: Hizb al-Tahrir and the Search for the Islamic Caliphate*. London: Grey Seal.
- al-Waʿie. n.d. <https://alwaie.net/> .
- al-Wāqiya. n.d. <https://www.alwaqiyah.tv/> .
- Weimann, Gabriel. 2011. “Cyber-Fatwas and Terrorism.” *Studies in Conflict & Terrorism* 34 (10): 765–781.
- Yamaoka, Haruki. 2024. “A Legal and Political Analysis of Hizb ut-Tahrir’s “Caliphal State”: From the Perspectives of Legal Centralism, Legal Pluralism, and the Separation of Powers.” *Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies* 17: 73–96.

※本稿におけるリンク先の最終閲覧日は、記載のある場合を除いて、すべて2025年12月18日である。

- (1) 解放党の地理的な広がりとその要因については、山岡 [2025] を参照。
- (2) この点については、別稿で論じたい。
- (3) ただし、第3節で論じるように、本稿は国民国家システム自体も、グローバル化の帰結であると考え。この点は基本的に、政治面でのグローバル化を専ら国民国家を越えようとするプロセスであるときなす、ステイーガーの立場とは異なる [ステイーガー 2010: 66–82]。
- (4) ウェブサイト以外にSNSも重要なメディアであるが、紙幅の都合上、本稿では取り上げない。
- (5) 実際には、解放党は1960年代から1970年代にかけて、各地でクーデタに関与した。彼らの非暴力的な思想とクーデタへの関与の思想的な整合性については、山岡 [2025: 126–128] を参照。
- (6) このことは、サイバー空間においては国家の規制を全く受けないことを意味しない。例えば、解放党英国支部のウェブサイトは、2024年以前には日々多数の記事を掲載していたが [Hizb ut-Tahrir Britain n.d.]、同年に英国政府によって解放党が非合法化されるとサイトも閉鎖された。ドイツでも、解放党に関係が深いと見られる組織「ムスリム・インタラクティブ (Muslim Interaktiv)」がTikTokやInstagram、X、YouTube等のSNSでコンテンツを発信していたが、2025年11月5日に同組織の活動が禁止されると [Murray 2025]、即座に一部のアカウントが削除された。2025年12月9日の本稿執筆時点において、存続しているアカウントはTikTokのみであり、かつその投稿はすべて削除されている。
- (7) 解放党レバノン支部の広報事務所長を務めるムハンマド・イブラーヒーム (Muḥammad Ibrāhīm) は、ナブハーニーの著作の中でも特に重要なものは何か、という筆者の問いに対して、すべてが重要だと回答した。筆者のインタビューによる (トリポリ・レバノン：2023年8月30日実施)。
- (8) オンライン・ファトワーについては、例えばBunt [2003] やWeimann [2011] を参照。ただし、解放党の質問は純粋に法学的なものが多く、Weimann [2011] が論じるような暴力と結びつくオンライン・ファトワーとは、大きく性格を異にする。
- (9) Rasyid [2025] は、主に解放党インドネシア支部の事例から以上の点を指摘しているが、これは

広く解放党のメディアコンテンツ全般にあてはまる特徴であるといえる。

- (10) 解放党が目指す国家構想については、以下を参照 [Commins 1991: 207–210; Taji-Farouki 1996: 63–71; al-Rifā'i 2017: 295–340; 山岡 2023; Yamaoka 2024]。
- (11) それゆえ、末近浩太はイスラーム主義を「宗教としてのイスラームへの信仰を思想的基盤とし、公的領域におけるイスラーム的価値の実現を求める政治的なイデオロギー」（強調は原文）と定義しており、その中にイスラーム国家の樹立という基準を含めていない [末近 2013: 9]。
- (12) 「イスラーム国」は、2014年の「建国」とほぼ同時に、「サイクス・ピコの終焉」と「国境の打破」に関する2つのビデオを公開した [保坂 2017: 166–167]。また、バグダーディーはそれ以前から、「不信仰者共がサイクス・ピコ協定 […] で作り上げた、シリアーイラク国境の存在などは認めない」との立場であった [アトワーン 2015: 116]。
- (13) アラブ諸国では、ナショナリズムに相当するものとして、ワタニーヤ (waṭāniya) とカウミーヤ (qawmiya) の2つがある [錦田 2010: 39–40]。前者は「郷土 (ワタン waṭān) を統合単位としそれぞれの「領域国家に基盤を置く」一方で、後者は「文化を基盤とする民族 (カウム qawm) を統合する理念」であり、しばしば「アラブ民族主義」と呼ばれるものである [小杉 1994: 221]。ここではカウミーヤが言及されているが、解放党はワタニーヤとカウミーヤの双方を否定する立場である。
- (14) こうした変化は、イスラーム世界においては、過渡期に存在したオスマン帝国に典型的に見られる。オスマン帝国を含む前近代のイスラーム世界においては、人々の自他認識における最も主要な基準は宗教 (ムスリムか否か) にあったが [鈴木 2007: 153–182]、西洋の優位が決定的になった18世紀後半以降、オスマン帝国は徐々にナショナリズムの影響を受け始め、最終的に人々のアイデンティティの大部分は、トルコ人やアラブ人といったネイションに規定されるに至った [鈴木 2007: 182–186]。
- (15) それでも、家族法や相続法は、西洋においても各国の文化が法律に反映されやすい分野であり [小杉 1994: 236]、イスラーム法も形を変えて存続する余地が大きい。反対に、窃盗に対する手首の切断といった身体刑を伴う刑法の場合、その施行のハードルはより高い [小杉 1994: 246–248]。しかしながら、イスラーム法はその原理上、政治と宗教の双方を含む社会生活のすべてを包括するものであるために、一部の領域 (例えば、家族法) のみを施行することはできない [小杉 1994: 82–86]。このことは、カリフ制という包括的なシステムを求める動きを理解する上で、重要な点の一つである。

イスラエルの国境強化を担うユダヤ移民たち —インド出身のユダヤ共同体「ブナイ・メナシェ」の入植動向から—

はじめに	58
1. イスラエルにおける入植政策	59
2. ブナイ・メナシェの入植動向	61
おわりに.....	67

はじめに

本稿は、イスラエル政府が周縁的な位置にあるユダヤ共同体をどのように軍事的な問題を抱える国境地域へ入植するように誘導してきたのかを考察する。イスラエルは、1950年の帰還法に基づいて、国外のユダヤ人/教徒にアリーヤー（Aliyah: ヘブライ語で「上昇」を意味し、イスラエルの地への移住を指す言葉）を促し、イスラエル国籍を付与し、同地への定住を促してきた。こうした移民・入植政策は国境地域の人口確保という安全保障上の目的とも結びつき、特にアジア・アフリカ圏のユダヤ教にゆかりを持つ共同体のアリーヤーを積極的に支援してきた。この入植政策の具体的な展開を把握する手段として、本稿はインド出身のユダヤ共同体「ブナイ・メナシェ（Bnei Menashe: בני מנשה）」に着目し、イスラエルにおける入植政策およびそのインセンティブと、ブナイ・メナシェの入植パターンの変遷を概観する。

ブナイ・メナシェは、インド北東部のマニプール州およびミゾラム州に居住するクキ・ミゾ系先住民の一部で構成される共同体である。彼らは、古代イスラエルの失われた十支族の一つであるマナセ（Menasseh）族の子孫であると主張し、1950年代から独自のユダヤ教的な慣習を実践してきた[Weil 2004]。イスラエル政府は、2005年にシュロモ・アマール（Shlomo Amar）主席ラビがこの共同体の「ユダヤ性」を条件付きで承認したことを受け、正式な改宗手続きを経た者に対してアリーヤーを認めるようになった[Elazar 2025: 429]⁽¹⁾。インド国内には約1万人のブナイ・メナシェがいたとされ、2000年代初頭から段階的にイスラエルへの移住が進められており、2020年現在で約4,000人がイスラエルに、約7,000人以上がインドに在住している[Singh 2020]。

ブナイ・メナシェを事例として取り上げる前に、イスラエルにおけるユダヤ人の国境地域への入植に関する既存研究を整理し、本稿の学術的位置づけを明確にする。本稿に隣接する既存研究は2つに大別できる。第1に、イスラエル政府/入植運動の観点から入植を論じた研究があり、イスラエル政府が土地をめぐる法律、人口、時間を領土支配の要素として機能させてきたこと[Yacobi and Milner 2022]、入植運動が右派政権との協力と国内外からの資金動員により持続的な入植地拡大を実現してきたこと[Hirsch-Hoefler and Mudde 2020]を明らかにしている。

第2に、イスラエルにおいて周縁的な位置に置かれた移民/入植者自身の視点から国境地域における入植を分析した研究があり、それぞれ中東・北アフリカ出身のユダヤ人であるミズラヒム[Yiftachel and Tzfadia 2004; Cohen and Leon 2008; Reicher 2023; Thorleifsson 2017]エチオピア系ユダヤ人[Abu Rabia Queder 2022]を対象としている。またブナイ・メ

ナシェに関する既存研究[Elazar 2025]は、失われた十支族の子孫としてのアイデンティティ構築やイスラエルの地への帰還という宗教的達成に焦点を当て、この共同体の独自性を明らかにしてきた。本稿はこうした知見を踏まえつつ、ブナイ・メナシェの入植過程を国家の安全保障戦略における国境強化という政治・安全保障の視点から検討する。

本稿がブナイ・メナシェに着目する理由は、彼らが社会経済的・宗教的に周縁的な位置に置かれてきたユダヤ共同体であり、それゆえ入植政策および安全保障戦略との関係において、国家が周縁的な移民集団を動員するメカニズムがとりわけ明瞭に観察できる事例だからである。この事例分析を通じて、本稿は現代イスラエルにおける国境地域における入植政策の展開と、周縁的なユダヤ共同体の入植を促進するメカニズムを明らかにする。

1. イスラエルにおける入植政策

本節では、イスラエル政府が周縁的な位置にあるユダヤ共同体を国境地域へ誘導するメカニズムを把握するために、第1頁においてイスラエルにおける入植政策の基本的な位置づけを概観する。その後、第2頁では、イスラエル政府が国境地域への入植を促進するために設けた具体的なインセンティブとなる政策を検討する。

1.1 イスラエルにおける入植政策の基本的な位置づけ

イスラエル国家の人口配置は、建国直後の1951年に策定された建築家アリエ・シャロン（Aryeh Sharon）による「シャロン計画」にその基礎を見ることができる[Flum 2025]。この計画の基本的な原則は、ユダヤ人口をテルアビブなどの中心地から分散させ、周縁・国境地域に中規模の都市を創設することであり、これが後の「開発都市（Development Town）」と呼ばれる地域となった。これらの入植政策では、ヨーロッパ出身のユダヤ人であるアシケナジムではなく、中東・北アフリカ出身のユダヤ人であるミズラヒムを中心とした人々が、周縁部の開発都市や農業共同体モシャヴに送り込まれた[Yiftachel and Tzfadia 2004]。

この初期の政策は、後続の移民集団がイスラエルに到着する際の入植地を事実上決定づけた。これらの開発都市は、イスラエル社会の地理的・社会経済的な周縁部として構造化され、長年にわたり文化的、社会的、経済的な差別に苦しむ、疎外された脆弱な移民集団の集中地域という既成の構造を作り上げた[Yiftachel and Tzfadia 2004; Cohen and Leon 2008]。こうした1950年代の人口配置政策は、周縁地域への移民配置という入植パターンを確立した。

現在のイスラエルにおいて、入植の主な目的は、単に移民を入植地に定住させることではなく、二つの核心的な目標を達成することにある。一つは、入植した地域をユダヤ化すること[Yacobi and Milner 2022]、そしてもう一つは、将来のイスラエルにとってより良い国境線を作成することである。イスラエルは、その「国家安全保障政策（Mediniyut HaBitahon HaLe'umi מדיניות הביטחון הלאומי）」において、国家安全保障とは、政治的、経済的、社会的、人口統計的なあらゆる要素と資源を統合し、国家目標を達成することにあると見なしている[Eisenkot and Siboni 2019: 20-21]。この視点から見ると、特定の人口集団を地理的な周縁部に配置し、経済的なインセンティブで結びつける政策は、単なる社会福祉政策ではなく、国家の安全保障目標を達成するための戦略として機能する。またイスラエルが計画的な入植を強化した背景には、国境線の軍事的な防衛強化に加え、これらの国境集落の存在自体を、容易に撤回できない人口に基づく壁として機能させたい意図がある[Newman 1989; Jacques 2012]。国境線付近にある集落の住民は、事実上の「入植者の前衛部隊」の役割を担い[Wolfe 2006: 393]、その定住が領土の不可分性を示す国境線としての機能を恒久化することに貢献する。

1.2 入植のインセンティブ

イスラエルは、周縁的な地域の人口定着を重要な政策目標として掲げ、その実現のために多層的な経済的インセンティブを導入してきた。具体的には、国家優先地域（Ezorei Adifut Le'umit: אזורי עדיפות לאומית）」として指定された周辺地域への定住を促進するため、包括的なインセンティブ制度を設けている。2023年11月の政府決定1069号により、これらの地域はA1（最優先:国境沿い入植地、ガザ周辺、北部の対峙線（Kav Imut: קו עימות）、A2（高優先:ガリラヤ・ネゲブの周辺地域）、B（標準優先:その他入植地）に分類されている[Misrad HaBinui VeHaShikun 2020a] ⁽ⁱⁱ⁾。

これらの国家優先地域は恒常的な軍事的リスクに晒されており、入植者が定住する背景には以下の経済的インセンティブが存在する。第1に、所得税優遇がある。所得税優遇は地域ごとに異なり、2025年現在で、ステロットでは年収26万7840シェケルまでの所得に対し20%の税額控除、キリヤット・シュモナでは年収25万9920シェケルまでの所得に対して20%、ゴラン高原のカツリンでは年収18万シェケルまでの所得に対して10%が適用される[State of Israel 2025]。

第2に、開発費補助として、建設住宅省は集合住宅（1ドゥナムあたり4戸以上）に50%補助、戸建住宅にはA1地域で70%、A2地域で50%、B地域で20%の補助を提供する[Misrad HaBinui VeHaShikun 2020a]。

第3に、土地割引制度が最も重要なインセンティブとなっている。イスラエル土地庁

（ILA）の決定により、住宅困窮者（Mehusrei Diyur: מהוסרי דיור）は優先地域A1で50%～70%、場合によっては最大90-91%の土地価格割引を受けられる[Misrad HaBinui VeHaShikun 2020a; Kraus 2025]。250m²までの宅地で割引上限は85万シェケル（約340万円）に設定されており、例えば70万シェケルの宅地は最大割引（割引率91%）の適用によってわずか7万2,800シェケルで取得可能となる[Monk 2024]。また「鉄の剣」作戦（Mivtsa Haravot Barzel: מבצע חרבות ברזל）に一定期間従軍した予備役兵には追加10%割引が適用され、合計90-95%割引に達する場合もある[Kraus 2025; Davar 2024] ⁽ⁱⁱⁱ⁾。

また新移民がネゲブ、国家優先地域、または北部の対峙線地域で住宅を購入する場合、政府は通常の住宅ローンに加え、最大100,000シェケルに達する追加の住宅ローンを提供する[David Angel Law & Notary Office]。さらに2024年3月以降、新規移民への住宅支援制度には大幅な変更が加えられた。変更前は新規移民に5年間で約16,500シェケルの家賃補助が提供されていたが、2024年3月以降にイスラエルに到着した移民には2年間で8,712シェケルのみが支給されることとなり、支援額は約50%削減された[Knesset 2024]。ただし、国家優先地域に居住することを選択した移民には追加補助が設けられており、単身移民には月額973シェケル、家族には月額1,341シェケルの追加、ひとり親家庭には月額1,500シェケルが支給される[Knesset 2024]。エラド・ザクート（Elad Zacut）移民・吸収省戦略・予算担当副局長は「市場価格でアパートを借りるには国の家賃補助だけでは不十分である。そのため、より高額の補助金が支給される国家優先地域に居住しよう移民を奨励している」と述べており[Knesset 2024]、この改革が国境地帯への人口誘導を意図したものであることを明言している。これらのインセンティブは、形式的にはすべてのユダヤ移民に提供されるが、実質的には経済的制約の大きいユダヤ系マイノリティがこれらの優遇措置に最強く反応し、これらの国家優先地域への入植を試みる状況を生み出しかねない。

2. ブナイ・メナシェの入植動向

本節では、第1節で概観したイスラエルの入植政策およびインセンティブ政策が、具体的にどのようにブナイ・メナシェの入植パターンに影響を与えてきたのかを検討する。第1頁では、ブナイ・メナシェの歴史を概観した後、NGO団体シャヴエイ・イスラエルを通じてアリーヤーを実現したのかを論じる。第2頁では、初期の入植地から現在の主要定住先までの入植パターンの変遷を概観する。第3頁では、2015年のゴラン高原への入植が持つ象徴的意味とその限定性を把握する。第4頁では、2025年11月に承認された大規模移住計画が、ガザ戦争後の北部国境強化戦略の一環として位置づけられている実態を把握する。

2.1 ブナイ・メナシェのユダヤ教への回帰とNGOによる移住支援

ブナイ・メナシェは、インド北東部に居住する先住民集団が古代イスラエルとの血統的つながりを主張し、ユダヤ教への回帰を求めてきた共同体である。彼らはマニプール州およびミゾラム州に居住するクキ・ミゾ系諸民族の一部で構成され、自らを古代イスラエルの失われた十支族の一つであるマナセ族の子孫と位置づけている[Elazar 2025]。これらの地域では、英領インド統治時代を通じて宣教師によるキリスト教の布教が行われてきた[Weil 2004: 224-225]。

これらの人々の間で、ユダヤ教やイスラエルとのつながりを求める兆候が現れ始めたのは20世紀中頃である。そのきっかけは1951年に、ミゾラム州ブアラウン村在住の神秘家メラ・チャラ (Mela Chala) が、自分たちがイスラエルの失われた十支族の子孫であるという夢を見たという出来事であった。この夢の知らせはミゾラム州、マニプール州、チン州一帯まで広まった[Weil 2004: 224-225]。1970年代には、イスラエルへの移住を希望する者たちが現れ始め、1974年には、改宗希望者の一人が書いたパンフレットが、当時のゴルダ・メリア (Golda Meir) 首相に送られた[Weil 2004: 228]。ただし、この時点ではイスラエル政府および主席ラビ庁からの公式な承認は得られていなかった。そのため、集団規模のイスラエルへの移住は行われていなかった。

こうしたなかで、ブナイ・メナシェのアリーヤーを実現する上で決定的な役割を果たしたのが、NGO団体シャヴェイ・イスラエル (Shavei Israel: שבני ישראל) である。同団体は2002年にマイケル・フロインド (Michael Freund) によって設立された。フロインドは元ジャーナリストでベンヤミン・ネタニヤフ (Benjamin Netanyahu) 首相の広報副局長を務めた人物であり、失われた十支族の子孫を探索し、イスラエルへの帰還を支援することを組織の使命とした[Shavei Israel]^(iv)。シャヴェイ・イスラエルは、インド現地でのユダヤ教教育プログラムの運営、ラビ派遣、改宗準備支援、イスラエル政府・宗教当局への働きかけ、移住の物流的支援 (航空券、書類手続き、受入先コミュニティとの調整) など、包括的な支援体制を構築した[Shavei Israel]。

また2005年、当時のセファルディ系主席ラビであるシュロモ・アマルは、ブナイ・メナシェを「ユダヤ人との強い親和性がある」と認定し、正式なユダヤ教への改宗 (ギユール: Giyur גיור) を条件としたアリーヤーを承認したと報じられた[Egorova 2015: 494; Maltz 2015]。この決定により、ブナイ・メナシェは帰還法の適用対象となる道が開かれた。ただし、彼らは改宗候補者としての地位で入国し、イスラエル到着後にユダヤ教正統派のラビ法廷 (Beit Din: בית דין) の監督下で改宗手続きを完了する必要があった[Egorova 2015; Elazar 2025]。このように右派政権に近い立場のNGO団体の介入によって、ブナイ・メナシェのイスラエルへの移住は進んでいくことになった。

2.2 入植パターンの変遷:ヨルダン川西岸・ガザ地区から北部国境地帯まで

ブナイ・メナシェの定住先は時期により変遷がある。初期移民 (2005年以前) の多くはヨルダン川西岸の入植地に定住した[Sales 2013]。特にキリヤット・アルバには約700人が居住し、これは入植地における最大のブナイ・メナシェ・コミュニティである[Haime 2023]。またベイト・エル、オフラなどにも定住者がおり[Knesset Research and Information Center 2011; Greenwood 2025]、2005年のガザ撤退前にはグシュ・カティフに45家族が住んでいた[Hasson 2005]。

こうした入植地への集中は、ブナイ・メナシェのユダヤ教上の身分と密接に関係していた。イスラエルへの移住時において、ブナイ・メナシェの多くは正式なユダヤ教への改宗を経ておらず、帰還法の自動適用対象ではない。つまり改宗を前提とした特例入国という法的地位のため^(v)、ユダヤ人として政府の住宅支援や吸収プログラムを利用できなかった[Fishbane 2015]。そのために、移住を主導するNGO団体シャヴェイ・イスラエルの意思決定がブナイ・メナシェの入植地としてそのまま反映されることとなった。シャヴェイ・イスラエルのマイケル・フロインドは「彼ら (訳注: ブナイ・メナシェ) は政府の支援を受けなかったため、彼らを配置できる唯一の場所はユダヤ・サマリア地区 (訳注: ヨルダン川西岸) およびガザのコミュニティであり、そこではグシュ・エムニム (Gush Emunim: גוש אמונים) の宗教的な入植者たちがイデオロギー的確信から吸収の重荷を引き受けることをいとわなかった」と後に語っている[Fishbane 2015]。グシュ・エムニムは1970年代に結成されたヨルダン川西岸・ガザ地区への入植を推進する宗教シオニスト運動であり、「大イスラエル」の実現を掲げていた[Hirsch-Hoefler and Mudde 2020]。こうした宗教シオニストの入植地では、正式な改宗手続きが完了していない段階でもブナイ・メナシェを受け入れる傾向があった[Sales 2013]。実際、ヨルダン川西岸地区に移住したあるブナイ・メナシェの人物は「(訳注: 移住を斡旋したNGO団体シャヴェイ・イスラエルは) ヨルダン川西岸地区、ガザ地区、イスラエルを区別することを教えてくれなかった。彼らは、ここはイスラエルの地だから、どこに住んでもいいと言っていた。私たちは何も知らなかった」と語っている[Sales 2013]。バル・イラン大学のギデオン・エラザール博士は「政治的動機よりも、住宅費の安さと受け入れコミュニティの存在という実際の要因が大きかった」と分析している[Haime 2023]。

後に、これらのガザ地区およびヨルダン川西岸地区への入植は、労働党のオフィル・ピネス・パズ (Ophir Pines-Paz) 議員、ヨルダン川西岸の監視を行う人権団体イエシュ・ディン (Yesh Din) やハアレツ紙から移民を危険地域に送る行為だという批判を受け中止された[Haime 2023]。シャヴェイ・イスラエルは「10年以上前 (訳注: 参考記事の執筆時点から逆算して2013年) から新規移民を入植地に直接誘導することを停止した」と表明し

ている[Haime 2023]。その結果、家族の統合を理由とした既存入植地への移住は継続しているものの、組織的な入植地への誘導は行われなくなった。

現在の主要定住先は北部ガリラヤ地方である。ノフ・ハガリル（旧ナザレット・イリット）が最大の受け入れ先となっており[Kampinski 2021; Press Trust of India 2025; Eichner 2025]、同市のロネン・プロット（Ronen Plot）市長は積極的な支援者として知られる[Eichner 2025; Shavei Israel 2022]。マアロット・タルシハでは自治体と連携した特別プログラムがあり、無料ヘブライ語講座、住宅支援、固定資産税減免が提供されている[Fishbane 2015]。その他、アッコ、ミグダル・ハエメク、ツファットなどに分散している[Jewcer Community Funding, Inc. 2025]。また南部ではガザ地区に隣接するステロットに約120家族が定住し、独自のシナゴーク「アルフェイ・メナシェ」を建設している[Haime 2023]。2023年10月7日の攻撃においてステロットも被害を受けたが、そこに住むブナイ・メナシェからは死者は出なかった[Haime 2023]。

こうしたブナイ・メナシェの入植パターンは、イスラエル政府の国家優先地域と密接に関連している。表1は2025年時点におけるブナイ・メナシェの主要定住地と、各地域で受けられる優遇措置の内容を示したものである。表1が示すように、ブナイ・メナシェが集中する地域の大半は国家優先地域A指定を受けており、所得税控除の対象となっている。特に注目すべきは、軍事的緊張の高い地域における優遇率の高さである。ガザ地区に隣接するステロットでは20%という最高水準の控除が適用され、ヨルダン川西岸のキリヤット・

表 1 2025年時点におけるブナイ・メナシェの居住地域・人口と優遇措置

地域名	ブナイ・メナシェ人口	国家優先地域	所得税控除の対象	控除率	控除上限(₪)
ノフ・ハガリル	約1,500人	非対象	非対象	—	—
マアロット・タルシハ	298人	対象-A (市の住宅支援プログラムあり)	対象 (固定資産税の減免措置あり)	14%	259,920
ミグダル・ハエメク	約200人	対象-A	非対象	—	—
アッコ	133人	対象-A	対象	12%	186,000
ステロット	298人	対象-A	対象	20%	267,840
キリヤット・アルバ	約700人	対象-A	対象	12%	213,240
カツリン	約80人	対象-A (2015年時点において国家優先地域A1指定)	対象	10%	180,000

出所：Emek News 2025; Govmap 2025; State of Israel 2025; Misrad HaBinui VeHaShikun 2020b; Iriyat Ma'alot Tarshiha 2025をもとに執筆者作成

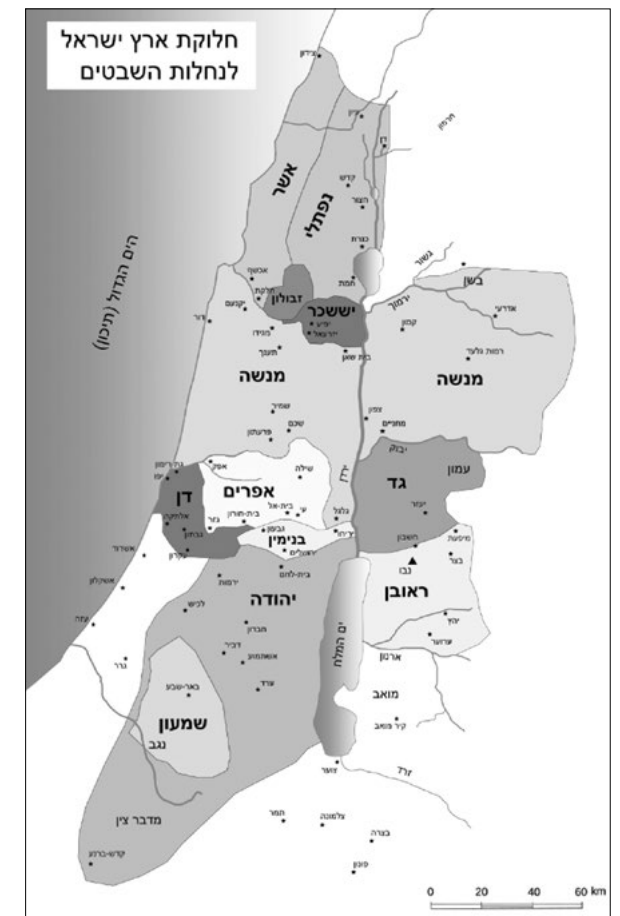
アルバでも12%の控除が提供されている。これらの地域は過去にロケット攻撃や武装勢力による襲撃に直面してきた歴史があり[Haime 2023]、高い優遇措置の設定は、こうした周縁部や紛争地域への入植促進という政府の政策意図を反映していると考えられる。

2.3 ゴラン高原への入植

ゴラン高原は1967年の第三次中東戦争でイスラエルがシリアから占領し、1981年に一方的に併合を宣言した係争地である[Kipnis 2013]。国際社会の大半はこの併合を承認しておらず、国連安全保障理事会決議497号は併合を無効と宣言している[United Nations Security Council 1981]。しかし、イスラエルは同地域を自国領土として扱い、入植地の建設を継続してきた。こうした地政学的に敏感な地域において、2015年6月、ブナイ・メナシェによる初めての大規模入植が実施された。6月18日に78人がゴラン高原の中心都市カツリンに到着し、これによりブナイ・メナシェの累計移住者数は3,000人に達した[Kampinski 2015; Harari 2015]。

この入植は、政治的かつ宗教的な意味を帯びている。ゼエヴ・エルキン (Ze'ev Elkin) 移民・吸収相は新移民歓迎式で「ここは単なる美しい土地ではない。ここは、ゴラン高原に住んでいたマナセ族、すなわちあなた方の祖先の祖先の故郷である。ユダヤの伝統は常に、土地を贖い、本来の所有者にその相続地を取り戻すことを目指してきた。あなた方は今日、この伝統を実現する榮譽を得た。おかえりなさい、あなた方の家へ」と述べた[Kampinski 2015]。NGO団体シャヴェイ・イスラエルのマイケル・フロインドも「ゴラン高原はマナセ族の相続地である。だから今回は、彼らは文字通り家に帰ってき

図1 旧約聖書におけるマナセ族の土地 (中央部の『מנשה』表記箇所)



出所：Wikimedia Commonsより借用

ただ」と強調した[Kampinski 2015]。この入植における宗教的な正当化の根拠となったのは、旧約聖書の申命記4章43節「ルベンのために荒野の高原にあるベツェル、ガドのためにギレアデのラモト、マナセのためにバシヤンのゴランを定めた」という聖句である（図1参照）。この記述は、古代イスラエルにおいてゴランがマナセ族に割り当てられた土地であったことを示しており、ブナイ・メナシェの支援者および政治家たちはこれを「『祖先』の土地の継承」として入植を正当化する根拠とした。

シルヴァン・シャロム（Silvan Shalom）内務相は「すべてのユダヤ人の場所はイスラエルにあり、ディアスポラからすべてのユダヤ人を帰還させるために可能な限りのことをする」と述べ[Kampinski 2015]、この入植を国家的な使命として位置づけた。またゴラン高原ヘスピンのイエシバ（ユダヤ教の神学校）では、ブナイ・メナシェ向けの特別プログラムが運営されており、宗教的・文化的統合の拠点として機能している[Arutz 7 2024]。

しかし、こうした象徴的な意味づけとは対照的に、ゴラン高原への入植は2015年以降拡大していない。2025年11月の政府決定において、約5,800人の新規移住計画の入植先としてノフ・ハガリルおよび北部都市が明示され、ゴラン高原への言及は見られない[Eichner 2025]。実際の定住パターンを見ると、ブナイ・メナシェの主要定住地はガリラヤ地方に集中しており、ノフ・ハガリルには約1,500人、マアロット・タルシハには約298人が居住するのに対し、カツリンの人口は約80人に留まっている（表1を参照）。旧約聖書のナラティブを動員した「祖先の土地の継承」という主張は、累計移住者3,000人という節目において政治的関心を喚起し限定的な入植を実現させているものの、現状では、その定住先においてはノフ・ハガリルといった受入れ基盤が盤石な地域が選択肢となっている。

2.4 2025年現在進行中の入植計画

2025年11月、ネタニヤフ首相、オフィル・ソファー（Ofir Sofer）移民・吸収相、ベツァルエル・スモトリッチ（Bezalel Smotrich）財務相の共同提案により、ブナイ・メナシェ・コミュニティ全員の移住完了を目指す包括的計画が閣議で承認された[News13 2025]。ネタニヤフ首相は「本日、政府が下した重要かつシオニスト的な決定を歓迎する。この決定は、ブナイ・メナシェ・コミュニティのイスラエルへの追加移住につながるものである。移住者は、北部とガリラヤ地方の強化と発展を目指す政府の政策の一環として、北部に定住することになる」と声明を発表した[Eichner 2025]。またスモトリッチ財務相は「ブナイ・メナシェの帰還完了は、何世代にもわたりシオンへの渴望を胸に抱いてきた兄弟との再会である。ガリラヤへの移住とノフ・ハガリルへの定住は北部における我々の足場を強化する」と述べ、この移住計画が国境強化の一環であることを明言した[Eichner 2025; Landsberg 2025]。この決定は、インドに残る約5,800人全員を2030年までに移住させる計

画を正式に制度化するものである[News13 2025]。第1フェーズ（2026年末まで）では約1,200人の移住が予定され、予算9,000万シェケルが計上されている[News13 2025; Eichner 2025]。第2フェーズ（2027-2030年）ではさらに約4,600人の移住が実施される[News13 2025; Eichner 2025]。

この計画の特徴は、ブナイ・メナシェの定住を明確に北部イスラエル強化戦略の一環として位置づけている点にある。2023年10月7日のハマス攻撃以降、イスラエル北部ではヒズブゥラーとの軍事的対立が激化し、レバノン国境沿いの集落からの住民避難が相次いだ。こうした状況を受け、ゼエヴ・エルキン率いる北部復興局（Minhelet Shikum HaTzafon: מנהלת שיקום הצפון）との協力体制が構築され、新規移民の主要定住先はガリラヤ地方の対峙線沿いの都市に設定されている[Eichner 2025]。約5,800人という規模は、ノフ・ハガリルといった北部の都市にとって、人口構成に有意な影響を与える数である。ガザ戦争を経て加速したこの移住計画は、経済的インセンティブと宗教的アイデンティティを組み合わせることで、ブナイ・メナシェを軍事的リスクの高い地域に定住させ、北部国境の人的基盤を強化する戦略といえる。

おわりに

本稿は、イスラエル政府が周縁的な位置にあるユダヤ共同体を軍事的に問題を抱える国境地域へ入植するように誘導してきた政策メカニズムを、ブナイ・メナシェの事例を通じて検討した。第1節では、イスラエルの入植政策が1950年代のシャロン計画以降、周縁地域への人口配置という入植パターンを確立し、それが安全保障上の目的と結びついてきた歴史を概観した。そして、国家優先地域制度が最大90-91%の土地価格割引、開発費補助、所得税優遇などの多層的なインセンティブを提供し、新移民を国境地域へ誘導する具体的メカニズムを明らかにした。第2節では、ブナイ・メナシェの入植パターンが、移住を主導するNGO団体シャヴェイ・イスラエルによってヨルダン川西岸・ガザ地区の入植地から北部ガリラヤ地方まで変遷してきたこと、特にゴラン高原カツリンへの入植がマナセ族の聖書における居住地域という宗教的に正当化できる理由を伴っていること、そして2025年11月の閣議決定により約5,800人の大規模移住計画が北部強化戦略の一環として承認されたことを概観した。

これらの事例が示すのは、イスラエルの入植政策が経済的インセンティブと宗教的アイデンティティを組み合わせた誘導のメカニズムとして機能しているという点である。形式的にはすべての新移民に開かれているインセンティブは、実質的には経済的制約の大きい

特定のユダヤ共同体を国家優先地域などへ入植させる結果を生み出している。またブナイ・メナシェの事例は、彼らの宗教的なアイデンティティを利用するかたちで、周縁的なユダヤ共同体が国家の安全保障目標を達成するための人的資源として、戦略的に国境地域に配置される現実を表している。

参考文献

- Abu Rabia Queder, Sarab. 2022. "The Ethiopian Jews in Israel." In *Routledge Handbook on Contemporary Israel*, ed. Guy Ben Porat, Yariv Feniger, Dani Filc, Paula Kabalo and Julia Mirsky, 311–322. London: Routledge.
- Angel, David (Law & Notary Office). n.d. מישדה מילועל הריד השיכרב תובטה. David Angel Law & Notary Office website. <https://www.dangel-law.co.il/%D7%94%D7%98%D7%91%D7%95%D7%AA-%D7%91%D7%A8%D7%9B%D7%99%D7%A9%D7%AA-%D7%93%D7%99%D7%A8%D7%94-%D7%9C%D7%A2%D7%95%D7%9C%D7%99%D7%9D/> (accessed December 15, 2025).
- Arutz 7. 2024. "שדה רישב ייבא נב יאהויו השנמה ינב: חרומהמ". *Arutz 7*, June 24. <https://www.inn.co.il/news/640610> (accessed December 15, 2025).
- Ben David, Laura. 2024. "From Manipur to Israel: A Bnei Menashe immigrant pays the highest price." *The Times of Israel Blogs*, 13 September. <https://blogs.timesofisrael.com/from-manipur-to-the-israel-a-bnei-menashe-immigrant-pays-the-highest-price/> (accessed December 15, 2025).
- Calcalist. 2018. Danieli, Anat. "הירפירפב סמה תובטה: קחרמב מילקש יפלא לש רעפ: תוקד 10 העיסנ תוקד 10". *Calcalist*, May 17. https://www.calcalist.co.il/real_estate/articles/0,7340,L-3738271,00.html (accessed December 15, 2025).
- Cohen, Uri, and Nissim Leon. 2008. "The New Mizrahi Middle Class: Ethnic Mobility and Class Integration in Israel." *Journal of Israeli History* 27 (1): 51–64.
- Davar. 2024. "תימואל תופידע ירוחאב תועקרק תשיכרב תופסנו תובטה ולבקי מיקינמאולימ: לארשי יעקרקמ תושר". *Davar – Davar HaOvdim BeEretz Yisrael*, March 21. <https://www.davar1.co.il/498209/> (accessed December 15, 2025).
- Egorova, Yulia. 2015. "Redefining the Converted Jewish Self: Race, Religion, and Israel's Bene Menashe." *American Anthropologist* 117 (3): 493–505.
- Eichner, Itamar. 2024. "ל'הצל סיגתהלו קראל תולעל מישקבמ דוה חרומ ופצב השנמה ינב טבשמ תואמ". *Ynet*, 17 January. <https://www.ynet.co.il/judaism/article/rycj57hkt> (accessed December 15, 2025).
- . 2025. "דע קראל ולעי השנמ ינב תליהק ירבה לכ: הרשיא הלשממה". *Ynet*, November 23. <https://www.ynet.co.il/judaism/article/rktxndgwbe> (accessed December 15, 2025).
- Eisenkot, Gadi, and Gabi Siboni. 2019. *Guidelines for Israel's National Security Strategy*. Tel Aviv: Institute for National Security Studies (INSS).
- Elazar, Gideon, and Miriam Billig. 2025. "The Immigration and Strategic Assimilation of Bene Menashe: A Zomian Jewish Community in Israel." *Asian Studies Review* 49 (2): 424–42.
- Emek News. 2025. "תחולעהל ונל רווע, ודוהב ורתונ השנמ ינב וניהא 5000: לארשיל ישארה ברל טולפ". *Emek News*, 5 February. <https://emeknews.co.il/לארשיל ישארה ברל טולפ/> (accessed December 15, 2025).
- Fishbane, Matthew. 2015. "Becoming Moses." *Tablet Magazine*, February 19. <https://web.archive.org/web/20160420090834/https://tabletmag.atavist.com/becoming-moses> (accessed December 15, 2025).
- Flum, Matan. 2025. "Israel's Planning Historiography: Interrogating Spatio-Temporal Discourse and 'Whiteness.'" *Planning Perspectives* 40 (2): 407–19.
- GovMap. 2025. לארשי תופמ. <https://www.govmap.gov.il/?c=247269.28,699266.6&lay=144> (accessed December 15, 2025).
- Greenwood, Hanan. 2025. "הצרא ולעוי השנמה ינב תליהקמ מיפלא: ודוהב מיחרזאה תמהלמ תובקעב". *Israel Hayom*, April 7. <https://www.israelhayom.co.il/news/local/article/17699839> (accessed December 15, 2025).
- Haime, Jordyn. 2023. "Since Hamas Atrocities, Bnei Menashe Jews Face Enemies on Two Fronts." *The Times of Israel*, December 9. <https://www.timesofisrael.com/since-hamas-atrocities-bnei-menashe-jews-face-enemies-on-two-fronts/> (accessed December 15, 2025).
- Harari, Orly. 2015. "השנמ ינב תליהק לש 3000-ה הלועה". *Arutz Sheva / Israel National News*, June 18. <https://www.inn.co.il/news/300645> (accessed December 15, 2025).
- Hasson, Nir. 2005. "ןוחתה לילגב מג וקפתסי קא תירוטסיהה מתלהנל רובעל מיצור פייטק שוגמ השנמ ינב תליהקב". *Haaretz*, July 8. <https://www.haaretz.co.il/misc/2005-07-08/ty-article/0000017f-e19a-d7b2-a77f-e39f9d030000> (accessed December 15, 2025).
- Hirsch-Hoefler, Sivan, and Cas Mudde. 2020. *The Israeli Settler Movement: Assessing and Explaining Social*

Movement Success. Cambridge: Cambridge University Press.

Iriyat Ma'lot Tarshiha. 2025. "Facebook post." *Facebook*, 26 February. <https://www.facebook.com/share/p/1BkGbovzhJ/?mibextid=wwXIfr> (accessed December 15, 2025).

Israel Hayom. 2025. "הרשיא השנמה: הרשיא השנמה ללכ לש התיילע שלשות: הרשיא השנמה." *Israel Hayom*, 23 November. <https://www.israelhayom.co.il/news/politics/article/19303768> (accessed December 15, 2025).

Jacques, Mélanie. 2012. "Case Study: Israeli Settlements, the Separation Wall and Displacement of Civilians in the Occupied Palestinian Territory." *In Armed Conflict and Displacement: The Protection of Refugees and Displaced Persons under International Humanitarian Law*, 77–124. Cambridge: Cambridge University Press.

Jewcer Community Funding, Inc. 2025. *Urgent: Help a Bnei Menashe Family Make Aliyah* <https://www.jewcer.org/project/urgent-help-a-bnei-menashe-family-make-aliyah/> (accessed December 15, 2025).

Kampinski, Yoni. 2021. "הדוים עבמב: 160 השנמ ולע השנמ ינב." *Arutz Sheva / Israel National News*, May 31. <https://www.inn.co.il/news/494393> (accessed December 15, 2025).

———. 2015. "השנמ טבש תלהל מירוה השנמה ינב." *Arutz Sheva / Israel National News*, June 25. <https://www.inn.co.il/news/301115> (accessed December 15, 2025).

Knesset. 2024. "מישדה מילועל הריד רכשל עויסב 50% לש ןוציק." June 24, 2024. <https://main.knesset.gov.il/News/PressReleases/pages/press24062024b.aspx> (accessed December 16, 2025).

Knesset Research and Information Center. 2011. "מתטילקו השנמ ינב האלעה." Jerusalem: Knesset. https://fs.knesset.gov.il/globaldocs/MMM/dcc18d55-f7f7-e411-80c8-00155d010977/2_dcc18d55-f7f7-e411-80c8-00155d010977_11_9854.pdf (accessed December 15, 2025).

Kraus, Yair. 2023. "י"מר תודגנתה תורמל ולדגוי לילגבו בנב תועקרק לע תוהנה: יפוס הו וישכע." *ynet*, September 14. <https://www.ynet.co.il/economy/article/rjokxkyya> (accessed December 15, 2025).

Landsberg, Avraham. 2025. "השנמ ינב תליהק לש היילעה תמלשהל תינכות הרשוא: הירוטסיה." C14 – לארשי לש תושדה – November 17. <https://www.c14.co.il/article/1380099> (accessed December 15, 2025).

Maltz, Judy. 2015. "How a Former Netanyahu Aide Is Boosting Israel's Jewish Majority, One 'Lost Tribe' at a Time." *Haaretz*, 19 February. <https://www.haaretz.com/2015-02-19/ty-article/how-one-man-is-pumping-up-israels-jewish-majority/0000017f-dc34-db22-a17f-fcb555a20000> (accessed January 10, 2026).

Markowitz, Fran, Sara Helman, and Dafna Shir-Vertesh. 2003. "Soul Citizenship: The Black Hebrews and the State of Israel." *American Anthropologist* 105 (2): 302–12.

Misrad HaBinui VeHaShikun. 2020a. "מיירפכו מינורייע – תימואל תופידע יבושיי." https://www.gov.il/he/departments/general/national_preference_settlements (accessed January 30, 2025).

———. 2020b. "השנמ ינבל תיירבה תינכות." https://www.gov.il/BlobFolder/generalpage/mebhnitmicha_2020/he/%D7%AA%D7%95%D7%9B%D7%A0%D7%99%D7%95%D7%AA%20%D7%97%D7%91%D7%A8%D7%A%D7%99%D7%95%D7%A%D7%9C%D7%91%D7%A0%D7%99%20%D7%9E%D7%A0%D7%A9%D7%94.pdf (accessed December 15, 2025).

Monk, Ariel. 2024. "הימואל תופידע ירוויאב עקרק תוחנה ותמל ךלהמה מלוה." *MivzakLive*, June 25. <https://www.mivzaklive.co.il/archives/825631> (accessed December 15, 2025).

Newman, David. 1989. "Civilian and Military Presence as Strategies of Territorial Control: The Arab-Israel Conflict." *Political Geography Quarterly* 8 (3): 215–227.

News 13. 2025. "הרשיא השנמה: 5,800 תליהקמ ינב תושדה השנמ ולעי ודוהב השנמ ינב תליהקמ." *13*, November 23. <https://13tv.co.il/item/news/politics/state-policy/f52-904861015/> (accessed December 15, 2025).

Press Trust of India. 2025. "Israel Clears Proposal to Bring Remaining 5,800 Jews From India's Northeast." *Business Standard*, November 25. https://www.business-standard.com/external-affairs-defence-security/news/israel-clears-proposal-to-bring-remaining-5-800-jews-from-india-s-northeast-125112500782_1.html (accessed December 15, 2025).

Reicher, Amir. 2023. "Settler-Colonialism in the West Bank from the Standpoint of Its Mizrahi Settlers." *Ethnic and Racial Studies* 46 (7): 1314–34.

Sales, Ben. 2013. "'Lost' Indian Jews Coming to Israel Despite Skepticism Over Ties to Faith." *Jewish Telegraphic Agency*, October 17. <https://www.jta.org/2013/10/17/israel/lost-indian-jews-immigration-continues-despite-skepticism-over-their-claims> (accessed December 15, 2025).

Shavei Israel. 2022. "A Visit to the Bnei Menashe in Nof Hagalil." *Shavei Israel Blog*, March 2. <https://www.shavei.org/blog/2022/03/02/a-visit-to-the-bnei-menashe-in-nof-hagalil/> (accessed December 15, 2025).

Singh, Avinash. 2020. "Israel's Absorption of Bnei Menasseh Jews from India." *Observer Research Foundation*, January 30. <https://www.orfonline.org/expert-speak/israels-absorption-of-bene-menasseh-jews-from-india-60895> (accessed December 15, 2025).

State of Israel, Israel Tax Authority. 2025. *Income Tax Monthly Deductions Booklet 2025*. Government of Israel. https://www.gov.il/BlobFolder/generalpage/income-tax-monthly-deductions-booklet/he/generalInformation_income-tax-monthly-deductions-booklet_monthly-deductions-booklet-2025.pdf (accessed December 15, 2025).

Thorleifsson, Cathrine Moe. 2017. "Peripheral Nationhood: Negotiating Israeliness from the Margins of the State." *Anthropological Quarterly* 90 (1): 83–106.

United Nations Security Council. 1981. *Security Council Resolution 497 (1981)*. United Nations. [https://docs.un.org/en/S/RES/497\(1981\)](https://docs.un.org/en/S/RES/497(1981)) (accessed December 15, 2025).

Weil, Sharva. 2004. "Lost Israelites from the Indo-Burmese Borderlands: Re-traditionalisation and Conversion among the Shinlung or Bene Menasseh." *The Anthropologist* 6 (3): 219–233.

Wolfe, Patrick. 2006. "Settler Colonialism and the Elimination of the Native." *Journal of Genocide Research* 8 (4): 387–409.

Yacobi, Haim, and Elya Milner. 2022. "Planning, Land Ownership, and Settler Colonialism in Israel/Palestine." *Journal of Palestine Studies* 51 (2): 43–56.

Yiftachel, Oren, and Erez Tzfadia. 2004. "Between Periphery and 'Third Space': Identity of Mizrahim in Israel's Development Towns." In *Israelis in Conflict: Hegemonies, Identities and Challenges*, ed. Adrian Kemp, David Newman, Uri Ram and Oren Yiftachel, 203–235. Sussex Academic Press.

-
- (i) Haaretz紙の報道によれば、ラビ・アマルの判決には重要な留保があった[Maltz 2015]。イスラエル内務省の内部文書およびアマル主席ラビ自身の書簡は、ブネイ・メナシェがユダヤ宗教法ハラハー上の「イスラエルの種(Zera Yisrael: לארשי ערו)」の厳密な定義に該当しないことを明記している。アマル主席ラビは、ブナイ・メナシェは「概念的・イデオロギー的」には「イスラエルの種」と見なせるとしたが、ユダヤ人の父と非ユダヤ人の母親の息子を意味する「イスラエルの種」のハラハー上の定義に準拠していないと述べたという。しかしシャヴェイ・イスラエルのマイケル・フロインドは2010-11年にクネセット委員会やメディアで「アマル主席ラビがブネイ・メナシェを『イスラエルの種』と認定した」と無条件的な承認として報告し、政策決定に影響を与えた。
- (ii) 住宅・建設省によれば、国家優先地域は「ガリラヤとネゲブを中心とした地理的周辺地域と、南北の紛争地帯を強化する」ことなどを目標としており、自治体の選定は移住率(30%)、人口増加率(20%)、周縁性指数(25%)、社会経済指数(10%)、安全保障上の考慮(15%)に基づいている。またレバノン国境(9km以内)およびガザ周辺(7km以内)の紛争地域に該当する自治体は、国家優先地域A1に分類される[Misrad HaBinui VeHaShikun 2020a]。
- (iii) こうした国境地帯への定住に加え、ブナイ・メナシェは軍務への参加率が顕著に高い。2024年1月時点で男性の入隊率は99%に達し、215人の男性がイスラエル国防軍(IDF)の正規軍・予備役に従軍している[Eichner 2024]。女性の10%がIDFに入隊し、90%が国民奉仕活動に従事している[Eichner 2024]。2023年10月7日以降のガザ戦争ではゲリ・ギデオン・ハンガール(Geri Gideon Hanghal)軍曹がブナイ・メナシェ出身として戦死した[Ben David 2024]。
- (iv) シャヴェイ・イスラエルの活動は、ブナイ・メナシェを中心に、14～15世紀のスペイン・ポルトガル圏において強制改宗の対象となった人々の末裔であるブナイ・アヌシム(Bnei Anusim: ינב מיסונה)、19世紀のロシア帝国下で安息日を守った人々の末裔であるサブトニク(Subbotnikim: מיקינטוכים)、ナチス占領下のポーランドでカトリック教徒に預けられた人々の子孫である隠れユダヤ人、中国の開封ユダヤ人、ペルーに住むインカ・ユダヤ人(Bnei Moshe: ינב השמה)などを対象としている[Shavei Israel]。
- (v) なお、ブナイ・メナシェの移住には特別な法的枠組みが適用されている。イスラエルの帰還法は2世代前までしか遡らないため、数千年前に遡るブナイ・メナシェの血縁関係は自動的な移住権の根拠とはならない。2007年の政府決定2442号は、彼らを「改宗を前提とした入国」として受け入れる枠組みを確立した[Eichner 2025; Israel Hayom 2025]。具体的には、インド現地で改宗希望者リストの

審査を行い、認定された者に対してA/5ビザ(5年間有効な一時居住ビザ)を発給して渡航を許可する[Eichner 2025]。彼らはイスラエル到着後、国内で正規の改宗プログラムを履修し、ベト・ディン(ラビの宗教裁判所)での審査を経てユダヤ教徒となり、その時点で帰還法の資格を得て市民権を付与される。

2024年トルコ統一地方選挙における 親クルド政党の二面性 「第3の道」と「都市合意」

1. はじめに	74
2. 2024年トルコ統一地方選挙	75
3. トルコ南東部における「第3の道」	76
4. トルコ西部における「都市合意」	80
5. おわりに	83

1. はじめに

2024年3月31日に投開票が行われたトルコ共和国の統一地方選挙では、トルコ全土81県の全ての地方自治体の首長、県・市議会議員が選出された。同選挙では主要野党の共和人民党（Cumhuriyet Halk Partisi: CHP）が2002年から続くエルドアン政権下の歴代選挙で初めて得票率で第1党となり、現与党の公正発展党（Adalet ve Kalkınma Partisi: AKP）と民族主義者行動党（Milliyetçi Hareket Partisi: MHP）に対する支持の低下を印象付けた。一方、少数民族クルド人を中心に支持を集める親クルド政党の人民平等民主主義党（Halkların Eşitlik ve Demokrasi Partisi: DEM Parti）はトルコ国内の東西において異なる2つの選挙戦略を採用した。DEMはトルコ西部では「都市合意（Kent Uzlaşısı）」を通じてCHPとの野党連携を試みた一方、クルド人が集住するトルコ南東部のクルド地域では「第3の道（Üçüncü Yol）」路線を掲げることで主要与野党から差別化して独自の選挙戦を進め、地方自治体における党勢を拡大した。

1990年代初頭に結党された親クルド政党（pro-Kurdish party）は、トルコ共和国の少数民族クルド人の地位と権利を巡る民族問題であるクルド問題を議会や選挙という合法的な枠組みを通じて解決することを目指してきた。特に歴代の親クルド政党の中でも2015年から2023年にかけての人民民主党（Halkların Demokratik Partisi: HDP）から緑の左派党（Yeşiller ve Sol Gelecek Partisi: YSP）の期間には、HDP共同党首⁽¹⁾を務めたセラハッティン・デミルタシュ（Selahattin Demirtaş）の下、従来の支持基盤のクルド人のみならずトルコ全土から支持を獲得する「トルコの政党（Türkiye partisi）」を目指した。そして、「トルコ市民化（Türkiyelileşme）」の政治路線を採用し、他野党との連携を通じて権威主義色を強めるエルドアン政権との対決とトルコの民主化を追求した。しかし、2023年5月に行われた大統領・議会同時選挙での敗北はこれまでの戦略の転換を促し、HDP・YSP期の「トルコの政党」を目指す立場から、よりクルド民族主義色の強い「クルド民族政党（Kürt partisi）」へと移行する転換点となった。

本論文では2024年の統一地方選挙における親クルド政党DEMの選挙戦略と言説の地域間での差異を分析することで、DEMによる「トルコの政党」から「クルド民族政党」への移行の過程を明らかにする。

2. 2024年トルコ統一地方選挙

2024年3月31日に実施された統一地方選挙では主要野党CHPが統治するイスタンブール、イズミル、アンカラの主要3広域市⁽²⁾市長選挙の動向が特に注目を集めた。2019年の地方選挙ではCHPは善良党（İYİ Parti: İYİ）との国民連合（Millet İttifakı）の枠組みで候補者調整などの選挙協力を行い、野党側の支持基盤のイズミルに加え、新たに20年以上に渡って与党AKPとその前身の親イスラーム政党が支配してきたイスタンブールとアンカラの2広域市の市長選挙でCHPの候補者が勝利した。しかし、国民連合は2023年6月のİYİ離脱を契機に解散し、同連合を形成した6党は各党独自の候補者を擁立して地方選挙に臨み、CHPは単独での参加となるために苦戦が予想された。また、2019年の地方選挙では親クルド政党HDPは「クルディスタンで勝利し、西部ではAKPとMHPを敗北させる」としてクルド地域では独自候補を擁立した一方、トルコ西部では現政権を打倒するために候補者を自主的に取り下げて野党候補の支持に回り、CHPを含む国民連合の勝利に貢献した。しかし、DEMは2024年の地方選挙では野党側への協力を白紙にし、トルコ全土に独自候補者を出すことを模索していた。

そうした状況の中、2024年の地方選挙で特に注目されたのはイスタンブール広域市市長選挙の動向であった。2019年の同選挙では、第1回投票時にCHPのエクレム・イマムオール（Ekrem İmamoğlu）が与党AKPの元首相ビナリ・ユルドゥム（Binali Yıldırım）に対して0.2ポイントの僅差で勝利し、エルドアン政権に衝撃を与えた。エルドアン自身も広域市市長を務めたイスタンブールでのAKPの敗北は、政権側による広域市市長選挙の「やり直し」につながり多くの批判が集まった。そして、同年5月の再選挙では10ポイント近くの大差をつけてイマムオールが再び勝利し、自由で公正とは言えない選挙の中でも「政権交代」と選挙の「有意義性」が確認されたことで野党陣営を勢いづけた [今井, 岩坂 2023: 117-119]。そして、2024年地方選挙で独自候補者の擁立を決定したDEMの方針は、イスタンブールの中で約1割前後を占める親クルド政党の支持者の投票行動にも影響を与えることが予想され、現職のイマムオールが再選を目指す上での重要な要素の1つとなった。

3月31日に投開票が行われた地方選挙の結果はトルコ全土でのCHPの勝利に終わった。AKPの全国得票率35.5%に対してCHPが37.77%を獲得してトルコの第1党となり、2002年以来初めてAKPの得票率を上回った。また、主要3広域市のイスタンブール、イズミル、アンカラでは広域市市長選挙でCHPの候補者が再選し、ブルサやマニサといった与党側の広域市の市長選挙でもCHPが勝利したことでトルコの半数の広域市がCHPの統治下に置かれた。同選挙におけるCHPの勝利には、CHP市長による自治体運営を高く評価した有

権者による現職効果や与党側の対抗馬の脆弱性、トルコ経済の悪化等が影響を与え、地方選挙での敗北によってエルドアン大統領の政権運営は難しい舵取りを迫られた [関 2024: 133-137]。一方、第3勢力としてのDEMは政権によって管理人 (kayyım) ⁽³⁾ が任命されたクルド地域の主要都市ディヤルバクル、ヴァン、マルディンの3広域市市長選挙で再び勝利するとともに、前身のHDPによる2019年地方選挙での57の自治体の首長選での勝利を大きく上回る74の自治体で首長職を確保した。

表1 2024年地方選挙結果

政党 (広域市)	市長	首長 (区, 市, 郡, 町)	得票率 (%)	前回比 (±)
CHP	14	395	37.77	-7.75
AKP	12	526	35.49	8.84
YRP	1	62	6.19	新規
MHP	0	218	4.99	2.32
DEM	3	74	5.70	-1.46
İYİ	0	30	3.77	3.68
その他	0	51	6.09	0.46
合計	30	1356	100	

出典: 高等選挙委員会 (Yüksek Seçim Kurulu: YSK) のデータ、TRT [2019, April 3; 2024, April 4] から筆者作成

3. トルコ南東部における「第3の道」

3-1. 人民平等民主主義党

親クルド政党のHDPとYSPは、2023年5月に実施された大統領・議会同時選挙においてエルドアン政権に対する対決姿勢を鮮明にした。両党は大統領選挙では独自候補を擁立せずに主要野党による国民連合の大統領候補ケマル・クルチダルオール (Kemal Kılıçdaroğlu) を支持したものの、親クルド政党を含む諸野党は大統領・議会選挙の双方で敗北した。独自の大統領候補を擁立しないという党指導部の決定と決選投票でのクルチダルオールはトルコ民族主義的政策・言説への転換は親クルド政党に対する支持者からの失望を招き、政権批判の受け皿としてのCHPの台頭とともに、党内外のクルド系有権者からの批判を受けた [法島 2025]。そして、親クルド政党は選挙後に党員や支持者による集会を各地で開催し、党の再編とHDP期の野党連携を通じた「トルコの政党」を目指す路線からの転換を試みた。

2023年10月15日に開催されたYSPの第4回臨時党大会「自由のために再び (Özgürlük İçin Yeniden/Ji bo Azadiyê)」ではYSPの新党名の発表や党規約の改正、新共同党首を含む党幹部の選出等が行われ、親クルド政党の再編のための方針が決定された。YSPは党名を人民平等民主主義党 (Halkların Eşitlik ve Demokrasi Partisi: HEDEP, 後にDEM Parti) に変更し、クルド系支持者に親しみやすい歴代の親クルド政党と類似した党名が選ばれた。

さらに臨時党大会では新共同党首のトゥンジェル・バクルハン (Tuncer Bakırhan) とトゥライ・ハティムオールラル (Tülay Hatimoğulları) は元HDP共同党首デミルタシュらによって主張されていた「トルコの政党」という目標について言及せず、新たに「民主的なトルコのためにはクルド問題が解決されなければならない」というメッセージに重点を置いた。そして、クルド問題の解決策はイムラル島に収監されている非合法武装組織クルディスタン労働者党 (Partiya Karkerên Kurdistanê: PKK) 指導者のアブドゥッラー・オジャラン (Abdullah Öcalan) であると強調し、オジャランの主導によるクルド問題の解決を目指す姿勢を示し [Yazıcıoğlu 2023, October 15]、主要な支持層のクルド系有権者からの支持回復のために「クルド民族政党」的な主張を強めた。

3-2. 「第3の道」

YSP党大会の決議では2024年3月の地方選挙における「第3の道」路線の再確認が行われた。DEMによる「第3の道」路線は与党AKP・MHPによる人民連合 (Cumhur İttifakı) を「抑圧、不正、無法、暴政、ファシスト的制度化の拠点である権力ブロック」とする一方、主要野党CHPとİYİによる国民連合を「限定的な変化を約束しながら社会の変革要求を空洞化し、本質的に新たなことを何も語らない復古的な民族主義者」とであると定義した。そして、既存の両連合では現状の社会・政治・経済的危機に対して変革的かつ構造的な解決策を提示できないとして、親クルド政党は両勢力の外側から独自の方針で民主主義と自由の実現を目指す決議し、HDP期の国民連合側に対する一方的な歩み寄りの姿勢から大きく転換した。また、2023年の同時選挙における選挙連合の労働自由連合⁽⁴⁾とは異なり、翌年の地方選挙ではより広範な社会的闘争同盟の形成を目指すことも決定された [DEM Parti 2023, October 15]。

新たに「第3の道」路線を掲げたDEMは2023年11月12日に開催された民主的地方行政会議において、候補者擁立や他党との連携を含む地方選挙の方針を発表した。会議の最終宣言では、自由かつ平等なトルコのためには地方民主主義と民主共和国が必要であるとして、地方自治を通じてオジャランの提唱する民主共和国を実現することと10月の党大会と同様に収監中のオジャランの「孤立」の解消と身体的自由が要求され、「クルド民族政党」としての色彩を強めた。さらにトルコにおける政治の二極化の現状に対してはDEMの提唱

する「第3の道」路線が有効であるとして、地方選挙に向けたさらなる闘争の拡大を表明した。一方、他政党に対しては与野党ともに住民に十分な自治体サービスを提供できていないと批判しつつも、特に現政権による管理人の任命に強く抗議し、クルディスタンからAKP・MHPの与党連合を追い出すことを宣言した [DEM Parti 2023, November 12]。

一方、同会議でDEM共同党首バクルハンは地方選挙での候補者擁立と同盟方針について具体的な内容を明らかにした。バクルハンが管理人が任命された自治体での勝利が優先されることとしてクルド地域に注力することを表明し、前回の議会選挙において親クルド政党が得票率で1位と2位になった全ての都市で市長と市・県議会の候補者を擁立することを宣言した。また、同盟方針についてはHDP期のような他候補に対する間接的な支援は行わないことを表明しつつも、トルコ西部では他党との同盟にオープンであり、公開交渉を通じた連携の可能性に含みを持たせた [Bozarşlan 2023, November 12]。

そして、2024年1月にDEMは地方選挙の候補者擁立に向けた予備選挙 (ön seçim) プロセスを開始した。予備選挙では市長・首長、県・市議会議員について合計約4000人の候補者が立候補し、有権者としてDEMを含む歴代の親クルド政党の党員や関係者に加え、DEMと関係する市民社会組織や専門職団体の関係者等の約10万人が投票を行った [Gazete Duvar 2024, January 10]。特に21日に実施されたクルド地域の最大都市ディヤルバクル広域市共同市長の予備選挙には女性4人、男性10人が立候補し、約2万人が投票を行った [Kamer 2024, January 24]。DEMは1月の予備選挙を通じてクルド地域の多くの候補者を決定したものの、イスタンブールやメルスィン等の西部諸都市では他政党との交渉を継続し、同盟への参加や共同候補の擁立も模索し続けていた [Durukan 2024, January 20]。

3-3. レイラ・ザナの政界復帰

3月の地方選挙に向けて、2024年1月には約8年間に渡って沈黙を保ってきたレイラ・ザナ (Leyla Zana) が再び政治の表舞台に復帰し、DEMがクルド地域で開催する選挙集会で盛んに演説を行った。1990年に結成された初代の親クルド政党である人民労働党 (Halkın Emek Partisi: HEP) から国会議員に初当選したレイラ・ザナは就任式の宣誓でクルド語を使用したために長年投獄され、2004年の釈放後には民主社会党 (Demokratik Toplum Partisi: DTP) の結成を主導してクルド系有権者を中心に高い支持を得てきた。しかし、2015年の議会の就任式の宣誓でのクルド語使用を巡る事件によって2018年に議席を剥奪され、HDP期には事実上の引退状態であった。しかし、2023年12月には地方選挙でディヤルバクル広域市の共同市長候補としてDEMから立候補が検討されていると報道され、後に立候補の要請は否定されたものの、地方選挙を前にザナの動向に再び注目が集まった [Yeni Yaşam 2023, December 22]。

翌年1月にはGazete Duvarの単独インタビューに応じ、現在のトルコ政治やクルド問題への見解について語った。レイラ・ザナは前年の議会選挙で親クルド政党の議席が減少したことに関連して、他党との一定の協力関係はあり得るとしつつも、「どの政党も自らの支持基盤を他の政党に移譲して何の見返りも期待せずに投票させることはなく、政治の本質に反する」とYSP・HDP期の一方的な野党連携の戦略を否定した。そして、現在のトルコの体制が主要政党のCHPとAKPのどちらかの派閥を選択させることを強制しているとして、AKPをウンマの思想を押し付けているとする一方、CHPは1世紀もの間、クルド人に世界の苦しみを与えて無視し、存在を否定してきたと評価し、親クルド政党はどちらの松葉杖にもならないと表明した。そして、CHPが現在に至るクルド人に対する抑圧の起点であると説明し、HDP期の党幹部が収監されたことを2016年クーデタ未遂前後のCHPによる免責解除への賛成に原因を求めて厳しく非難した [Erbay 2024, January 21]。インタビューを通じてザナはAKPとCHPの双方を批判しつつも、CHPに対して特に厳しい姿勢を見せた。一方、エルドアンについてはオジャランと同様にクルド問題を解決する上での重要な交渉相手であると認識し、エルドアンとの全面的な対決を選択したHDP期の政治姿勢を暗に批判した。

地方選挙の期間を通じてザナはクルド地域の各地で演説を行った。演説中ではクルド語の使用やオジャランの「孤立」の打破を主張し、クルド系有権者に対して過去のクルド人への抑圧や差別、偏見を想起させ、民族的アイデンティティに訴えることでDEMへの支持を呼びかけた。バトマン県ベシリ郡で3月27日に行われた演説では「クルド人は尊厳ある平和と正義を求めている。この要求に耳を塞いではならない。クルド人はあらゆる状況下で抵抗し、これからも抵抗し続けるだろう。私たちは高い得票率で自治体を獲得して人民とともに運営する」と演説した [Yeni Yaşam 2024, March 27]。また、3月22日には「私たちは『クルド人を騙せる』と言う者たちに「もう十分だ」と伝える。人間の意志を守れば、アッラーもそれを守ってくださる。私たちは自分自身、自らの言語、自らの名誉を守らなければならない」と発言し [Yeni Yaşam 2024, March 22]、今回の地方選挙が地方自治体の統治のみならず、クルド人のアイデンティティを守るための闘いであるように表現した。

また、ザナはCHPに対しても批判的な演説を繰り返し、クルド人に対して自らのアイデンティティのためにDEMに投票するように呼び掛けた。特にシャンルウルファ広域市ヒルヴァン区で3月24日に開催された選挙集会では、CHPのこれまでの態度を「過去から現在に至るまで、CHPは100年近く、この人々の努力、感情、そしてあらゆる価値観を、自分たちのためだけに利用しようとしてきた」と厳しく批判した。そして、イスタンブール広域市での選挙についても以下のような見解を述べ、クルド人の民族的アイデンティティ

の観点からCHPに対する一方的な選挙協力を拒否した。

CHPは今、「なぜイスタンブールのクルド人は私たちに投票しないのか」と言っている。100年の間にクルド人は意識を高めて組織化し、力を持つ存在になり、その意志を今や自らのために使うことを望んでいる。私たちは誰の召使いでもない。「私に投票しろ、だが目立たないようにしろ」と言われている。しかし、私たちは幽霊ではない。彼らは私たちが馬鹿にしている。私たちは愚かな民族ではない、私たちは古代から続く民族だ。この地域で最も豊かな感情と思想を持つ、古代から続く民族なのだ [Gazete Duvar 2024, March 26]。

また、地方選挙に際してはクルド音楽を代表する歌手シヴァン・ペルウェル (Şivan Perwer) が自身の作詞作曲したDEMの選挙歌「時 (DEM) が来た (Dem Hatiye) ⁽⁵⁾」を歌い、クルド系有権者に対してDEMへの支持を呼びかけた [Yek Music 2024, March 22]。

DEMはクルド地域では「クルド民族政党」として振舞い、独自路線を強調し、クルド系有権者の民族的アイデンティティに訴えかけることで、2023年の同時選挙で棄権やCHPに流出した支持者の取り戻しを試みた。

4. トルコ西部における「都市合意」

4-1. 「都市合意」を通じた野党連携

DEMによるトルコ西部での選挙戦略は「都市合意」に基づき、一部の地域に限定して政策合意を結び、他政党との間で候補者調整を行うというものであった。2023年12月15日から16日に開催されたDEMの党議会では「都市合意とともに人々が統治する」という声明が公表され、地方選挙のロードマップが明らかにされた。特に声明における5項目目では、トルコ西部における「都市合意」の実施とその詳細が以下のように定義された。

5. トルコ西部では、都市を構成して維持する社会的・政治的力学を広く網羅する全ての機関、組織、労働者、勤労者、環境保護活動家、女性、若者、民族・宗教団体・政党、労働・専門職団体、民主的で良識ある市民、あらゆる社会的当事者、政治的アクターと会談し、協議し、共に歩み、共同の闘争を紡ぐ都市合意の基盤を構築することを最優先の課題と考える [DEM Parti 2023, December 16]。

DEMはクルド地域では政権批判層の受け皿となるCHPの台頭を警戒して独自性を強調した一方、トルコ西部では都市部に暮らすクルド系有権者からの要望を考慮した上で、地元住民からの高い支持を受ける野党側の現職市長を支持する可能性があることを示した。

最終的にDEMはイスタンブール広域市のサンジャクテペ区とエセンユルト区、メルスイン広域市とアクデニズ区においてCHPと政策協定を結び、候補者の取り下げや交代という形での協力に基づく「都市合意」が実施された [BBC Türkçe 2025, March 20]。しかし、都市合意の詳細は公式には明らかにされておらず、両者の間での候補者調整の詳細や具体的な政策協定等は公表されていない。

4-2. イスタンブール広域市の事例

イスタンブール広域市市長選挙では、CHP所属の現職エクレム・イマムオールが5年間の市政の成果を強調して再選を目指した一方、与党AKPは環境・都市整備・気候変動省の前大臣ムラト・クルム (Murat Kurum) を立候補させた。また、İYİをはじめとする旧国民連合の構成政党も独自候補の擁立を開始したため、2019年の市長選挙の場合のような野党協力体制の構築は見込めず、イマムオールとCHPの苦戦が予想された。

一方、DEMは「都市合意」の方針の下、イスタンブールでの協力を巡ってCHPとの間で協議を開始した。特に争点となったのはイスタンブール広域市の市長選挙であり、一時は獄中のセラハッティン・デミルタシュの妻バシヤク・デミルタシュ (Başak Demirtaş) の立候補が検討された。2023年1月20日にバシヤクは立候補に対して「人々が望み、党も適切と判断し、民主主義と社会的な平和の実現につながるという確信があれば検討する可能性がある」と前向きな発言を行い [Aktan 2024, January 22]、DEMの幹部はバシヤクも候補者として名前が挙がっていることを認めた。また、DEMのクルド系支持者の間でも独自候補の擁立への支持が69.9%であり、誰が好ましいかという質問にはバシヤクが34.3%で最多となった [Aslan 2024, January 22]。当初、AKPとMHPが連合している状態ではクルド系有権者のイマムオールへの投票が想定されたものの、バシヤクの立候補によって野党票の分散が懸念され、AKPの勝利に近づくと想定された。しかし、最終的に2月7日にバシヤクは立候補辞退の声明を出した [El 2024, February 7]。ディジレ大学のヴァハブ・ジョシュクン (Vahap Coşkun) は一連のバシヤクの立候補を巡る動きを夫のセラハッティン・デミルタシュによる事実上の立候補であると解釈し、DEM支持層から強い支持を集める強力な候補者を立てることで、不人気な候補者を擁立することを試みた現在の党指導部に圧力をかける意図があったとした [Kösedağı 2024, February 7]。

最終的にイスタンブールでのDEMとCHPの「都市合意」では、DEMは広域市市長選挙に

においてメラル・ダヌシュ・ベシュタシュ（Meral Daniş Beştaş）とムラト・チェプニ（Murat Çepni）という知名度の低い候補者を擁立した。また、エセンユルト区ではCHPが当初検討していたアリ・ギョクメン（Ali Gökmen）に代わり、アフメト・オゼル（Ahmet Özer）が都市合意に基づき候補者として指名された。エセンユルトはイスタンブール広域市で最大の区として人口約100万人を誇り、クルド系有権者が多数居住しているために親クルド政党の得票率が高い地域でもあり、DEMがイスタンブールで最も重視している自治体であった。そして、新候補者のアフメト・オゼルはクルド人としての出自を持ち、南東部の経済や社会の研究者であると同時にHDPから議会選挙に立候補した経歴を持つ親クルド政党と非常に近い立場の人物であり、CHPに移籍することで区長選に立候補した。また、DEMはイスタンブール各地の区長選挙において、全39区のうちエユプスルタンやウムラニエ等のCHPとAKPの支持率が僅差の22区で候補者を取り下げ、自主投票を呼びかけた。この他にも親政権メディアによると各区議会にはCHPの候補者リストから43名のDEM党員が当選し、元HDP所属で2018年にPKKのメンバーとして逮捕歴のある人間がサンジャクテベ副区長に任命された [Kılıç & Yeğin 2024, May 11]。

都市合意の結果、イスタンブール広域市市長選ではDEMは約2%の得票率にとどまったものの、CHPのイマムオールが約51%の票を獲得してAKPの約40%の得票率に大きな差をつけて勝利した [表 2]。また、イスタンブールの各区長選挙ではDEMによる候補者撤回の結果、CHP所属の区は前回の16区から大きく増加して26区になり、都市合意の結ばれたエセンユルトでもCHPのオゼルが勝利した。そして、広域市市長選挙におけるDEMの候補者の得票率は2023年議会選挙における前身政党YSPの8.11%に対して2.12%に留まったが、多くのDEM支持者はイマムオールに投票した。トルコ最大の都市イスタンブールでの

表2 2024年イスタンブール広域市長選挙結果

立候補者(所属政党)	得票率(%)
エクレム・イマムオール(CHP)	51.21
ムラト・クルム (AKP)	39.59
メフメト・アルトウニョズ(YRP)	2.62
アズミ・カラマフムトオール(ZP)	2.12
メラル・ダヌシュ・ベシュタシュ (DEM)	2.12
プーラ・カヴンジュ (İYİ)	0.63
その他	1.71
合計	100

出典: YSKのデータから筆者作成

主要野党CHPの勝利には、AKPとの接戦下で唯一選挙協力を行ったDEMと5年間のイマムオール市政を評価したクルド系有権者の存在が大きな役割を果たした。

5. おわりに

親クルド政党は2024年3月の地方選挙において、イスタンブール等の一部都市でCHPの勝利に貢献した。しかし、CHPとの選挙協力はトルコ西部の少数の都市に限定され、従来のような親クルド政党による一方的な協力ではなく、相互の候補者支援等を含む、より深化した協力関係が構築された。一方、DEMはクルド地域での選挙戦略に異なるロジックや言説を用い、予備選挙を通じた独自候補者の積極的な擁立やレイラ・ザナの復帰といったクルド民族主義色を強めた選挙方針が採用された。

同地方選挙はデミルタシュとHDP時代からの変革期であり、トルコ西部では野党連携を通じた「トルコの政党」が目指されたものの、クルド地域では「クルド民族政党」として党の独自色を出した。これは党の主要な支持基盤であるトルコ西部の野党寄りの支持者と南東部のクルド民族主義的な支持者の双方に配慮した結果であった。同時にDEMはこれまでの野党連携によるトルコの民主化やクルド問題解決を目指す方針とは異なり、現政権と協力してエルドアンとオジャランの主導でクルド問題の解決を試みる立場へと転換しつつあった。2024年10月ごろから開始された「第2次解決プロセス (İkinci Çözüm Süreci)」ではオジャランと政権側の主導でクルド問題の解決が目指された一方、2024年10月にはエセンユルト区長オゼル、2025年3月にはエルドアン最大のライバルと目されるイスタンブール広域市市長イマムオールの拘束によって野党への圧力が強まり、DEMはトルコの民主化を目指す「トルコの政党」とクルド問題解決を優先する「クルド民族政党」の狭間で選択を迫られた。

※本研究は東京財団による2026年度ヤングリーダー研究奨学金の研究成果である。

参考文献・資料

今井宏平, 岩坂将充 (2023) 『エルドアン時代のトルコ: 内政と外交の政治力学』 岩波書店。
関颯太 (2024) 「転換点としての2024年トルコ統一地方選挙: 野党躍進の要因と政治的影響(最近の動向)」『中東研究』 551, 126-138, 中東調査会。
法島香月 (2025) 「2023年トルコ大統領・議会選挙における親クルド政党とクルド系有権者の動向: HDPからYSPへの移行と党勢の後退」『イスラム世界』 102, 37-68。

○各種WEBサイト

Halkların Eşitlik ve Demokrasi Partisi (DEM Parti). (2023, October 15). *4'üncü Olağanüstü Büyük Kongre Kararları*. DEM Parti. (<https://www.demparti.org.tr/tr/4-uncu-olaganustu-buyuk-kongre-kararlari/20375/>)
———. (2023, November 12). *Demokratik Yerel Yönetimler Konferansı Sonuç Bildirgesi*. DEM Parti. (<https://www.demparti.org.tr/tr/demokratik-yerel-yonetimler-konferansi-sonuc-bildirgesi/17594/>)
———. (2023, December 16). *Kent Uzlaşısı ile halklar yönetecek*. DEM Parti. (<https://www.demparti.org.tr/tr/kent-uzlasisi-ile-halklar-yonetecek/17678/>)
Halkların Demokratik Partisi (HDP). (2019, February 12). *Temelli: Kurşunun fiyatını bilmiyoruz çünkü biz barış sevdalısızız!* Halkların Demokratik Partisi. (<https://www.hdp.org.tr/tr/temelli-kursunun-fiyatini-bilmiyoruz-cunku-biz-baris-sevdalisiyiz/12868/>)
Aktan, İ. (2024, January 22). *Başak Demirtaş: DEM Parti uygun görürse İstanbul'dan adaylığı düşünebilirim*. Artı Gerçek. (<https://artigercek.com/politika/basak-demirtas-dem-parti-uygun-gorurse-istanbuldan-adayligi-dusunebilirim-281288h>)
Aslan, F. (2024, January 22). *Rawest araştırdı: İstanbul'da yaşayan Kürt seçmen Başak Demirtaş'ın aday olmasını istiyor*. Medyascope. (<https://medyascope.tv/2024/01/22/rawest-arastirdi-istanbulda-yasayan-kurt-secmen-basak-demirtasin-aday-olmasini-istiyor/>)
BBC Türkçe. (2025, March 20). *İmamoğlu'na 'terör' soruşturmasına gerekçe gösterilen 'kent uzlaşısı' nedir?* BBC Türkçe. (<https://www.bbc.com/turkce/articles/c05my822qzqo>)
Bozarslan, M. (2023, November 12). *HEDEP yerel seçimlerde ittifak Sarti açıkladı*. VOA Türkçe. (<https://www.voaturkce.com/a/hedep-yerel-secimlerde-ittifak-sarti-acikladi/7351884.html>)
Durukan, N. (2024, January 20). *DEM Parti Eş Başkanı Bakırhan: CHP'yi yönlendirme pratiğimiz olmadı, İstanbul ve Ankara'da sonucu belirleyecek yüksek oyumuz var*. T24. (<https://t24.com.tr/haber/dem-parti-es-baskani-bakirhan-chp-yi-yonlendirme-pratigimiz-olmadi-istanbul-ve-ankara-da-sonucu-belirleyecek-yuksek-oyumuz-var,1148064>)
El, K. (2024, February 7). *Başak Demirtaş adaylıktan neden vazgeçti?* DW Türkçe. (<https://www.dw.com/tr/ba%C5%9Fak-demirta%C5%9F-adayl%C4%B1ktan-neden-vazge%C3%A7ti/a-68195871>)
Erbay, V. (2024, January 21). *Leyla Zana: Erdoğan artık süreci dondurucudan çıkarmalı*. Gazete Duvar. (<https://www.gazeteduvar.com.tr/leyla-zana-erdogan-artik-sureci-dondurucudan-cikarmali-haber-1663251>)
Gazete Duvar. (2024, January 10). *DEM Parti'den kapsamlı ön seçim: 100 bin delege sandık başına gidiyor*. Gazete Duvar. (<https://www.gazeteduvar.com.tr/dem-partiden-kapsamli-on-secim-100-bin-delege-sandik-basina-gidiyor-haber-1660581>)
———. (2024, March 26). *Leyla Zana'dan CHP'ye: 'Oyunu bana ver görünmez ol' diyor, biz hayalet değiliz*. Gazete Duvar. (<https://www.gazeteduvar.com.tr/leyla-zanadan-chpye-oyunu-bana-ver-gorunmez-ol-diyor-biz-hayalet-degiliz-haber-1678963>)
Kamer, H. (2024, January 24). *DEM Parti'de ön seçimler: Mardin'de Ahmet Türk 3. kez aday, Diyarbakır'da eş başkan adayları Serra Bucak ve Doğan Hatun*. BBC Türkçe. (<https://www.bbc.com/turkce/articles/c0xlvveyy8o>)
Kılıç, N., & Yeğin, A. (2024, May 11). *Kandil'le Kent uzlaşısı meyvelerini veriyor: CHP'li başkana PKK tutuklusunu yardımcı!* Yeni Şafak. ([https://www.yenisafak.com/gundem/kandille-kent-uzlasisi-](https://www.yenisafak.com/gundem/kandille-kent-uzlasisi-meyvelerini-veriyor-chp-li-bas-kana-pkk-tutuklusunu-yardimci-4620416)

meyvelerini-veriyor-chpli-baskana-pkk-tutuklusunu-yardimci-4620416)
Kösedağı, G. Ç. (2024, February 7). *DEM Parti'nin adayı Başak Demirtaş olmayacak – Vahap Coşkun: “Başak Demirtaş'ın içine sinen bir karar olduğunu düşünmüyorum”*. Medyascope. (<https://medyascope.tv/2024/02/07/dem-partinin-adayi-basak-demirtas-olmayacak-vahap-coskun-basak-demirtasin-icine-sinen-bir-karar-oldugunu-dusunmuyorum/>)
TRT. (2019, April 3). *31 MART 2019 YEREL SEÇİM SONUÇLARI*. TRT Haber. (<https://yerelsecim2019.trthaber.com/>)
———. (2024, April 4). *TÜRKİYE GENELİ YEREL SEÇİM SONUÇLARI*. TRT Haber. (<https://secim.trthaber.com/>)
Yazıcıoğlu, Y. (2023, October 15). *Yeşil Sol parti HEDEP oldu*. VOA Türkçe. (<https://www.voaturkce.com/a/ye%C5%9Ffil-sol-parti-hedep-oldu/7311773.html>)
Yek Music. (2024, March 22). *Şivan Perwer - Dem Hatiye (Strana Hilbijartinê Heremî ya Partîya DEM 2024an)* [Video]. YouTube. (<https://www.youtube.com/watch?v=XON5bNkpN04>)
Yeni Yaşam. (2023, December 22). *Leyla Zana'ya adaylık teklifi iddiaları yalanlandı*. Yeni Yaşam. (<https://yeniyaşamgazetesi9.com/leyla-zanaya-adaylik-teklifi-iddialari-yalanlandi/>)
———. (2024, March 22). *Leyla Zana: Herkes bir kişiyi ikna etsin*. Yeni Yaşam. (<https://yeniyaşamgazetesi9.com/leyla-zana-herkes-bir-kisiyi-ikna-etsin/>)
———. (2024, March 27). *Zana, İmralı kapılarının açılması çağrısında bulundu*. Yeni Yaşam. (<https://yeniyaşamgazetesi9.com/zana-imrali-kapilarinin-acilmasi-cagrisinda-bulundu/>)

T.C. Yüksek Seçim Kurulu. (YSK). (<https://www.ysk.gov.tr/>)

(最終閲覧日は全て2025年12月15日である)

- (1) 親クルド政党では男女平等や女性の権利を重視する立場から、党首や市長等の役職を男女1名ずつが共同で担う共同代表制が採用されている。
- (2) 広域市 (büyükşehir belediyesi) はトルコの自治体の区分の1つであり、通常の自治体よりも地方自治体に対して行政面などで広範な権限が付与されている。
- (3) 政権側によって「テロ組織」との関係の容疑などで解任された親クルド政党所属の市長に代わって任命された官僚のことであり、民主的な選挙結果を覆すものであるとして国内外から非難を受けている。
- (4) 労働自由連合 (Emek ve Özgürlük İttifakı) は親クルド政党のHDPとYSPが2023年大統領・議会同時選挙に際して、トルコ系社会主義政党と結成した選挙連合。大統領候補者の指名や議会選挙での候補者擁立を巡る論争から効果的な連携を達成できなかったと批判された。
- (5) 党の略称であるDEMはクルド語で「時」という意味の単語。